

第五十一回 参議院地方行政委員会會議録第三十二号

昭和四十一年六月二十七日(月曜日)
午後一時十九分開会

委員の異動

六月二十七日

辞任

占部 秀男君

補欠選任

藤原 道子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

岸田 幸雄君

小林 武治君

沢田 一精君

加瀬 完君

原田 立君

委員

小柳 牧衛君

高橋文五郎君

津島 文治君

天坊 裕彦君

中村喜四郎君

鍋島 直紹君

林田 正治君

林田 悠紀夫君

鈴木 壽君

林 虎雄君

藤原 道子君

松澤 兼人君

松本 賢一君

二宮 文造君

市川 房枝君

衆議院議員

地方行政委員長

代理

代理

亀山 孝一君

秋山 徳雄君

地方行政委員長

門司 亮君

國務大臣

自治大臣

永山 忠則君

政府委員

警察庁保安局長

今竹 義一君

厚生省環境衛生局長

館林 宣夫君

運輸省自動車局長

坪井 為次君

自治政務次官

大西 正男君

自治省財政局長

柴田 護君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 武君

法制局側

法制次長

杉山恵一郎君

説明員

労働省労働基準局監督課長

藤 正勝君

労働省婦人少年局婦人課長

木下 雪江君

自治大臣官房参事官

鎌田 要人君

自治省財政局公営企業課長

近藤 隆之君

本日の会議に付した案件

○風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○料理飲食等消費税の全面的撤廃に関する請願(第四号)(第二四号)(第二五号)(第二六号)(第二七号)(第二八号)(第二九号)(第三〇号)(第三一

号)(第三二号)(第三三号)(第三四号)(第三五号)(第三六号)(第三七号)(第三八号)(第三九号)(第四〇号)(第四一

号)(第四二号)(第四三号)(第四四号)(第四五号)(第四六号)(第四七号)(第四八号)(第四九号)(第五〇号)(第五一

号)(第五二号)(第五三号)(第五四号)(第五五号)(第五六号)(第五七号)(第五八号)(第五九号)(第六〇号)(第六一

号)(第六二号)(第六三号)(第六四号)(第六五号)(第六六号)(第六七号)(第六八号)(第六九号)(第七〇号)(第七一

号)(第七二号)(第七三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第八〇号)(第八一

号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一

号)(第九二号)(第九三号)(第九四号)(第九五号)(第九六号)(第九七号)(第九八号)(第九九号)(第一〇〇号)(第一〇一

号)(第一〇二号)(第一〇三号)(第一〇四号)(第一〇五号)(第一〇六号)(第一〇七号)(第一〇八号)(第一〇九号)(第一一〇

号)(第一一一号)(第一一二号)(第一一三号)(第一一四号)(第一一五号)(第一一六号)(第一一七号)(第一一八号)(第一一九

号)(第一二〇号)(第一二一号)(第一二二号)(第一二三号)(第一二四号)(第一二五号)(第一二六号)(第一二七号)(第一二八

号)(第一二九号)(第一三〇号)(第一三一号)(第一三二号)(第一三三号)(第一三四号)(第一三五号)(第一三六号)(第一三七

号)(第一三八号)(第一三九号)(第一四〇号)(第一四一号)(第一四二号)(第一四三号)(第一四四号)(第一四五号)(第一四六

号)(第一四七号)(第一四八号)(第一四九号)(第一五〇号)(第一五一号)(第一五二号)(第一五三号)(第一五四号)(第一五五

号)(第一五六号)(第一五七号)(第一五八号)(第一五九号)(第一六〇号)(第一六一号)(第一六二号)(第一六三号)(第一六四

号)(第一六五号)(第一六六号)(第一六七号)(第一六八号)(第一六九号)(第一七〇号)(第一七一号)(第一七二号)(第一七三

号)(第一七四号)(第一七五号)(第一七六号)(第一七七号)(第一七八号)(第一七九号)(第一八〇号)(第一八一号)(第一八二

号)(第一八三号)(第一八四号)(第一八五号)(第一八六号)(第一八七号)(第一八八号)(第一八九号)(第一九〇号)(第一九一

号)(第一九二号)(第一九三号)(第一九四号)(第一九五号)(第一九六号)(第一九七号)(第一九八号)(第一九九号)(第二〇〇

号)(第二〇一号)(第二〇二号)(第二〇三号)(第二〇四号)(第二〇五号)(第二〇六号)(第二〇七号)(第二〇八号)(第二〇九

号)(第二一〇号)(第二一一号)(第二一二号)(第二一三号)(第二一四号)(第二一五号)(第二一六号)(第二一七号)(第二一八

号)(第二一九号)(第二二〇号)(第二二一号)(第二二二号)(第二二三号)(第二二四号)(第二二五号)(第二二六号)(第二二七

号)(第二二八号)(第二二九号)(第二三〇号)(第二三一号)(第二三二号)(第二三三号)(第二三四号)(第二三五号)(第二三六

号)(第二三七号)(第二三八号)(第二三九号)(第二四〇号)(第二四一号)(第二四二号)(第二四三号)(第二四四号)(第二四五

号)(第二四六号)(第二四七号)(第二四八号)(第二四九号)(第二五〇号)(第二五一号)(第二五二号)(第二五三号)(第二五四

号)(第二五五号)(第二五六号)(第二五七号)(第二五八号)(第二五九号)(第二六〇号)(第二六一号)(第二六二号)(第二六三

号)(第二六四号)(第二六五号)(第二六六号)(第二六七号)(第二六八号)(第二六九号)(第二七〇号)(第二七一号)(第二七二

号)(第二七三号)(第二七四号)(第二七五号)(第二七六号)(第二七七号)(第二七八号)(第二七九号)(第二八〇号)(第二八一

号)(第二八二号)(第二八三号)(第二八四号)(第二八五号)(第二八六号)(第二八七号)(第二八八号)(第二八九号)(第二九〇

号)(第二九一号)(第二九二号)(第二九三号)(第二九四号)(第二九五号)(第二九六号)(第二九七号)(第二九八号)(第二九九

号)(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八

号)(第三〇九号)(第三一〇号)(第三一一号)(第三一二号)(第三一三号)(第三一四号)(第三一五号)(第三一六号)(第三一七

号)(第三一八号)(第三一九号)(第三二〇号)(第三二一号)(第三二二号)(第三二三号)(第三二四号)(第三二五号)(第三二六

号)(第三二七号)(第三二八号)(第三二九号)(第三三〇号)(第三三一号)(第三三二号)(第三三三号)(第三三四号)(第三三五

号)(第三三六号)(第三三七号)(第三三八号)(第三三九号)(第三四〇号)(第三四一号)(第三四二号)(第三四三号)(第三四四

号)(第三四五号)(第三四六号)(第三四七号)(第三四八号)(第三四九号)(第三五〇号)(第三五一号)(第三五二号)(第三五三

号)(第三五四号)(第三五五号)(第三五六号)(第三五七号)(第三五八号)(第三五九号)(第三六〇号)(第三六一号)(第三六二

号)(第三六三号)(第三六四号)(第三六五号)(第三六六号)(第三六七号)(第三六八号)(第三六九号)(第三七〇号)(第三七一

号)(第三七二号)(第三七三号)(第三七四号)(第三七五号)(第三七六号)(第三七七号)(第三七八号)(第三七九号)(第三八〇

号)(第三八一号)(第三八二号)(第三八三号)(第三八四号)(第三八五号)(第三八六号)(第三八七号)(第三八八号)(第三八九

号)(第三九〇号)(第三九一号)(第三九二号)(第三九三号)(第三九四号)(第三九五号)(第三九六号)(第三九七号)(第三九八

号)(第三九九号)(第四〇〇号)(第四〇一号)(第四〇二号)(第四〇三号)(第四〇四号)(第四〇五号)(第四〇六号)(第四〇七

号)(第四〇八号)(第四〇九号)(第四一〇号)(第四一一号)(第四一二号)(第四一三号)(第四一四号)(第四一五号)(第四一六

号)(第四一七号)(第四一八号)(第四一九号)(第四二〇号)(第四二一号)(第四二二号)(第四二三号)(第四二四号)(第四二五

○社会保険関係職員的身分移管に関する請願(第一四五一号)

○保健所国庫負担職員給等の超過負担解消に関する請願(第一四五三三三)

○地方財政の強化に関する請願(第一五五九号)

○人命救助並びに火災防止に対する諸設備施行に関する請願(第一五六七号)

○東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する請願(第二一三三三三)(第二二二七三三)(第二二五

四四号)(第二二六六六号)(第二二六六七号)(第二二六六八号)(第二二六六九号)(第二二六七〇号)(第二二六七

一四号)(第二二六八二号)(第二二六八三三)(第二二六八四四号)(第二二六八五五号)(第二二六八六六号)(第二二六八

七六号)(第二二六八八七号)(第二二六八九八号)(第二二六九〇九号)(第二二六九二〇号)(第二二六九三〇号)(第二二六九

四〇号)(第二二六九六一号)(第二二六九七二号)(第二二六九八三三)(第二二六九九四四号)(第二二七〇〇五五号)(第二二七〇

一六六号)(第二二七〇二七六号)(第二二七〇三八七号)(第二二七〇四九八号)(第二二七〇六〇九号)(第二二七〇七二〇号)(第二二七〇

八三一三三三)(第二二七〇九四四四号)(第二二七一〇五五五号)(第二二七一〇六六六号)(第二二七一〇七七六号)(第二二七一〇

八八七六六六)(第二二七一〇九九八八)(第二二七一〇九九九九)(第二二七一〇九九九九)(第二二七一〇九九九九)(第二二七一〇九九九九)

○特別区の区長公選制復活に関する請願(第二一三七七号)(第二一九六六六六)

○風俗営業等取締法など一部改正による個室付トルコ風呂営業の規制促進に関する請願(第二一九四四号)(第二四三三三三)(第二四三三四四号)(第二四三三五五号)(第二四三三

六六六六)(第二四三三七七号)(第二四三三九八八号)(第二四三四〇九九号)(第二四三四二〇〇号)(第二四三四三一一号)(第二四三四四二二

号)(第二四三四五三三三)(第二四三四六四四四)(第二四三四七五五五)(第二四三四八六六六)(第二四三四九七七七)(第二四三五〇八八八)

号)(第二四三五一九九九)(第二四三五二〇〇〇)(第二四三五二〇〇一)(第二四三五二〇〇二)(第二四三五二〇〇三)(第二四三五二〇〇四)

号)(第二四三五二〇〇五)(第二四三五二〇〇六)(第二四三五二〇〇七)(第二四三五二〇〇八)(第二四三五二〇〇九)(第二四三五二〇一〇)

号)(第二四三五二〇一一)(第二四三五二〇一二)(第二四三五二〇一三)(第二四三五二〇一四)(第二四三五二〇一五)(第二四三五二〇一六)

号)(第二四三五二〇一七)(第二四三五二〇一八)(第二四三五二〇一九)(第二四三五二〇二〇)(第二四三五二〇二一)(第二四三五二〇二二)

号)(第二四三五二〇二三)(第二四三五二〇二四)(第二四三五二〇二五)(第二四三五二〇二六)(第二四三五二〇二七)(第二四三五二〇二八)

号)(第二四三五二〇二九)(第二四三五二〇三〇)(第二四三五二〇三一)(第二四三五二〇三二)(第二四三五二〇三三)(第二四三五二〇三四)

号)(第二四三五二〇三五)(第二四三五二〇三六)(第二四三五二〇三七)(第二四三五二〇三八)(第二四三五二〇三九)(第二四三五二〇四〇)

号)(第二四三五二〇四一)(第二四三五二〇四二)(第二四三五二〇四三)(第二四三五二〇四四)(第二四三五二〇四五)(第二四三五二〇四六)

号)(第二四三五二〇四七)(第二四三五二〇四八)(第二四三五二〇四九)(第二四三五二〇五〇)(第二四三五二〇五一)(第二四三五二〇五二)

号)(第二四三五二〇五三)(第二四三五二〇五四)(第二四三五二〇五五)(第二四三五二〇五六)(第二四三五二〇五七)(第二四三五二〇五八)

号)(第二四三五二〇五九)(第二四三五二〇六〇)(第二四三五二〇六一)(第二四三五二〇六二)(第二四三五二〇六三)(第二四三五二〇六四)

号)(第二四三五二〇六五)(第二四三五二〇六六)(第二四三五二〇六七)(第二四三五二〇六八)(第二四三五二〇六九)(第二四三五二〇七〇)

号)(第二四三五二〇七一)(第二四三五二〇七二)(第二四三五二〇七三)(第二四三五二〇七四)(第二四三五二〇七五)(第二四三五二〇七六)

号)(第二四三五二〇七七)(第二四三五二〇七八)(第二四三五二〇七九)(第二四三五二〇八〇)(第二四三五二〇八一)(第二四三五二〇八二)

号)(第二四三五二〇八三)(第二四三五二〇八四)(第二四三五二〇八五)(第二四三五二〇八六)(第二四三五二〇八七)(第二四三五二〇八八)

号)(第二四三五二〇八九)(第二四三五二〇九〇)(第二四三五二〇九一)(第二四三五二〇九二)(第二四三五二〇九三)(第二四三五二〇九四)

号)(第二四三五二〇九五)(第二四三五二〇九六)(第二四三五二〇九七)(第二四三五二〇九八)(第二四三五二〇九九)(第二四三五二一〇〇)

号)(第二四三五二一〇一)(第二四三五二一〇二)(第二四三五二一〇三)(第二四三五二一〇四)(第二四三五二一〇五)(第二四三五二一〇六)

号)(第二四三五二一〇七)(第二四三五二一〇八)(第二四三五二一〇九)(第二四三五二一一〇)(第二四三五二一一一)(第二四三五二一一二)

号)(第二四三五二一一三)(第二四三五二一一四)(第二四三五二一一五)(第二四三五二一一六)(第二四三五二一一七)(第二四三五二一一八)

号)(第二四三五二一一九)(第二四三五二一二〇)(第二四三五二一二一)(第二四三五二一二二)(第二四三五二一二三)(第二四三五二一二四)

号)(第二四三五二一二五)(第二四三五二一二六)(第二四三五二一二七)(第二四三五二一二八)(第二四三五二一二九)(第二四三五二一三〇)

号)(第二四三五二一三一)(第二四三五二一三二)(第二四三五二一三三)(第二四三五二一三四)(第二四三五二一三五)(第二四三五二一三六)

○消火弾を簡易消火器具として規定するの請願

問題になる。したがってトルコぶろでそういうような行為がありましても、いわゆるわいせつ罪になるかどうか、あるいは売春法違反になるかというのはその法の解釈で、これはこういう体裁の公衆浴場に対してこの法律を適用するという、こういう概念をきめたわけであります。個々の具体的問題については、それぞれ裁判所の解釈によらざるを得ぬと考えます。けれども、いま先生がお述べになりましたように、これは非常に問題なんですけれども、こういう場所で行われる好き合った同士がいろいろな行為を行ないました場合に、一体すぐ取り締まるかどうかという問題をだんだん研究いたしますと、よく言われることですが、

○市川房枝君 亀山さんの御意見にちよつと納得しかねるのですが、トルコぶろで相手の女、ミス・トルコ、そのの使用人であつて、そうして片方はお客として来ているわけです。あなたのおつしやつた好き合つた二人というのは、恋愛中の男女がお客として来ているならば、それとは全然違ふわけですよ。どうなんですか。

○衆議院議員（龜山孝一君）それは私の誤解でございます。おっしゃるように、いわゆるミス・トルコ、これが個室においていま御示のようなことがあれば、これはおそらく売春防止法なりわいせつ罪に触れると思います。

○市川房枝君 警察は、そこをもう一ぺんはつきりしないのですが、取り締まる際にどういふふう

○政府委員（今竹義一君）　いま亀山議員から答えられたとおり、役務を提供するというのは、これはトルコぶろの使用人その他の従業員が営業にからんでそういうことを提供する。ここで、使用人その他の従業員ということですが、たとえ指名であらうと何であらうと、そういう従業員であれば、当然こういう役務を提供するものとして、トルコぶろということになります。また必ずしも雇用従属の関係じゃなくても、トルコぶろ営業者とそのミストルコとの間に何らかの関係、営業上の関係があれば、当然この業態として、ここでいう「役務を提供する」というものに該当する、と、かように解釈しております。

ございます。現在すでにこれに該当するものがあるかと思えます。けれども、トルコぶろと称するものがすべて悪いものとは断定できません。ですから悪いのであれば、これは現在あるものを認めておりまして、そこで営業することを認めておりまして、あとにありますような営業停止によって制限を加えている。八カ月をこえざる範囲

の営業停止によって制限を加えている。ことにこれはでき上がったあの立法でありますから、さかのぼってその営業の禁止まですることはどうであらうと、つまりトルコぶろの営業というものがすべて悪いという前提に立つことは立法として困難であらうと思います。おことばを返すようですが、トルコぶろが全部悪いんだという観念のもと

○市川房枝君 いまの龜山さんの御意見には少し異議があるんですが、なぜトルコというものに対する反対運動が方々で強く行なわれるかということとは、やはりいわゆるトルコぶろというものが風紀を乱しているんだということが一般に信ぜられているということからくるのであって、中にはそれはいいものもあるかもしれないけれども、少なくとも大部分はそうなんだ、九九％はそうなんだということの私は証拠になるんじゃないか、こうい

た。まあ名前はあげませんが、東京でもトルコぶろの形式をとっておりませうけれども、健全なものもございます。関西方面においても健全な營業をやっておるところもございます。したがって、これをすべてこういう個室を設け、また役務を提供するものであれば、これは好ましいものではない、こういうふうに言えるかどうか非常にむずかしい。

しい、かように考えますが、一面現在あるものも、先ほど申し上げたように、いわゆるわいせつ罪ということの違反行為があれば営業の停止をいたしますから、そういう点では前進をするものだ、かように考えております。

最後に、この問題をもしてもあまりやかましく言うのと、補償の問題、できたあと営業を禁止するわ

○政府委員(今竹義一君) この規定は、「公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて個室付浴場業を営んでいる者の当該浴場業に係る営業については」かように規定いたしておる次第でございます。現に「許可を受けて個室付浴場業を営んでいる者の当該浴場業に係る営業については」かように規定いたしておるわけでございますから、いわゆる相続をした場合、またはその営業を譲渡した場合等は当然この規定が働かない。したがって場所制限の規定の適用を受ける、かような解釈をいたしております。

○市川房枝君 この法案、社会党も御賛成のようですが、社会党の方お見えになっているのですが、社会党をはじめ衆議院で、この風営の改正さんだけれども、風営の第一条の一、二、三、四、五、六とありますね、その最後に持っていてといいますが、その七は、一番最後は、現在はマージャンなんかになっていますね。その前に一項目個室付トルコぶろですか、というものをお入れになるような修正案の案をちょっと拝見したのですけれども、その案でなくてこの案に御賛成になりました経緯、それをちょっと伺いいたします。

○衆議院議員（秋山徳雄君） その点につきましては、私どももいろいろ各党の人たちともお話し合いを申し上げ、同時にまた実際においてもいろいろ検討をいたしました。その結果といたしましては、その制限は非常にいろいろな点で不便の点、無理な点があったので、いろいろ検討した結果と

して、最初お話に出ましたような個室において接触云々ということがございますが、これを確実に守っていくことによって、いままでも忌まわしいいろいろのうわさがあつたこととは総じてなくなるだろう、こういうことを予測いたしましたので、私どもは一応これで実際に行なつてみまして、そうしてあともし不便な点があれば、これはそのときにもう一ぺん考えるということにいたしましたわけでございます。

○市川房枝君 衆議院の地方行政委員会としては、この案に最上の案とお思いにならない、これは臨時のもので、なお研究してこれをよくするという御意思をお持ちになっておりますか、そういうことを……。

○衆議院議員(龜山孝一君) 小委員会の報告の中には、いま市川さんのおっしゃいますように、理想的にはそれぞれの、トルコぶろにつきましても公共浴場法、それからヌードスタジオ、ストリップショーにつきましても興行場法、これを改正し、場所、地区の制限については建築基準法を改正していくべきだ、こういう考えでございました。けれども、国会のこういう状況を考え、一日も早くこのトルコぶろの制限をしたい、ヌードスタジオを、ストリップショーの制限をしたい。こうなりますと、まず率直に申し上げて、最良の案とは決して思っておりません。一歩前進の程度でございますけれども、今後におきまして、われわれ衆議院の地方行政委員会としては研究を重ねまして、検討を重ねて、また警察当局及び厚生省とも相談をいたし、そうしてできるだけこの善良な風俗が保持できるように立法していきたい、かように考えておりますので、決してこれで満足しておりません。一歩前進ということで御了承願いたいと思ひます。

○市川房枝君 厚生省当局にお伺ひいたしますけれども、トルコぶろというか、ここに掲げてあるものは、許可はやっぱり厚生省というか保健所でですね。

○政府委員(館林宣夫君) 今回の改正がありまし

ても、たてまえはあくまでも、トルコぶろといえども公共浴場の範疇の中でございまして、公衆浴場法の許可を従来どおり保健所で現在受ける、かようなことになるわけでございます。

○市川房枝君 たとえばいま河佐ヶ谷の学校の五十メートルのところにトルコぶろを建てようとしている。それに対して付近のPTA、婦人会、商店会、町内会が非常な反対をしているわけですが、その業者が、ここにありまするような「当該個室」にはするのだ、しかし、「個室において異性の客に接触する業務」、これは先ほどからお話がありました、背中を流したり、あるいはもんだりはさせないのだ。こう言えば、やっぱり学校のそばでも許可しなければならぬでしょう。

○政府委員(今竹義一君) 私どもの法律の解釈で、第四条の四の第一項には、かくかくの施設のところでこういうトルコぶろを営むことができない。また第二項には、そういう地域の禁止をすることができるといふことで、かような場所におけるトルコぶろの営業は、この法律が成立いたしました。違法なる営業、こういうことになるわけでございます。したがって、許可申請の段階において、知事が公衆浴場法に基づいて許可をする場合でも、さような違法行為になるかどうかというところを十分に確認して許可をすべきだ。そういう違法になる場合には、当然受理対象とならない、かように解釈いたしております。

○市川房枝君 いまの警察の答弁はつきりしないのですが、私は、厚生省当局が許可権を持つているので、厚生省当局に伺つたわけですが、つまり業者が異性の客に接触する業務を提供しないと云えば、それを禁止することはできない。それに違反するかどうかというところは、建てたあとで、はたしてお客に接触する業務を提供したかどうかというところで、もし提供したということになれば、違反として罰せられる、あるいは営業停止を食うかもしれないけれども、それはあとの話であつて、初めから業者はそれはしませんと言へば、許可しなければならぬと思うのですけれども、

どうですか、厚生省。

○衆議院議員(龜山孝一君) 私からお話ししましょう。

いま市川先生のお話、ごもっともなことです。そういうことをまかされた場合に、かりに個室のみであつて、いわゆる業務は提供させないと言つてやつた。それをさういふ許可を受けながらやつた場合は、これは明瞭にいろいろな制裁ができません、だからさういふことはやめ、ただ御質問になつたが、私どもがこの法案審議中、非常にどうかと思つたのは、全国で二十数カ所にあつた旅館業で許可を受けていながら、それに直近してトルコぶろをつくる、いわゆる浮き世ぶろです。これは今度のこの法律ではつきり、旅館業法と同時にこの法律を適用して、さういふやうないわゆる浮き世ぶろというものは制限したつもりであります。だからむしろ合法的なものを装つてやるものに対しては、われわれとしては、厚生当局、警察当局とともに、先生の御心配のないようにする考えでございまして。

○市川房枝君 どうも御答弁、満足しないのです。それを許可しないというの、違反するだろというのでしょう。私は、違反しない業者が言へば、許可しないわけにはいかないと思う。どうしてそれを防ぎますか。違反したかどうかというところは、私がいま言つたやうに、建てちゃつて、そうして背中を流したりしたら、それは違反だけれども、こう聞いているのだが、厚生省に私聞いているのです。

○衆議院議員(龜山孝一君) いや、全体問題です。私から言いますと、悪いことをしないというときに、するだろうという予断のもとにやれるわけはございません。悪いことをしないといつて悪いことをした場合に罰するのですから、先生のおっしゃることはわかるけれども、それはちょっと、悪いことをしないといつても、するだろうからといつて制裁することは、むずかしいということとをひとつ御了承願ひたいと思ひます。これはたびたび先生に申し上げたつもりなんですけれども、

なかなか御了承願ひないで、私の説明がへたかも知れませんが、

○政府委員(今竹義一君) いまの設例の場合でございますが、私ども警察及び厚生省関係の許可を与える衛生当局と十分な行政連絡を緊密にいたしまして、さういふことのないやうに十分に善処してまいりたいと思ひますが、万が一さういふ全くのうそをついてやるというもののについては、これはもう嚴重な取り締まりをもつて臨むという以外に策はないのだ。第四条の四の第一項あるいは第二項の違反行為でありますし、また、その違反に対しては、第四条の四の第四項によつて嚴重な営業の停止を命ずることができる、かように考えております。

○市川房枝君 私は業者というものはあまり信用しないのですがね。いまの保安局長のお話、御答弁は、衆議院の小委員長とはちよつと違ふのですが、やはりあなたは、建てさしちゃつて、違反した場合に嚴重に処罰すると言つてゐるが、建てさしちゃつた場合に如何なるのです。だからここに私は、たとえば現実には阿佐ヶ谷と総理官邸の下の問題、二つ具体的にあるけれども、それは絶対に建てさせないとはつきり言えますか、約束してくださいますか。

○政府委員(今竹義一君) 私の答弁と龜山議員の答弁と全く同じでございまして、さういふ違法な状態の許可というものは受理すべきものではない。したがつて「個室付浴場」、さういふた業務を提供するといふやうに思われるという場合には、警察当局、その他許可当局と十分行政連絡をして、さういふ業者に対しての行政指導というものに万全を期してまいりたい、さういふことであります。

○市川房枝君 それじゃ私満足しないのです。厚生省、どうですか。

○政府委員(館林宣夫君) トルコぶろと想定できる公衆浴場が個室を設けているという場合には、ほとんどの場合には女性の従業員が個室内において労働するのがほとんど全部と言つていいほどであります。したがって、お尋ねのやうに、こ

れが特に申請の場合に、そのような事態はないという申請形式でございまして、いま御心配のような事態が十分考えられることでございまして、それを公衆浴場として審査をし、設置を許可するにあたっては、十分それらの点が説明せられない限り許可はしない、かようなことになるわけでありまして、もちろんそのような施設が皆無とはいって申しませんから、絶対にそのような従業員がいないというものは、あるいはないわけではございませんので、すべての点でそういう点が説明され、今後そのような悪い形態といえますか、トルコ風呂の形態になる心配が全くないということでございまして、許可することもあり得るわけでございます。そのような十分な注意を行なってもなおかつその後において、今日のいわゆるトルコ風呂の形態に変化することもあるいはあり得るかも知れません。したがって、かりにそのような許可がなされなくても、特例的な営業形態でございまして、決してその営業内容については注意をいたしておきまして、この法律の規定に従いまして、直ちに法律を発動して、違反、行為がございまして、直ちに法的に処置をする、かようなことになるわけでありまして。

○市川房枝君 許可の権限を持っておられる厚生当局はやっぱり許可することはあり得る、違反したらあとで取り締まるのだとおっしゃるのです。これは私は法律の解釈上一応当然だと思うのですけれども、そうすると、私はやっぱり、せっかく風俗営業では百メートルとなつてゐるのを二百メートルとして、距離を離してくださったのだけれども、その御好意は結局有名無実になるのだ。学校のそばだつて建つちゃうのだ、官庁のそばだつて建つちゃうのだ。違反するかどうかというところは、そのあとの問題であつて、だから私はどうもこういう条項がついてゐたのではその心配がたぶんにある。

そこでこれは、この条項を拝見してから、私も婦人議員有志で相談を合せて、そうしていまの「当該個室において異性の客に接触する役務を

提供する営業」というところを削除しちゃつて、そうして個室付浴場業というものはこういう官庁、学校、図書館等の二百メートル以内には建てさせない、女のこと何とも触れないで、これは構造上で済むことですから、個室でなくて少し広い部屋でトルコをすることをしなければ、風紀の問題は心配がなくなるわけなんです。そこを削除してほしいというお願いをしたのですが、それはどういふふうにお考えになりますか、厚生省当局から御意見を伺いたい。

○政府委員(館林宣夫君) 公衆浴場というものを取り出して考えました場合に、御承知の旅館におきましてはしばしば個室が設けられておるわけでございます。個室があることが直ちに風俗上の事犯を起すことというところも、そういう場合には必ずしもつきまとうものではございませぬし、したがって、ただいま私が申し上げましたように、個室をわざわざ設けた公衆浴場であつて、しかもそれに女子の従業員が出入し、役務に従事するといふ事例のない事例というのは今日においてはほとんどございませぬので、かような特例を想定してそのもとにおいて法律をつくるということよりは、先ほど来亀山委員長お話しのように、今日のこの原案で進みまして、非常に違反事実が起る事態が起りました場合に、あらためてもう一度検討するということ、今日の状態では差しつかえないのではなからうか、かように思います。

○市川房枝君 厚生省当局は、この前深夜喫茶の風営の改正案を審議したときに、公衆浴場の法のこのトルコのこと問題になりました。そして厚生省は個室においてはやっぱり風紀が問題になるんだということ、三十九年五月十二日に環境衛生局長から都道府県知事に通牒をお出しになりましたね。ということは、やっぱり風紀が個室においては乱れるのだということ、厚生省当局もお認めになつてゐるわけですね。一体その通牒はどの程度励行されてゐるのかということとをちょっと伺いたい。

○政府委員(館林宣夫君) 三十九年に出しました通牒に基づいて、各都道府県はそれぞれ条例を設けまして実態上の取り締まりに当たつておるわけでございます。ただ、その当時から心配いたしましたおりまして、現行法の公衆浴場の範囲内で行なわれる通達でございまして、これをもって風紀上の取り締まりを万全にするというわけにはまいたらないという実態があるわけでございます。

○市川房枝君 保健所は公衆浴場といふものが、トルコ風呂なんかを監督しておいでになるわけですが、月に何回ぐらい一体監督なさつておいでになるのですか。その監督のときにはどんなことを監督するんですか。

○政府委員(館林宣夫君) 現在まで設けられております公衆浴場法を含めまして、環境衛生の一般営業法の取り締まりの基調は、あくまでも公衆衛生上有害なことを規制するところにあるわけでございます。したがって主眼はあくまでも公衆衛生上の心配の点ということで、たとえばふろの水質等に対する注意とか、あるいは着物を脱ぐ場所において風族、昆虫等の駆除というところから従来は主眼を置いて指導してまいつたわけでございます。一昨年来問題となつておりますトルコ風呂等における風紀の取り締まりという点になりますと、施設上のガラス窓を設けるとか、特別の張り紙をしないというような程度でございます。このため、これは保健所の監視基準というものがございまして、年に何回という程度の監視しかできない、必ずしもそうひんぱんに行なわれるものではない、という実態でございます。

○市川房枝君 厚生省は衆議院の地方行政の小委員会に公衆浴場法の改正案を出したようになっておりましたね、案の案ですか、まあ公衆浴場法には、今度の案は全然触れないで、風営だけの改正になつておるんですけれども、厚生省としては、公衆浴場法はいまのままでいいになるつもりですか。

○政府委員(館林宣夫君) 先般衆議院の風営小委員会にお目にかけた私どもが検討いたしておりましたトルコ風呂に対する規制の内容は、今日旅館業法におきまして旅館に対して風紀上の規制をしておる程度でございまして、したがって本日にここに提出せられておりますトルコ風呂に対する規制の法律よりはるかに不十分なのでございまして、今回ここに示されております規制の内容は、私どもの原案よりはるかに徹底いたしましたものであるわけでございます。

○委員(岸田幸雄君) 市川君、あなたの御質問の時間は三十分ということを書いてゐるので、四十分以上経過いたしましたので、あと簡単に願ひます。

○市川房枝君 わかりました。で、公衆浴場法でほんとうはトルコを取り締まろうというのには、私そこには無理があると思うんですが、これはもうほんとうは分けるべきだと思ふんですが、もっともこのごろ、いわゆる公衆浴場の人たちに、トルコを兼業しようかというふうな意見も出てゐるというのを聞きます。それを厚生省はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(館林宣夫君) 公衆浴場が事業としては斜陽事業でございまして、漸次内ぶろを設ける人が多いというふうなことから、多角経営ということを考えて、その一つとしてトルコ風呂の模式のものを考えたいと言つておられますが、それはあくまでも健全な意味の、北欧等で用ゐられておるようなトルコ風呂でございまして、トルコ嬢を置いてというふうな考えは全くないように今日私どもは聞いております。

○市川房枝君 それじゃ、警察に対してまだありますけれども、一応私はこれで。

○藤原道子君 私は亀山さんがおっしゃるやうに、トルコ風呂そのものを悪いなとはだれも言つてない。ところが今日トルコ風呂というものは、即売春の復活というふうな考えられてゐるんです。また私たちの心配するのは、売春防止法の取り締まりの現状を見ると、一そうこの点において心配する。だからくどいくらい念を押さざるを得ない。こういう立場ということを押さ

解願したいんです。トルコぶろの健全なものは、私たちが反対しております。

ところが、先ほど来話になっておりますように、目に余るものがあると同時に、女子に役務を提供させないと言ったら許可しなきゃならない。ところが、いまのトルコ業者の中には、もとの赤線の理事長してた人、あるいは、角海老その他の有名な赤線の業者がトルコぶろを現に経営してゐるんです。その中には相当まあ政治的実力者と言われるような人も関連してゐるわけなんです。ということになれば、個室を認めた場合に、そこに演ぜられる状況が心配せざるを得ないということになるんだというところは、十分御理解を願わなきゃ困ると思う。

そこで私は、その点はさておきまして、今日非行少年問題が非常にやかましいんですから、どうですか、亀山さん、私たちは、細君にも、おい、きょうはトルコに行ってくるぞ、ああ、行ってらっしゃい、というふうな健全なものにトルコをしていきたいということがわれわれの念願なんです。ところがこれによりまして、二百メートルの距離は置いてくださいけれども、現に営業してゐるのは野放しになるんですね。ここに私たちは非常な心配がある。そうすると、二百メートル以外で現にやつてゐるものは、何をやつてもいいということになるんです。私はそういう点から言つてやはり非常なアンバランスも出てまいりますから、経過規定を置いて——すぐ禁止すれば補償金等の問題が起るというのですけれども、この弊害を認めてこういう法律が出た以上は、やはりこれを野放しにしないで、一年なり二年の経過規定を置いて、これにも適用するというふうにはできないものでございませうか、そういうことはお考えになったことないものでございませうか。

○衆議院議員(亀山孝一君) 藤原議員のおことば、ほんとにごもつともでございませう。しかしながら、この法律は、いわゆるトルコぶろというものの建設の制限をまず念頭に置いてやっております。それ以外のところにありますトルコぶろに對

してもあわせてこのあとの制裁規定があるわけなんです。この制裁規定の八カ月未満の営業停止という問題は、何も規制した土地の付近という中だけじゃないんです、まだできませんけれども、いわゆる全国にある個室つき、こういうふうな對してこれを適用する、こういうふうなやつてますから、いまの行政処分と申しますか、営業停止の制裁は及ぶということをお断り承知したいと思ひます。

それからいまお話しになりました青少年に對する影響というものは、私も非常に心配いたします。この問題に直接関係ございせんが、われわれが衆議院の小委員会でも参りました際にも、映画の広告ですね。ほんとに目に余るものがございします。なお警察庁で調べましたこれらの全国的調査も、また週刊雑誌あるいはその他の婦人雑誌にもずいぶんいかにがわつてゐる記事がございします。たゞ現在のわれわれの力では、これはいかんともなしたいことを非常に残念に思ふということをつけ加えて申し上げておきます。

○藤原道子君 したがって、いまの、私がお伺ひしたのは、経過規定を設けて、現に役所の近くにもある、警察の近くにもある、学校の近くにもある、これらをそのままにしておくのはおかしいじゃないか、だから将来経過規定等を設けて制限する御意思があるかどうかということなんです。

○衆議院議員(亀山孝一君) その点は今後の研究問題だと思ひます。ただ、これは私個人的意見ではなはだ恐縮でございませうけれども、先ほど市川先生からお話がありましたように、この際まずトルコぶろに對して第一歩前進いたしました。その情勢によりまして、いまおことばのような問題と関連して、現在あるものに對してもある程度、まあいまいゆるトルコぶろの浄化をする、こういうことに意見が一致すれば、それこそトルコぶろの規制法というものを別個につくるべきであつて、公衆浴場法と切り離していくべきだ、かような考えを持っております。

○藤原道子君 その点は強く要望しておきたい。それから旅館業法にも営業停止の規定はあるのですけれども、ほとんどそれがなされてない。厚生当局に伺いますけれども、ずいぶんこのごろ旅館でいかにがわしいものが雨後のタケノコのように出てきてゐるのですけれども、いまだかつて旅館の営業停止をくれたというふうなことはあまり寡聞にして私承知してゐないのでございします。そういう点から、営業停止、営業停止とおっしゃるけれども、そこに私どもは大きな不安を持つのです。この法律で厳としてこれをおやりになれますか。

○政府委員(館林宣夫君) 従来旅館業法の営業停止の理由になつております風俗関係は、刑法あるいは売春防止法、風俗営業法等に触れて旅館の営業者が処罰されたときに対象になるということとございまして、實際上そういう事例、私もあまりはつきり覚えておりませんけれども、お尋ねのようにはあまり多くない。ただそういう事例に旅館業主が触れたという事例が比較的少ないという実態にあるのであります。今回このトルコぶろについて営業上風紀を乱すようなことがあつた場合に、営業停止が行なわれるわけでございしますが、これは警察のほうでやりになる……。

○藤原道子君 ただ旅館業で営業停止をほとんどしてないのですよ。それなら違反がないかといつたら、軒並みといつていいくらいにいかかわしいあいまい宿がこのごろはずいぶんふえてゐる。これが野放しになつてゐるから、この問題について私どもは心配なのですが、いかがですか。

○政府委員(今村義一君) トルコぶろがいまいゆる風俗犯法を犯した場合の営業停止でございします。が、私ども法の趣旨を体して厳正に実施いたしましたと思つております。在来風俗営業に對してどうなつてゐるのか実績を申しますと、昭和四十年中に風俗営業等取締法に基づきまして、営業の許可の取り消しを行ないましたものが百七十二件、営業の停止を行ないましたものが六百七十六十八件、こういうことになっております。今後この法律が

成立した場合、トルコぶろについても十分にこの趣旨に基づいて実施してまいりたい。

なお、御質問の旅館の点でございしますが、これは私どもも第一線の警察に對して、いわゆる旅館業法に規定する売春防止法あるいは風俗営業法等の違反行為があつた場合は、積極的に県の衛生当局に連絡をして、その行政処分の発動を求めよう、かように指導を十分いたしてゐるところであります。

○藤原道子君 いろいろ伺ひたいことがたくさんあるのですが、時間がもうないんです。そこで亀山さんに、さっきの御答弁の中に非常にひつかかるものがございします。その点お伺ひしておきます。役務を提供する者が、そこに雇われておる者ですね、役務を。けれども、自由な恋愛ならこれは別だと、こういうおことばがあつたんです。というところは、暗にこれは方法を教ふるような結果になると思ふんです。いまのトルコぶろの個室で恋愛——好き合つてゐるからといつて、二人でトルコぶろへ入つてゐる例はないと思ふ、個室でね。だけれども、これがもし従業員でないならば別だといふようなことはちょっとひつかかるのでございしますが、どういふことなんでしょう。

○衆議院議員(亀山孝一君) 先ほど申し上げました地方行政小委員会でも参りました際に、やはり料金広告等の中に家族ぶろという、家族同伴の場合は安い料金にしています。まあ、そういうことも頭にありましたので、ちょっと申し上げただけでございします。

○藤原道子君 トルコぶろはね、一人しか入れないようになつてゐるんです、個室だったらね。家族同伴なんていうことはあり得ないと思ふ。

○衆議院議員(亀山孝一君) これは大阪に参りました際にそういうのをわれわれ見てまいりました、やはり……。

○藤原道子君 それは個室ですか。

○衆議院議員(亀山孝一君) 個室です。

○藤原道子君 私どもも近く視察に行くわけでござ

いますけれども、大阪のどういふところに。

○衆議院議員(龜山孝一君) どうか大阪のほうでよくひとつ御研究をお願い申し上げます。

○藤原道子君 では、そこでは家族でトルコぶろへ行っているんですか。

○衆議院議員(龜山孝一君) その際の業者の説明には、そういう者もあるので家族ぶろという料金を提示してあると、こういう説明でございまして。私も、どうもその専門家でありませんから、経験もあまりございせんから、そう詳しいことは存じません。

○藤原道子君 私たちがトルコぶろを何も目のかたきにするわけじゃないということは、どうぞ御理解をお願いしたい。けれども、最近のトルコぶろは目に余るものがある。それをあまり甘く考えていらっしゃる、この法の適用も十二分にいかないんじゃないか、こういうことを心配いたします。

したがって、先ほどの市川さんの質問、また私の心配等も十分あわせお考えいただきまして、特に地域指定外の現存——この法律ができる前にやっていた、営業しているもの、これらについても、経過規定その他やはり制限ができるような方向でひとつ研究していただきたいし、私たちもまた検討してまいりたい。

で、警察当局に申し上げておきたいのでございますけれども、私たちこのトルコぶろについては長い間心配いたしました。公衆浴場でありながら個室を設けるのはおかしいじゃないか、いろんな問題が起きるから、この点について厚生省にずいぶんただしてきていただいても、これに対して今日まで延び延びになって、今日恵の花の花盛りというようなところへ追いやってたわけなんです。これは当局の責任だと思ふんです。幸いに衆議院の地方行政の皆さんが二年にわたって研究していただいて、そして御苦労の末のこれは産物でございまして、これがぜひ生きるように強く要望いたします。私も時間のないところ割り込んでおりますので、この程度で質問を終わります。

○原田立君 ちょっとお伺いしますけれども、この営業に關してですね、区域内の営業については一代限りで許可されているから、引き続き代がえの許可はできないと、こういうことに理解しておるわけですが、そうすると、その施設に關して新たに増改築等はできるのかどうか。

○政府委員(今竹義一君) この条文は、現に許可を受けて営業を営んでいる者の当該浴場業にかかわる営業については、かように限定をいたしておりますので、御指摘の、増改築をいたした場合にこの規定の適用を受けない。したがって、地域制限に該当する、かように解釈いたしております。

○原田立君 そうすると、増築等はできないということでしょうか。

○政府委員(今竹義一君) 地域制限に該当する場合は、増築等はできません。

○原田立君 それは、もし不法に増築なんかやった場合には、それを取り締まって営業停止させることはできるわけですね。

○政府委員(今竹義一君) さようでございます。

○原田立君 二百メートル以内にある既設のもの、この法は適用されないとありますけれども、そこいら辺のところはどうしてこういうふうなお考えなのかお伺いしたいのですけれども。

○衆議院議員(龜山孝一君) 先ほどもお答え申し上げましたように、これを適用するといいたしますと、補償の問題というのが一番頭に來たわけなんです。この問題に対するある程度の予算措置なりそういう見通しのつかない前にしてやっていると、あとでできた法律でこれを制限するということに対してはちゅうちょをしたゆえんでございます。

○原田立君 ただいま委員長長の報告によると、トルコぶろは公衆浴場法で取り締まるといふようなお話が前にありましたのですが、今回の風俗営業法で取り締まると、こういうふうに変わっているのはどういふ点ですか。

○衆議院議員(龜山孝一君) 先ほど申し上げましたように、早くやりたいのです。早く制限をしたい。それを先ほど申し上げたように、公衆浴場法の改正、あるいは興行場法の改正あるいは建築基準法の改正、そうやってたんに間に合わぬと思ひまして、とにかく一歩前進という意味で、あえて風俗営業でやりましたゆえんでございます。

○原田立君 これは警察のほうにお伺いしたいのですけれども、未だの防止策については今回のでは薄いのではないか、こんなふうに見えるのですが、その点いかがですか。

○政府委員(今竹義一君) 先ほどお答弁いたしましたように、地域制限の規定に触れるという場合には、違法な状態というのでは許可の対象にならない、受理すべきものではない、かようになるわけでありまして。そういう場合には、十分に警察当局と衛生当局と緊密な連絡をいたしまして、いわゆるトルコぶろと認められる場合に、そういう違法な建築、違法な許可申請の扱いについては、十分慎重にこれを取り扱ってまいりたいと考えておるわけでありまして。

○松澤兼人君 龜山小委員長にちょっとお伺いしたいのですがね。まあ、いろいろ社会的な要請がありましてこういう法律改正をなさったということとよくわかるのですけれども、外部的な影響もさることながら、この既設のいわゆるトルコぶろにおける料金形態とかあるいはまた女子従業員の賃金形態、労務契約というものが非常にあいまいであって、まあ、ほとんど前近代の言ってもいいんじゃないかと思うのです。そういうものの実態を御調査になりましたか。もし調査されたとすれば、どういふ実情でございましょうか。

○衆議院議員(龜山孝一君) 昨年の八月から九月にかけてまして、警察庁がトルコぶろ営業の一斉取り締まりを行ないました。その際は、先般も提案理由で申し上げましたように、トルコぶろ五百四十四件、それからミストトルコが七千二百三名という数字でございまして。その取り締まりの結果は、その四分の一に当たります百三十六カ所において調査いたしました。いま御質問の労働関係の法令違反と思われる数字だけで、詳しいことは警察庁から御報告願います。児童福祉法違反が百五十名、管理売春、売春の場所提供など売春防止法違反が十五名、職業安定法違反が七十四名、こういうふうになっております。

○松澤兼人君 もう一つ御調査があれば承りたいのですが、この法律ができました、古くからのやつは従前のとおりと思われるのですが、既設のものにつきましては、もう少し賃金形態や、あるいは労働条件などが考えられるんじゃないかと、こう思いますのでお聞きするわけなんです。賃金のほうはどういうことになっておりますか、お調べになりましたらひとつ。

○衆議院議員(龜山孝一君) 私どもは詳しい、松澤先生のおことばのような賃金形態ということには調査はいたしておりません。けれども、われわれ調査に参ります際にミストトルコについて聞きますと、もう区々なようでありまして。トルコぶろで一貫した賃金形態はないようでございます。まあ、スペシャルサービスに対して幾らプラスアルファするか、あるいはいろいろな問題があるようでございます。十分聞けません。私が答弁を申し上げかねますけれども、とにかく、まとまったところ、そういう賃金形態は表面には、われわれには言いますけれども、裏料金というものがわかちませんので、その点までの調査は、おそらく労働省でやっておれば別ですけれども、われわれにはわかっておりません。

○政府委員(今竹義一君) ちょっと補足して御説明申し上げます。私どもの調査によりまして、これは昨年の状況でございますが、いわゆる入浴料金が、大体いろいろ地域、時間等によって違いますが、五百円ないし千円でございまして、この入浴料に合せてトルコ嬢に対するチップとして三百円ないし千円ぐらいの範囲に入浴料金と同時に支払いを受けておるといふ状況でございます。しかし、い

わゆる特別なサービス、ことばはどうかと思いますが、スペシャル・サービスとかダブルとか、いわゆる特殊なものについては、特に客と相対するで、別に相当金額のものを受け取っておるといのが現状でございます。

○松澤兼人君 いまお話し料金が五百円から千円、チップが一人について三百円から千円ですか。

○政府委員(今竹義一君) さようでございます。松澤兼人君 千円の料金を取って、千円のチップを渡すのですか。料金のほかに千円またチップを取るのですか。

○政府委員(今竹義一君) 料金のほかにでございます。

○松澤兼人君 それでは、警察の調査で、全然固定給といいますが、日給あるいは月給、そういうものを全然払っていないという事実もございまして。

○政府委員(今竹義一君) 固定給の問題につきましては、私も実は確認いたしておりません。固定給の問題については確認いたしておりません。で、そういう、いま申し上げた三百円ないし千円のチップでやっておると、かように理解いたしております。

○松澤兼人君 そのトルコぶろの個室というのは一体どういうことになっているのですか。経営者が職場として提供して、そこで女子従業員が働くという形ですか。それとも、その部屋を経営者が女子従業員に貸貸して、そのあがりの中から、また部屋の使用料というものを経営者に女子従業員から出している、そういう形になっておりますか。

○政府委員(今竹義一君) トルコぶろの個室と申しますのは、従業員の個室という意味ではございませんで、そこへ客を入れた場合に、客が排他的に利用するという、つまり個室でございます。ただ、営業の形態によりましては、個室の数よりも従業員がたくさんおるといふような形態がございまして、いわゆるもうけの多いミストルコでない

とそういう個室に振当てないというようなこともいたしておるよう聞いております。そこで、いまの収入の点は、そういう客を取った場合の入浴料金に合せてチップを取るといふのがいわゆる正規収入、そういう形になっておるわけでございます。

○松澤兼人君 どうも、警察の方にお聞きしても、はっきりわからないと思うのですけれども、聞くところによれば、固定給といふものを全然払わずに、ただチップだけでやっている。それでチップをたくさんもらうために過剰サービスというやうなことが起こるというのを聞いておるのですが、警察当局としては、そういうことをお認めになりますか。

○政府委員(今竹義一君) いわゆるトルコぶろその他この種の営業については、いま先生御指摘の点が実は私どもも最大の問題点だと、こういうふうに考えております。

○松澤兼人君 先ほど市川委員から質問のときに、許可の申請があった場合には、非常に衛生当局と十分慎重に審査して、許可すべきものでない場合には許可しないというやうなお話しがありましたが、実際上十分に慎重にするということの具体的なことはどういふことですか。

○政府委員(今竹義一君) たとえば松澤先生御指摘のございましたように、私どものほうでは、そういういわゆる勤務の提供はいたしませんというやうなことを言っております。また、開店広告等にミストルコのサービスあり、あるいはミストルコの募集を行なっております、こういうやうな事実がございまして、いわゆるミストルコのサービスといふのは単にお茶を提供するといふやうなふうには考えられませんが、そこらのところを事態に即しまして十分慎重に衛生当局とも連絡をとって扱っていきたい。こういう趣旨でございます。

○松澤兼人君 警察当局としては、これは違反事実があるとかあるいは違反の疑いがあるとかいふやうな場合にはできると思いますが、許可申請にあたってどんなに慎重審査をやりまして

も、具体的にいま二つの例をおあげになりましたが、しかし、そういうことがなければどうしますか。許可する前に慎重に調査するということは実際上できませんか。法治国として一方では成規の手続を経て許可の申請をして、許可をしてほしいと、こういう場合に、あるかもしれないというところで許可しない、受理しないということは実際上できませんか。

○政府委員(今竹義一君) 立法のたてまえとして、先生の御指摘のぎりぎりの場合に許可をしないということは私も困難であろうかと思っております。しかし、個室付浴場の許可申請がございまして、これに対して、その業者が同時にミストルコを募集しているというやうな場合には、その客に接触して不正な役務を提供するのではないかという点について十分に業者にその意向を確かめて、慎重な態度で善処してまいりたい、かやうな趣旨でございます。

○松澤兼人君 いま保安局長のおっしゃったことだと、従来と同じじゃないですか。この法律ができたからといって特にどうこうということはないんじゃないですか。特に違うところはどこですか。事前の問題です。

○政府委員(今竹義一君) 事前の問題といたしましても、こういう個室を設けて役務を提供するという浴場の経営が、ある場所においては禁止される、こういうことは従来と非常に違ったところでございます。まして、大部分のものは当然法律で定められればその法律に従って行動するものと、かやうに私どもも考えております。

○松澤兼人君 どうもやはり市川さんやあるいは藤原さん、特に婦人議員の方々の心配のことは、事前に疑わしいとかいふことで申請を受理しない、許可しないといふことが実際上は必ずかしらねじやないかというやうな気がするのです。特に私考えますのに、もしその目的を達成するといふことになれば、相当きつい法律の改正をやらなければならぬけれども、それを婦人議員の方々は主張していらっしゃるけれども、衆議院のほう

はそこまではということで、一歩前進というやうなこの改正案を提案していらっしゃるわけですが、厚生省としてはどうですか。いま保安局長がおっしゃったことをどのやうにおとりになっているらっしゃいますか。特に強化してこの法律の目的を達成するといふことに大きな効果を期待していらっしゃいますか。

○政府委員(館林宣夫君) 個室を設けて公衆浴場を経営するといふ場合には、これがトルコぶろになることはほとんど予測されるわけでありまして、したがって、それがあらかじめ警察当局と連絡なしに衛生当局に申請が出されたというやうな事例が具体的にありました場合は、十分警察当局に連絡をし、警察当局の調査によって確実にこれがトルコぶろでないという確証を得てこれを許可する、こういうやうなことから、トルコぶろが隠れて許可を取ってあとからトルコぶろの形態になるというやうなことはかなり防止できる、かやうに思っている次第でございます。今回の改正によりまして、許可をされるべきでない場所に設置されるということはほとんどあり得ない、かやうに期待をいたしておるのでございます。

○松澤兼人君 もう一つの点は、たとえばおふろ屋さんが、経営者が幾つもおふろを持っていると同じやうに、トルコぶろなどでも、一人の経営者が、まあ会社とかあるいはその形態は別としましても、実質的に一人の経営者がたとえば渋谷のほうでトルコぶろを持っている、あるいは浅草のほうに持っているといったふうに、ある資本家といえますか、経営者があちらにもこちらにも持っているという事例もあるやうに思いますが、そういう経営の実態などについてお調べになったことありますか。

○政府委員(今竹義一君) ただいま御指摘のやうに、一人の経営者がたとえ浅草で経営しておって、かつ、池袋等で経営しておる、幾つかのものを経営しておるといふ事実はございますが、全体的にどういふ経営状況であるかといふことの調査をいたしたことはございません。

○松澤兼人君 亀山衆議院議員にいまのところを

○松澤兼人君 亀山衆議院議員にいまのところを
ちよっとお尋ねしたいのですが、その経営の実態
です、会社は別々の会社であるかもしれません
けれども、資金を握っている者がある特定の人で
ある。それが二つも三つも経営しているというよ
うな事例は、もちろん二年間にわたって調査され
たのですから、十分握っていらつしやると思いま
すけれども、その点はいかがですか。

○衆議院議員(亀山孝一君) はなはだ申しわけご
ざいませんけれども、それまではどうもわれわれ
は調査いたしておりません。

○松澤兼人君 これは全く突然話を変えるわけな
んですけれども、きのうヒルトンホテルに参りま
したら、あの角のところに何とかというビルがあ
る。そこにサウナ・バスとかいう大きなたれビラ
がたれまして、八月一日オープンと、こう書いて
ある。これはどういう形の——バスというのは浴
場でしょうけれども、どういう形のものなんです
か。

○政府委員(館林宣夫君) 私どもの把握してあり
ますところによりますと、普通のむしぶろのよう
に解釈しております。

○松澤兼人君 これはもちろん十分調査の結果お
わかりになっていらつしやと思うのですけれど
も、これはむしぶろを幾つもずっと大広間があつ
て並べておいて、そうして希望者が、甲の人は一
番、乙の人は二番というふうに入るようなもので
あつて、その世話をする人はどういう人がやつて
いるのですか。

○政府委員(館林宣夫君) 詳細を私ども把握して
おりませんが、多くの個室のように私ども理解し
たしております、ただいま先生お話しのような
大部屋のような形態のものはあまりないように
思っております。

○松澤兼人君 じゃ、そのサービスをする人は男
の人がやるのですか。

○政府委員(館林宣夫君) そのところが私ども
調査……

○松澤兼人君 これも首相官邸のそばだというこ

とがある。私、参議院会館の窓からのぞくと、大

きなたれビラが、屋上から下たれていような
たれビラが下がっている。私は目が悪いからよく
わからないけれども、秘書に読んでもらつたら、
サウナ・バス、それから何とか八月一日オープンと
書いてある。内容は知らない。オープンになつた
ら私も行ってみようと思つてゐるのだけれども、
それで、あなたのほうの権限に属することなんで
しょう。それを実態を知つていらつしやらない。
トルコ風呂ではないでしよう——だということば
私申しませんけれども、しかし、一方では官邸の
周辺にそういうものをこしらえてはいけなかつた
うことを衆議院の皆さんがたいへん御心配になつ
て、それで法律の改正やつてゐるということばあ
なた方も御存じなんでしょう。突如としてあそこ
にサウナ・バスというか、それはサウナ・バスで
すから、非常に健康的なものでしょう。国会の方
が疲れたらそこに入つて汗を出すということだ
らうと思つたのですけれども、一つのことば、いま
言つたように、あなたの所管に属している浴場と
いいますか、公衆浴場だか何だか知りませんけれ
ども、それをいまお聞きしましたも全然わかつて
いない。それじゃ、この法律改正をやつまして、そ
れで改正法でもって何か審査するとか、あるいは
許可の事前調査をするということ、そういうふう
にかつてある間にどんな新規に開業をされる
ということになるのじゃないですか、うかつで
あつたのなら、うかつであつたというのを一言
釈明していただきたい。それはどういう形のもの
であるということばちゃんとあなたのところには、
直接には行つていないでしようけれども、保
健所あたりから連絡があるはずだと思つてゐる。
○政府委員(館林宣夫君) 現在東京都におきまし
ては公衆浴場の許可は区が受け付けてまして、都庁
が審査をしてきておられますので、東京都庁とし
ては詳細の資料を持つておるものと思つてゐます。
お尋ねのように、トルコ風呂の形態につきまして
は、私どもも十分注意をいたしております、最
近問題となつております事例につきましては、私

どももある程度承知をいたしておりますが、トル
コ風呂でないものにつきまして私ども調査の不十
分なものもございまして、なお、東京都に照会
をいたしまして、その内容を明確にいたしておき
たいと思つてゐます。

○松澤兼人君 それからもう一つは、マッサージ
類似行為というところは厚生省としてはどういふ
うに考へていらつしやいますか、あんな、はり、
きゅうというふうな法律があつて、国家試験まで
取らなければ営業あるいは従業ができないとい
うふうになつてゐるのに、トルコ風呂あたりでは
マッサージをやつてゐる、あんなの類似行為を
やつてゐるということがあるように聞いておりま
すが、その点はどういふふうな調査され、取り締
まつていらつしやいますか。

○政府委員(館林宣夫君) 前々からトルコ風呂の
従業員の行なう行為はいわゆるマッサージの法律
で取り締まつております。マッサージに非常に近
い行為ではないかというお話がございまして、私
どもとしてもかなりこれは法律の規制対象になる
ものではないかという気持ちを持つておりま
す。しかしながら、ただいままでのところ、これ
はマッサージ効果をきわめて明確な目標としたし
ます普通のマッサージとはやや種類を異にしたも
の、入浴の介添えというふうなことが主となつ
て、あわせてマッサージ類似の行為が行なわれる
というところで取り締まりの対象となつておりま
せん。おりませんが、これは今後の営業の形態から
考へて、十分これはマッサージ法の対象として検
討する必要がある、かように思つてゐます。

○松澤兼人君 まじめに高等学校を卒業して、学
校へ行って、それでやつてゐる人は、トルコ風呂
なんかで、マッサージ類似行為と言われたんです
が、お客にそういうことをやつて、試験も学校も
何もなしでできることならば、われわれ苦労し
たことが何の意味がないというふうなことを言つ
てゐる人もある。この点については、はたして
マッサージ行為であるかマッサージ類似行為であ
るかそれは別として、やはり厚生省としては

注意していただきたいと思つてゐます。

労働省は……ちよっと労働省関係で質問する
ことありますが、保留しておきます。
○加瀬完君 提案者と法制局に伺ひますが、「浴
場の施設として個室を設け、当該個室において
異性の客に接触する役務を提供する営業」とい
うのは、いわゆるトルコ風呂をさしてゐると考へて
よろしうございませう。

○衆議院議員(亀山孝一君) そのとおりでござい
ます。

○法制局参事(杉山憲一郎君) 規制の形式からい
いまして、トルコ風呂以外のものは入らないと
か、トルコ風呂については全部というふうには読
み取れませんけれども、いわゆるトルコ風呂を主
として規制してゐるようには理解しております。

○加瀬完君 そういたしますと、異性に接する役
務が現に行なわれてゐるかどうかということば問
題ではなくて、個室付浴場業そのものの内容が、
営業の内容が、いわゆるトルコ風呂だと推定され
る形態があれば、これは取り締まりの対象とい
いますか、この個室付浴場業の規制の対象になると
考へてよろしうございませう。

○衆議院議員(亀山孝一君) おつしやるとおりと
思ひます。

○加瀬完君 そういたしますと、個室付浴場業の
規制における個室付浴場業というのはいわゆる
トルコ風呂営業をさすものであると了解がされま
すので、取り締まりにあたりましては、当然個室
の中において提供されております役務の現認をす
るのみではなくて、それが問題になるだけではな
くて、いわゆるトルコ風呂営業そのものの状態を
取り締まつていけるのだと、警察当局もそういう
態度でお臨みになると判断してよろしうござい
ます。

○政府委員(今竹義一君) 特に異性の客に接触す
る役務を提供する営業でございませうから、そうい
う形態の営業であるというところは先生御指摘のと
おりでございませう。ただ、それを立証するには、
必ずしも警察官の現認が必要とされませんが、や

はり入浴客等の、そういう役務があったというところの何らかの立証要素は必要である、かように思いますが、営業の形態としては、先生のお話のとおりでございます。

○加瀬完君 あたのようにおっしゃると、それはトルコぶろの新しくできるものは取り締まれないです。役務があるかないかというところは現認されなければこの規制に当てはまらないということではないと提案者の御説明では承つてよろしいわけですね。結局、いわゆるトルコぶろ営業というものが行なわれるということが推定されること、それは規制の対象になるのです。したがって、結論を言えば、許可しないという方針も当然出せるということでありまして、先ほどから御婦人の委員さんもおっしゃっているように、個室があつても許可は原則的にはするものだ、この個室の中で、いわゆるいろいろのいかがわしいサービスが行なわれているということにならないければ、これは取り締まりの対象にならないのだという法律ではないです。そうでしょう、一応明らかにそれはいかがわしい行為が行なわれていると風評の高いトルコぶろの営業が行なわれているのだと推定されると、その規制のワクの中では対象として取り締まると、また、取り締まらなければならぬというわけにございましょう。そう取り扱いくださるのですか、くだらないのですか。

○政府委員(今竹義一君) 許可の段階におきましては、先生のお話のとおりでございます。

○加瀬完君 そうすると、制限区域内ではいわゆるトルコぶろの許可は今後はしないのだ、こういうことになりませんか、はっきりと。

○政府委員(留林宣夫君) そういうことになりました。

○加瀬完君 そこで、その現認は、何々サービスが行なわれているだろう、行なわれていないだろうというところではなくて、その建築の形態——具体的に言うならば、ネオンをはなやかに、いかにも遊客を招き入れるような態様、あるいはまたサービス嬢をこれに雇い入れなければここでは営業

業ができかねると推定されるような状態、こういうものがあると、これはトルコぶろをやるなというところで取り締まりができる、こう考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(今竹義一君) 許可の段階におきましては、諸般の状況を客観的に見て、そういうような役務を提供する営業と認められる場合には、さようなことになると思います。

○加瀬完君 いわゆる取り締まりの厳正と云うか厳格を期するということのような名前のもとに、女がいるけれども、その女の子はこれは半分はだかのようになつて、何々サービスをしているとは限らない、しているとは認められないと、あるいは服装が、上着を着ているからあれはお茶だけを持つてくるのではないかと、あるいは女の人々がそれらまでも含めて個室の中で営む営業であればいけないという提案者の御説明だったと思います。それは提案者の御説明の筋でこれから取り締まっていくということになりますね。

○政府委員(留林宣夫君) この法律の形態が、個室を設けずとも、この制限を受けるというものはありますから、あくまでも、個室があるというだけでは許可しないということではないわけでございますが、しかし、従来個室を設け、その個室から推定してこれは当然トルコぶろの営業が行なわれるであろうということが推定されるのが大部分でございます。したがって、そのような場合に、初めからトルコぶろのようなかつ、かなり詳細に精査をいたしまして、絶対にそういう心配がないという確実な状態でない限り、許可対象にならない、そのようなことを先ほど申し上げたわけでございます。その間に十分警察当局の御意見を伺つて許可をする。こういうことでございます。

○加瀬完君 よくわかりました。そこでですね、取り締まり基準というものを施行令か何かで警察は出す意向でございますか。この法律が通りましたら

たならば当然取り締まりをしなければならぬわけですね。で、とにかく提案者の意図しておりますのは規制区域内に新しいトルコぶろ営業を許さないということでしょう。それならば、許さないようにするために、取り締まりに一応の基準というものを明確にしなければならぬ。施行令なりあるいは何か規則なりで、そういうようなものを基準をつくつてお示しになるといふお考えがございませうか。

○政府委員(今竹義一君) この法律が成立いたしますと、直ちに警察庁次長通達をもちまして全国の各県公安委員会に対してこの法律の施行の基準を示したい、かように考えております。

○加瀬完君 くだいようですけれども、学校とか社会施設とかそういったところに、ここに規制されている区域の中、あるいは指定される区域の中には、とにかくトルコぶろ営業というものを将来許していかないのだという強い基本線でこれは臨んでいくと考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(今竹義一君) そのとおりでございます。トルコぶろ営業についてはこういう地域にはこれから認められない、こういう趣旨でございます。

○加瀬完君 これも前の委員の方から出されたけれども、それではですね、これからのことはわかりました、はっきり取り締まりになる、許可をしないということでございます。現在あるものはどう規制していくとお考えになりますか。

提案者の御説明なりこの法案というものは、これから将来について規制をなさる。で、それによって将来ははっきりと提案者の方々の御趣旨が生かされるわけですね。しかし、この御趣旨というものが、現在ある既存のものについてもやはり、この法律ではくれないけれども、くつていく必要という社会的条件はあるわけですね。これについてはどういう方法でこれから臨むという御態度ですか。

○政府委員(今竹義一君) 現にあるものについては第四条の四の第三項の解釈でございますが、こ

れは私も繰り返し申し上げておりますように、現に公衆浴場の許可を受けて営業を営んでおる者の当該浴場にかかわる営業に限るものである、こういう趣旨でございますので、こういう適用しないというものにつきましては、いままさき申しましたように、増改築されたものはためであるとか、あるいは代がわりをしたものはためであるとかというように厳格に適用してまいりたい、かように考えております。

○加瀬完君 そうすると、現在営業している者に

ついては、営業状態の調査、内容調査というのを厳密にして、他の法律を含めて違法性というのがあれば、厳重に営業停止とかその他の罰則を適用していく、それはいままでよりもはるかに厳しくおやりになっていくつもりだと考えていいですね。

○政府委員(今竹義一君) この法律の趣旨を体し

ましてその取り締まりを徹底してまいりたい、かように考えております。

○加瀬完君 そうすると現状のままの営業状態

でいわゆるトルコぶろ営業がある限りは相当のこれは営業停止の処分というものが行なわれると予測してよろしいでしょうか。

○政府委員(今竹義一君) 昨年取り締まりを行な

いましたような営業状態である限り、かなりの法違反及び営業停止がある、こういうふうにより予想いたしております。

○加瀬完君 制限区域内では特にその条件とい

いますか、取り締まり基準というものはきびしくしていく。何と言いましようか、もつとはっきり言うところ、区域内のトルコぶろ営業については、特にその違法性というものについてはきびしくこれから取り締まりをしていくというように考えてもいいわけですね。まあ、この法律では既存のものは一応許されているけれども、あるべからざる所に

やむなくそれが残るようなものだから、あるべからざる行為というものは絶対許さない、こういう厳格な方針でこれから臨んでいくのだ、だから、その中には営業停止も相当出るのだ、こう考えていいですね。

○政府委員(今竹義一君) この地域制限に触れるような地域で三項の規定によって適用しないというところについて特に厳格にやるかという趣旨の御質問だと存じますが、私も、そういう地域内のものはもとより、そういう地域外のものでございまして、取り締まりにつきましては厳格に法を執行してまいりたい、こう考えております。

○松澤兼人君 労働省の方がお見えになりましたので、だいぶ忙しいようですませんが、先ほど――新しく法律改正をして特定の地域におけるトルコぶろの営業の許可について規制するというわけでありましたが、ところが、従来既設のいわゆるトルコぶろ等における特に女子従業員の労働契約あるいは賃金契約、そういったものの実態はどうですかと言ってお聞きしたのですけれども、改正案の提案者もよくわからないし、警察のほうもよくわからないしということで、特に労働基準関係あるいは女子従業員という関係からお尋ねをして、どの程度まで実態を把握しておられるか、その点について御質問申し上げておられるわけでありす。そういういわゆるトルコぶろ等における女子従業員の労働実態の調査というものをなされたことはございいますか。

○説明員(藤縄正勝君) いわゆる遊興的サービスの職業に従事する労働者はかなり多いわけですが、その中にはバーのホステスでありますとかあるいは芸者、ダンサー、さらには、いま問題になっておりますようなミストルコ、こういうふうなものが入るわけでありまして、そこにおける労働契約あるいは賃金形態というものについて種々問題がございまして、ただいま先生御指摘のとおりでございまして、ただいま問題になっておりますミストルコにつきましては、労働省の婦人少年局で一月に六十一名のミストルコ

を直接面接調査をいたしましたものでございしますが、これによりまして、たとえば労働時間の面では、時差勤務制を実施しているものが大部分であって、拘束時間は八時間ないし九時間のものが比較的多い。そのうち接客時間は二時間ないし四時間が多い。また賃金の面では賃金収入のみのもの、あるいは客からの収入のみのもの、あるいは両者によるものという三種類がございまして、そのうち両者によるものが半数以上を占め、一カ月の総収入額は五万ないし六万程度のものが多い。かような結果になっておる次第でございす。でまた一方、私も労働基準局といたしましても、かねがね問題がございましたので、昨年の十二月には東京、神奈川あるいは大阪、京都というような主要大都市におきまして一斉にこの関係の監督を実施いたしました。対象になりましたのはトルコぶろとバー、キャバレーでございますが、その結果は、たまたま当時警察が手入れをなさっておったような関係もございまして、特に悪質と思われる違反は少のうございましたけれども、何らかの形で労働基準法に違反しているというものの事業場の割合というのは相当高うございまして、普通の事業場でございまして、監督を実施いたしました事業場で、何らかの基準法違反があるという率は大体四四、五〇にとどまるのでございす。が、この業種では実に九四が何らかの形で基準法違反が見つかった、特に就業規則あるいは割り増し賃金、健康診断というような関係で違反率が高くなっておるわけでございます。そこで私どもは、従来労働基準法の監督は、比較的どちらかと言えば、興行的業種というものに重点を置いて行なっておりまして、こういう時勢でございまして、今後ともこういう問題業種を含めまして非興行的業種にも十分監督の手を伸ばしていかなければならないというふうに考えておる次第でございす。

○松澤兼人君 いま賃金の形態は、経営者から支払うものと、それから客からチップみたいな形で受け取るものと、これが多いということでありすけれども、端的にお聞きします。全然固定給というものを支払わずに女子従業員を使っているという、そういう事例は御存じですか。

○説明員(藤縄正勝君) 具体的に計数をいま持っておりませんけれども、先生御指摘のようなチップのみに依存しておるというものもかなりあるようございまして、実はこの監督を行ないましたときに、私もミストルコが一体労働基準法上の労働者であるのか、もう少し具体的に申し上げますと、いま御指摘のように一体賃金を使用者から払われていないものであるから、したがって、労働基準法上の労働者ではないではないかと議論があったことも事実でございす。しかし、私も、従来から解釈を確立いたしておりまして、かりにチップのみによって生活しておる者でありまして、こういった施設を利用することによってそういう収入がある者は、使用者が施設を提供している限り、施設の利益を提供している限り、やはり広い意味で賃金の供与がある、したがって労働関係がある、実質的に使用・従属関係があれば労働者であるという解釈を確立いたしまして、その上に立ちまして一斉監督を行なっておるのでございす。今後といえどもその方針は変わらないのでございす。

○松澤兼人君 婦人課長がお見えになっていらっしやると思いますが……。

○説明員(藤縄正勝君) はい、来ております。

○松澤兼人君 昨年――本年です、六十一名の面接調査をなさったときに、その賃金――全然給与を出さずにチップだけでやっていくという、そういう事例はどのくらいございすか。

○説明員(木下雪江君) ただいまの御質問でございす。が、賃金収入というふうな中で、店から支給される固定給と歩合給、チップその他のものから成り立っているものと、それから客からの収入によるものと、それから賃金収入と客からの収入の三種類になっているわけですが、賃金収入だけのものは一三、それ客からの収入のものは三三、両方のものが五四というふうな割合でございす。

○松澤兼人君 その面接をなさったときには、もちろん未成年者という人にはお会いになつていらっしゃると思ひます。しかし、いろいろな立場から、どの程度まで未成年者がミストルコとして従事しているという御計算ですか。

○説明員(木下雪江君) 調査をいたしました時点でございす。と、未成年者は一名もおらんかったわけでありす。ただ、当時一年前に十七歳でなつたという方がございしましたが、もうその当時は未成年者ではなかつたのでございす。

○松澤兼人君 課長さんは未成年者の従業者がいないとお考えですか、相当数いるとお考えですか。

○説明員(藤縄正勝君) 先ほど申し上げました、労働基準局のほうで行ないました昨年末の一斉監督でも、百事業場のうち年少労働者はわずかに十四名でありまして、割合としては意外に少なかつたと思つたのでございす。が、これは、先ほど申したように、当時警察当局も調査をやっておられたというふうなことも影響をしておつたのではないかとこのように思つております。したがって、それらを総合すると、ある程度の年少労働者も入つておるのではないかとこのように考えられるわけでありす。

○松澤兼人君 私はこれでもう最後にいたします。せっかくおいでいただきましたけれども、あなた方もたいへん忙しいそうで……。

まあ、経営者から賃金を払ってないから労働者でないということ、それはまあ形の上ではそうかもしれないけれども、しかし、役務を提供しておることは事実ですから、まさか独立した経営者というわけにもいかないでしょう。まあ、そういうことを別にしまして、やはり実態についてももう少し労働省一生懸命お調べいただきたいと思ひます。と申しますことは、いろいろと衆議院の方々が法律改正をやつて、いわゆる一定地区におけるトルコぶろというものを規制しようとしておるわけですが、その実態というものは、そういう前近

代的な賃金形態といいますが、労働契約といいますが、労働条件、そういうものの中から過剰サービスというものが生まれてくるのじゃないか、こういうふうには考えますので、今後いろいろ議論する場合における資料となるべき実態的な調査をお願いいたします。

○委員長(岸田幸雄君) ほかには御質疑はございませんか。――別に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて、これより討論を行ないます。

御意見のおありの方は、賛否を明かにしてお述べをお願いします。

なお、修正意見のおありの方は、討論中にお述べをお願いします。市川君。

○市川房枝君 私は、本案に対して一歩前進ということは認めますけれども、しかし、先ほど質問でも申し上げたように、不満な点が幾つかございいます。私どもは、このトルコの問題は、藤原さんもおっしゃいましたように、赤線の復活と、こういう観点で見えておまして、そうして個室で女をサービスさせるといういわゆるトルコぶるといふものは禁止をすべきである。もっとも個室でなくて大きい部屋ならば女を使ってもよろしいし、あるいは個室でも男に対しては男のサービスをやるならばかまわない、こういう考え方で衆議院の小委員長に実はお願いしたのですけれども、それはいれられず、こういう案ができたわけでございます。

で、この案に対しても、私も婦人議員としては、せっかくのこの距離制限が、これは、先ほどから私が何べんも質問しておわかりただけだかと思うのでありますけれども、この条項では、学校、図書館、児童福祉施設等の付近に新しく建てることを押えることはできない。許して、それから違反になってから罰するということであることがはっきりしたと言いますか、おしまいの加瀬さんの御質問では、だいたい、少し違つてまいりました、いわゆる「接触する役務」云々の問題ではなく、いわゆるトルコぶるとして考えるという

ような御答弁もありましたけれども、その点は、どうも突はまだはつきり私は納得していかないのがあります。個室というもののそれ自身がやっぱりトルコぶるといふもの、ほとんどそうなんだというところは、直接監督の任にある厚生省の環境衛生局長が、一度ならず二度までも、先ほどこの席でおっしゃいましたんですが、そこで、私は修正の案を出したいと思うのであります。

○委員(岸田幸雄君) 審査報告書の作成につきましても、先例により委員長に御一任をお願いいたします。

この修正案をちょっと読んでみます。

○委員長(岸田幸雄君) 次に、地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案に対する修正案

○原田立君 今回の答申にも国及び一般財政の持つべき経費及び費用において負担すべき経費の負担区分の明確化を出しておりますけれども、これは政令で定めると聞いておりますが、具体的内容はもう大体仕上がりしておりますか。

一部を次のように修正する。

○政府委員(柴田護君) この間、逐条の御説明をいたしましたときにおおむね御説明を申し上げましたし、お手元にも資料としてお配り申し上げてあると思うのでございます。

第四條の三の次に二條を加える改正規定のうち第四條の四第一項中「一の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業」を「一の施設として個室を設けて、個室とすることだけで許可の対象とする」ということと改める。

一、個室付浴場の規制における個室付浴場業とは、いわゆるトルコ風呂営業を指すものと了解されるので、取締りに当つては個室の中において提供される役務の現認を問題にするのみでなく、いわゆるトルコ風呂営業の状態を取締りの対象として徹底を期すべきである。

つまり、個室とすることだけで許可の対象にするということとよくはないか。とすれば、学校の付近なんかで申請をしました場合に、その建築の様式が個室であれば、当然、それはいわゆるトルコの営業をするものと認めて、そうしてこれを禁止することができ、はつきりできる、そう考えますので、この修正案を出したいと思います。

二、現に許可を受けて営む個室付浴場業についても、本法の目的にかんがみ、すみやかに浄化対策を検討するとともに、風俗営業等の規制の実効の確保について再検討すること。

○委員長(岸田幸雄君) ほかには御発言もないようでありますので、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

以上であります。

討論中に述べられました市川君提出の修正案を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(岸田幸雄君) 少数と認めます。よって本修正案は否決されました。

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、原案、すなわち衆議院提出案全部の問題に供します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(岸田幸雄君) 少数と認めます。よって本修正案は否決されました。

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、原案、すなわち衆議院提出案全部の問題に供します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(岸田幸雄君) 多数と認めます。よって本修正案は否決されました。

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(岸田幸雄君) 多数と認めます。よって本修正案は否決されました。

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(岸田幸雄君) 多数と認めます。よって本修正案は否決されました。

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(岸田幸雄君) 多数と認めます。よって本修正案は否決されました。

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

であります。が、個々の具体例についての計算は、残念ながら持ち合わせておりませんけれども、私たちの予想では相当に改善になるものというように考えておる次第でございます。

○原田立君 相当に改善という、そこいら辺の答えがばやけていますよね。相当に改善というのはどのくらいの前進になるのかですね。いかがですか。

○説明員（近藤隆之君） たとえば水道事業などの例で申しますと、消防用に供するものにつきました。は一般会計で負担するということになるわけでございます。その場合に、消防用と申しまして、も、消火せんの設置に要する経費はもちろんでございます。また、その維持に要する経費も当然一

般会計で持つわけでございますが、消火せんを設置することになりますと、一定の水圧というものを絶えず維持する必要がある。したがって、住民の飲む水を供給するだけならば細い管でもいいかも知れぬけれども、消火せん用に特に太い管を引くという場合も出てくるわけであります。そうしたもののについてはアロケーションといたしまして一般会計で持たせるわけでございます。現在いろいろ実情に応じて実態について検討しているのございますが、たとえば大都市のようなどころになりますと、もともと太い配水管をやりますんで全部企業会計に持たしていいと思ひます。しかし、小都市のようなどころになりますと、たとえば配水管の工費が、消火せんのために倍ぐらいかかるというような例も出ております。つまり、水を飲ませるだけならば非常に細い管でいいけれども、その水圧維持のために太い管を引く、よけいな投資をしておるといふような形になります。したがって、配水管だけで申ししますならば、小都市から大都市にかけて、大体多いところでは五割くらい、だんだん規模が大きくなるとして通減してまいりまして、大都市になれば全然そのための経費はゼロというようになりになります。平均してたとえ一割くらいということになりますと、御承知のように、現在水道の工費といふのは年間千五百億くらいに上がつております。その一割といえは百五十億くらい、こういったようなものがいままでは全部料金収入でまかなわれておったわけでございますけれども、負担区分の明確化によりましてこれが一般会計のほうに肩がわりしてくるということが言えると思ひます。

なつてくるわけでございますから、必然的にそこに金額が出てくるわけでございます。なお、地下鉄につきましても、現在ほとんど起債で料金収入という形になっておりますので、こういう形で負担区分をはっきりさせていきますならば、その方面においても相当額が料金収入から一般会計収入のほうへ切りかわるのじゃないかと思つております。

○原田立君 公営企業の赤字の一番多いのは、やっぱり何と云つたって水道と地下鉄等の事業が一番多いんですから、これは法案提出する前の段階において、もう少し詳しい内容を披露したいと思ひます。これは要望しておきたいわけなんです。

それで要は、企業会計の負担と一般会計の負担とをどうきめるかによつて、これは少額と言つてもどうかと思ひますけれども、小さな部分だけけれども、そういう小さな部分を積み重ねていって公営企業会計をもつと健全化できるように進んでいかなければならないと思ひます。そういう面では、先ほどから執拗に負担区分をどういふうにきめるのかと、こう聞いてるわけですから、下鉄くらいなことは、もつとはっきりしておいてもらいたいと思ひます。まあ今度、大体この次の国会あたりには提出したいという先ほど御答弁がありましたから、そのときにはひとつまた内容を十分検討したいと思ひます。

のじゃないかといったような御意見が、御承知の調査会の答で非常に強力にございました。そこで、これを具体的に検討をして、御答申をいただいたかたつたのでございますけれども、残念ながらその時間がございせんでした。そこで、公営企業に關する根拠条文だけを置いておこうということ、本法案の中に根拠規定だけを置くこととしたのであります。

この中身といたしまして私どもが現在考えておりますことは、これは事業の種類によつて公営企業体的なものをつくることもいいし、また、全事業を通じて公営企業体的なひとつの法体系というものをつくることもこれも方法でありましようし、それからまた、具体的に、たとえば東京都の交通問題、あるいはもう少し広げまして大都市の交通問題といったようなものに限定をする方法もあらうと思ひますが、これはもう少し様子を見て、どういふ方法をとるのが一番いいかというところを検討したいと思ひます。したがって、「別に法律で定めるところにより」ということで、この公営企業法の中ではございせん、別に法律を準備いたしますという内容を明らかにしておるわけでございます。内容的にははつきり固まつたものはございせん。私どもが立案の過程において頭に描いておりましたのは、一種の三公社的なようなものを、ちやうど政府と三公社の関係といったようなものを、地方公共団体の長と地方公共団体との間において想定をする、そうしてこれを立法化していったらどうだろうか、それは統一したものも一つの案でございせん、事業別に考えることも一つの案でございせん、また、地域に限って特殊なものでございせん、また、一つの案だというように実は考えておるわけでございます。

○原田立君 この公営企業に關するといふことは、現在の公営企業よりかたい前進した、いわゆる企業性の重視ですね、そこにいくんじやないかと、こう考えるんですけれども、そうなる、

それから次に、地下鉄工事、こういったものも現在五百億程度年間工費があるわけでございせんが、これも現在まだはつきりいたしておりませんけれども、国、地方団体、それから企業収入、その負担区分をはつきりさせていくならば、その割合を一般会計なりあるいは国なりで、これはつまり企業収入以外のものを持つということに

なつてくるわけでございますから、必然的にそこに金額が出てくるわけでございます。なお、地下鉄につきましても、現在ほとんど起債で料金収入という形になっておりますので、こういう形で負担区分をはっきりさせていきますならば、その方面においても相当額が料金収入から一般会計収入のほうへ切りかわるのじゃないかと思つております。

のじゃないかといったような御意見が、御承知の調査会の答で非常に強力にございました。そこで、これを具体的に検討をして、御答申をいただいたかたつたのでございますけれども、残念ながらその時間がございせんでした。そこで、公営企業に關する根拠条文だけを置いておこうということ、本法案の中に根拠規定だけを置くこととしたのであります。

この中身といたしまして私どもが現在考えておりますことは、これは事業の種類によつて公営企業体的なものをつくることもいいし、また、全事業を通じて公営企業体的なひとつの法体系というものをつくることもこれも方法でありましようし、それからまた、具体的に、たとえば東京都の交通問題、あるいはもう少し広げまして大都市の交通問題といったようなものに限定をする方法もあらうと思ひますが、これはもう少し様子を見て、どういふ方法をとるのが一番いいかというところを検討したいと思ひます。したがって、「別に法律で定めるところにより」ということで、この公営企業法の中ではございせん、別に法律を準備いたしますという内容を明らかにしておるわけでございます。内容的にははつきり固まつたものはございせん。私どもが立案の過程において頭に描いておりましたのは、一種の三公社的なようなものを、ちやうど政府と三公社の関係といったようなものを、地方公共団体の長と地方公共団体との間において想定をする、そうしてこれを立法化していったらどうだろうか、それは統一したものも一つの案でございせん、事業別に考えることも一つの案でございせん、また、地域に限って特殊なものでございせん、また、一つの案だというように実は考えておるわけでございます。

○原田立君 この公営企業に關するといふことは、現在の公営企業よりかたい前進した、いわゆる企業性の重視ですね、そこにいくんじやないかと、こう考えるんですけれども、そうなる、

それから次に、地下鉄工事、こういったものも現在五百億程度年間工費があるわけでございせんが、これも現在まだはつきりいたしておりませんけれども、国、地方団体、それから企業収入、その負担区分をはつきりさせていくならば、その割合を一般会計なりあるいは国なりで、これはつまり企業収入以外のものを持つということに

なつてくるわけでございますから、必然的にそこに金額が出てくるわけでございます。なお、地下鉄につきましても、現在ほとんど起債で料金収入という形になっておりますので、こういう形で負担区分をはっきりさせていきますならば、その方面においても相当額が料金収入から一般会計収入のほうへ切りかわるのじゃないかと思つております。

のじゃないかといったような御意見が、御承知の調査会の答で非常に強力にございました。そこで、これを具体的に検討をして、御答申をいただいたかたつたのでございますけれども、残念ながらその時間がございせんでした。そこで、公営企業に關する根拠条文だけを置いておこうということ、本法案の中に根拠規定だけを置くこととしたのであります。

この中身といたしまして私どもが現在考えておりますことは、これは事業の種類によつて公営企業体的なものをつくることもいいし、また、全事業を通じて公営企業体的なひとつの法体系というものをつくることもこれも方法でありましようし、それからまた、具体的に、たとえば東京都の交通問題、あるいはもう少し広げまして大都市の交通問題といったようなものに限定をする方法もあらうと思ひますが、これはもう少し様子を見て、どういふ方法をとるのが一番いいかというところを検討したいと思ひます。したがって、「別に法律で定めるところにより」ということで、この公営企業法の中ではございせん、別に法律を準備いたしますという内容を明らかにしておるわけでございます。内容的にははつきり固まつたものはございせん。私どもが立案の過程において頭に描いておりましたのは、一種の三公社的なようなものを、ちやうど政府と三公社の関係といったようなものを、地方公共団体の長と地方公共団体との間において想定をする、そうしてこれを立法化していったらどうだろうか、それは統一したものも一つの案でございせん、事業別に考えることも一つの案でございせん、また、地域に限って特殊なものでございせん、また、一つの案だというように実は考えておるわけでございます。

○原田立君 この公営企業に關するといふことは、現在の公営企業よりかたい前進した、いわゆる企業性の重視ですね、そこにいくんじやないかと、こう考えるんですけれども、そうなる、

議権を持たない企業職員に対し、経営の成績がかなばしくないからといって賃金を引き上げてはならないというようなことは妥当ではないのではないだろうか。賃上げというものは、物価の高騰、それなりの要因があるわけで、物価の不安定という事態が続く限り賃金の安定がないわけですから、住民福祉のため、経営環境の悪い状況の中で、経営される地方公営企業の職員に対しては、経営状況を資料とすることは適切ではないと思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(柴田護君) お尋ねは第三十八条の改正に関連するものと思います。

第三十八条の改正につきましては、現在、現行

法におきましてもその解釈上、改正しようとい
しておりまする条文と同じことを実は解釈として
は私ももとよりまいました。その方針で指導
してまいりましたのでございますが、實際は、必
ずしもその私どもの指導してまいっておるよう
なわけにはいけない。むしろ、そういうことか
ら現在の条文についていろいろ疑義がございま
るのでそういう混乱が生れてきたものだと思
うのでございます。したがって、第三十八条の改
正は、その混乱を避けまして、公営企業の職員
の給与といふものをはっきりした、安定した軌
道に乗せたいということから行なつたもので
ございます。したがって、現在現行法の疑義を
明快にしたというところでございます。

方が違ふわけなんです。かりに現在の給与が高過ぎて、改正法により引き下げるのが妥当だとする場合、附則規定による給料を引き下げなかったとしたならば、引き下げない給与があったとしたならば、それによつて生ずる赤字額は一般会計により補助することは許されますか。

○政府委員(柴田護君) 改正法の附則にあげておきますのは、現行法の解釈につきましては先ほど御説明申し上げましたとおりでございますが、それが実際はそうとおりっていない。そのとおりっていないものを、従来現行法の解釈というものを明確にいたしました結果、現行法におきます疑義が一掃されるわけでありますので、その結果として現在の給与、各企業におきま

する給と規程というものが新法の三十八条と抵触するおそれがある。そういうことになってまいりますとかえって混乱を生じまするので、そういう場合に激変をさせないように十分配慮しようとする。

という規定を、注意的に置いたのでございます。したがって、むしろ附則のほうはないほうがいいのかもしれないけれども、むしろ、私どもといたしましては親切にと申しまするか、ごく注意的に

附則の規定を置いて混乱を避けようとしているわけでございます。三十八条そのものの改正は、現行法にありますところの疑義をはっきりと割り切つて、現行法にひそみする規定の不備を明確化し

たといふたけてございます。特に給与規程のあり方につきましては百八十度の回転をしようというわけではございません。

○原田立君 この企業合理化ということでいけば、当然人員過剰が出てきて、その整理という

ようなことがこれは一般的に考えられるわけですが、どのように処理するのか。あるいはまた、具体的に、東京の交通労組みたいにたいへん人数が、人が余っているように話を聞いており

○政府委員(柴田護君) 経営の能率化、合理化と
いうことは、あえて企業に限りませんが、あらゆる

る分野において常に要求されることでございます。特に公営企業につきましては、それが企業であります以上、その効率化、合理化につきましては、絶えずやはり気をつけてもらわなければならぬと思うのであります。いろんな事情でそういったことが実際問題としてうまくいっていない

ところが、あることは御指摘のとおりでございます。やはり、そういうものにつきましては、新陳代謝の促進をはかってまいりますとか、あるいは他企業への転換をはかってまいりますとかいったような、総合的な施策をもってこれに対処していくべきだと考えるのであります。具体的には、しかし、これは団体交渉を通じていろいろ取りきめられていくものだと思うのでございまして、指

導方針といましては、やはり企業につきましても少数精鋭主義、能率主義というものをより徹底していくように指導してまいりたいと考えております。

○原田立君　まあ、少数精鋭主義もけっこうだけれども、現にいまその事業で大ぜい人が働いているわけなんですから、いま局長の言われたような指導なんかで言えば、当然首切りになっていくよ

うなことが考えられる。それは非常に酷な話なんです。やはりその従業員には家族もたくさんいるのですから、だから、そんな首切りなどならないように、これは国として強力な指導をしてもらい

たいと思う。

○政府委員(柴田護君) 好きこのんで冗員整理というものをやるわけでございませんけれども、しかし、やはりこれは企業を能率的に経営してまい

ざるを得ない。それをやめろと言われましてもこれはちょっと無理な御注文だと思うのであります。問題は整理のしかたをどう円滑にやるかということです。問題点と想うのであります。可も手荒、ことを

やれといったようなことを指導するつもりはございません。

○原田立君 結局それはあと配置転換とかいうような問題で流れていくんだと思うのですけれども、

ども、それはみんなが、要するに生きられるような方向にいてもいいと思うのです。このまま今度の法律、給与の規定からちょっと話が飛んでおりますけれども、企業の合理化能率ある健全なる企業の経営ですか、そういうなことではない、無理押しして大混乱も生じてくるでしょう

し、一般住民もはなだ被害を受けるし、また、従業員の方々が、家族の方々がかわいそうなんです。そうしなければ合理的な配置転換というようなことは十分考えられるわけですが、そういう不測の事態が起きないように、嚴重に国としても監視し、また、指導もしていったらいいと思うのです。

なお、給与の引き下げ等があるんじゃないか

と、こういうふうに不安に思っている人がだいたいいるわけです。その点いかがですか。そんなことはありませんか、給与の引き下げなんていうことは。

○政府委員(柴田護君) 給与の中には給料と手当があるわけでございます。給料について引き下げといったようなことは、実際問題としてありようはございません。手当等につきましては、場

合によりましては、非常に経営がいい場合におきましては割り増しを出し、あるいは経営が悪い場合は多少がまんしてもらおうというようなことが起こり得るかもしれませんが、全体として、

給料全体が不当な扱いを受けるということは避けたいと、かように考えておる次第でございます。

○原田立君　ちょっとダブった質問みたいになると思うのですが、御了解願って、給料値下ろしについて、このようにお考えになっておられるのか、

か、公営企業に対してどういう応援をするのか。その従業員が給料ダウンされて値下げになる。値下げの幅等については、値下げになったんだからやむを得ないといってばつと切ってしまうのか。

あるいは国の段階において、この引き下げた部分について何らかの援助するというような考えはないのか、その点はどうですか。

ては、御承知のように、団体交渉でもってきまる
たてまえになっております。団体交渉に臨むに際
してどういう態度で臨むかという管理者の心がま
え等につきましましては、第三十八条の解釈というこ
とは明らかにせざるを得ないと思うのでございま
すけれども、原則としてそういうたてまえになっ
ておりますので、その辺の、お話のようなこまか
い問題はすべて団体交渉に一任すべきものだとい
うように考えております。

○原田立君 ちよっと別な問題になりますが、国
の公共料金抑制措置により料金の適正化をはかっ
たが、これらの赤字は政府が補償すべきだと思ひ
ますが、その点どうですか。

○政府委員(柴田護君) この問題は、私も年来
当委員会におきましてもおしかりを受けてまいり
ましたし、私も何らかの措置を講ずべきだとい
いたしまして、いろいろ財政当局と折衝を重ねて
まいりました。三十九年末の料金ストロップのとき
には、とりあえず融資をいたしまして、その融資
の金利負担はかからないように、金利負担だけ全
部下げるといふことで一応片づけてまいりまし
た。ただし、元本問題だけは残されておったので
あります。これは逆に、料金ストロップ全体の問題
としましては、私も公営企業だけの立場でござ
いますけれども、逆に政府といたしましては、
民間企業の問題もございまして、その他民間全般
の問題もあるわけでございまして、なかなかむずか
しい問題をはらんでおるわけでございまして、今
日まで解決に至っておりません。衆議院の段階で
利子補給等につきまして修正を見ました背後に
も、そういったようなものに対する配慮があった
のじゃないかと思うのでございまして、な
お、将来の問題として検討してまいりたいと思
うのでございまして。

○原田立君 健全経営というものは、いたずらに企
業の合理化のみに求めるべきではなく、いかに国
によって応援するのかが最も大切な問
題だと思ひます。この点について何回も何回も
言い古されていることなんですけれども、もう一

べんあらためてどういふような点によって応援す
るのか伺ひたい。

○政府委員(柴田護君) おっしゃる通りに、経営
の合理化だけでものごとが片づくものもございま
すれば、それだけで片づかないものもあるわけで
ございまして。いわゆる企業の経営悪化の原因とし
ての外部要因と言われるものでございまして。した
が、いまして、たとえば東京都の交通について考
えれば、民営との路線競合問題あるいは道路の
ふくそう問題、こういったものを片づけてまいり
ませんと、やはり交通企業というものの合理的な
ものが出てこないことは御指摘のとおりでありま
す。ただこれらの問題は非常に複雑でございまし
て、ほかの行政にも密接に関連をいたしております。
そう一朝一夕には残念ながらまいらないので
あります。逐次片づけていくように努力をいたし
てまいりたいと思ひますのでございまして。しかしな
がら、と云つて、公営企業を確立する道というもの
が、単に外部要因の健全化と申しまするか、除去
と申しまするか、そういうものだけにあらかと言
いますれば、それも大ききうございまして、それ
も、やはり何と申しまして、企業でございまして
れば企業自身の経営の健全化、合理化、能率化と
いふことはやはり企業として要請される第一の要
因ではなからうかというふうに思ひますのでありま
す。公営企業の経営という立場からは公営企業経
営者がまずその精神に徹底することが必要であろ
うというふうに思ひますのであります。外部要因の問
題と相並行して考えるべきもんだと思ひますので
ございまして。

○原田立君 赤字企業の再建については、昭和三
十八年に地方公営企業再建指導要綱、これを定
め、行政措置として再建指導をなさっておられる
わけですが、その実施の状況はいかがですか。

○説明員(近藤隆之君) 三十八年当時は三企業が
これに應じまして再建計画をつくったわけでは
ございまして、この趣旨は、三十九年、四十年と引き
継がれて現在に至っております。三十九年度
は六十六企業でございまして、四十年度は七十九企

業、これが現在それぞれ再建計画をつくってお
るわけではございまして。七十九企業の内訳は、病院事
業が五十一事業、水道が十六、交通が九、ガスが
三というふうな形になっております。

○原田立君 数だけではなくて、その実施の状況
はどうなっているのかと聞いています。

○説明員(近藤隆之君) 公営企業制度調査会の中
間答申を受けまして、とりあえず単年度収支均衡
ということを目標としまして計画を策定せしめて
おります。したがって、過去の赤字の年次解
消計画という形ではございせん、とりあえず
その年度収支均衡をとるということを目標に、経
営の合理化、料金の適正化あるいは負担区分の明
確化、そういったことをやっておるわけではござ
います。

○原田立君 自治省がこのような行政措置を行
なつてきた法律的な根拠、並びに今回の改正規定
における再建措置は、再建者の利子補給に関する
規定を除いて、行政措置の内容もあまり変わらな
いと思ひますが、その相違点について承りた
い。

○政府委員(柴田護君) 従来のいわゆる公営企業
の再建指導と申しますのは、別段特に法律的根拠
はございせん。むしろ行政指導の一態様として
そういうことを進めてまいつたのであります。し
かし、何と申しましても自主的な再建といふこと
になりますれば、それで片づくものも実はあるわ
けでございまして、片づくものがないとは申しませ
んで、いままでも再建指導でもって片づいたもの
もございましてけれども、ごく少ない。特に重症
になつてまいりますと、とてもそういうこと
じゃ追つかないというふうなこともございまし
て、やはりこれは法律をもつて再建の仕組みとい
うものを明確にし、これに対して所要の手当てを
してまいらなければならないというところを感じま
して、同時にまた、それに関連しては、公営企業
の将来のあり方という問題もからんでくるわけで
ございまして、学識経験者からなる調査会を講
成いたしましたして御審議をわづらわした、こうい

うな経過になつておるわけではございまして。

○原田立君 先ほどからいろいろの、きのうから
もいろいろの点でお伺ひしているわけですが、要
は公営企業は公営の面においてもっと強化すべ
きであつて、企業の面に重点を置くような考え方
じゃ根本的に私たちは相いれないものを持つてお
ります。それで、いかにして国のほうからこの公
営企業健全化の育成のためにどれだけの財政的、
制度的に支援をしていくかということが最も重要
な課題であるわけですが、その点についていまだ
はつきりとした御回答もないし、はなはだ不満と
するんですが、より一歩前進という形において公
営企業の健全な発展のために国のほうからもち
とつと財政的に援助すべきだと思ひます。その方向
でひとつ進んでいただきたいと思ひます。要望だ
けしておきます。

○鈴木壽君 いよいよこれはもう最後の段階にな
りましたんですが、それで、前に他の方々からも
触れられた点もございまして、私自身関連質問の
形でちよっとお聞きしたこともございまして、そ
ういふものを含みながら若干お尋ねをしてまいり
ます。大体この条文の順序を追つていきたいと思います。
まず、一つは、地方公共団体の長と企業の管
理者との関係、あるいは地方公共団体の長と議
会、これと企業の管理者との関係でございまして
が、今度の第七條では、この前にもちよっとお聞
きいたしましたんですが、地方公共団体の長の指
揮監督というものが省かれておるのであります。
あるいはこれに関連をして第十六條のそれにもあ
りました指揮監督といふことが省かれておる。ま
た、十三條では、長の同意を得なければならぬ
という事務の一部委任の場合のそういうことも省
かれておる。こういうことで、この形からします
ならば、改正されるような形からしますならば、
一体地方公営企業というものは長あるいは長に
よつて代表される団体あるいは住民、これとの関
係を一体どう考えていけばいいの、私は公営企
業というものの基本的な問題から若干こういふ改
正について、若干どころじゃない、非常に同意し

かねるものがあるわけなんであります。なるほど管理者の権限を大きくするということが、一般的にいうと、そして企業が能率的に運営されるようにすること、こういうことは一般的にいうと必要なことであります。私はそういうことを否定するのじゃなくて、そういうことは十分考へて、せんだつてのちよつと御説明の中にもありましたが、はしの上げ下げなりなんなりまで関与し干渉するということとは避けるべきであるけれども、しかし、公営企業であるからには、私は最終の責任といひますか、総合的な意味での責任といひものは当然住民を代表し、あるいは団体を代表する長そのものに持たせるべきだと思ふ。これからはそういうことが抜けてきますね。指示権はある、あるいは議院に提案するようないふことももちろんありますけれども、いま言つたような意味での総合的な意味での首長が責任を持たなければならぬという、そういうことからいへば、私は今度の改正ではそういうことが薄れて、もうなくなつてきてゐるのじゃないだろうか、こう思ふのですが、これについての考え方についていま一応御説明をいたしたいと思ふ。

○政府委員(柴田護君) 私ども先生がおっしゃいました基本的思想といふものと少しも考え方を異にいたしてありません。ただ企業でございませうれば、やはり経済活動といふものを中心に行なうわけでございますから、そこにはやはり機動性といふものが要求される、機動性といふもの要求を満たしながら、なお、おっしゃる通りに、最終的には企業といふものを住民の手に置くこと、ためににはどうすればいいかということになるわけでございます。そこからはいろいろ検討いたしまして結論は、この改正案にありますようなことになつたわけでありませう。したがつて、企業の興廢を左右するような基本的な問題といふものは、もちろん条例事項に關しますものは議院にあるわけでございます。また、その年々の業務執行の内容といふものは予算をもつて議決をするということ、住民の代表が議会の意思といふものを十分反映

させるといふたてまえを基本にとりながら、なおその中には非常に有為な人材を吸収して、そして管理の責任を全うさせるという意味では、広く人材を取り入れるという制度を考へていかなければならぬ、そのためにはあらゆる企業についてそういう制度を指揮監督するといふ問題があるわけでございますが、小さなものになりますれば、それを強制する必要はない、しかし、大きな企業になりますれば長が統括するといひましても、事実上不可能であります。したがつて、その大きな企業になつてまいりますれば、基本的なものについては長が握つてゐる。小さな問題はいわば一種の法的委任のようになつて、管理者にまかせ、こういう仕組みをとつて、しかもそれを特別職といたしまして有為な人材を持ち込む余地を残す、こういう考へ方でこの案を立てたわけでございます。おこつたにございまして、たゞ、私も、私どもは、この改正によりまして住民の手から企業が離れるとも考へておりません。また、長が企業の興廢を左右するやうな問題について長の責任がなくなつたといふことはないのであります。やはり総合的な最終責任は執行の關係におきましては長にあるのであります。また、その企業全体についての総合的な、何と申しますか、所有権といふと語弊がありますけれども、企業そのものはやはり住民の手にあるといふように考へておる次第でございます。

○鈴木壽君 あなたさういふふうにおっしゃいますけれども、いままでありました「指揮監督」という権限、私もこの「指揮監督」といふことばそのまゝはあまり好みませんけれども、いづれにしても最終的には首長が責任を負わなければいけない、そういう立場において総合責任といふやうな意味でのさういふものはこれはなければならぬと思ふが、それがなくなつてしまふ。具体的にいまおあげになつたやうなことは議院にもかけるし、条例によつても定めるのだ、こういつても、しかし、業務をいろいろやつていく場合の中には必ずしも条例に定めたこと、あるいは議院にかつてか

けて審議をわづらわしたと、そのことだけの範囲内で終わるべきものでもないと思ふのです。企業をやつていく上からは、さういふ場合に私はやはり最終的には首長が最終の判断をし、最終の結論に基づいて首長としての責任ある立場においてやはり指揮監督といふ、さつきも言つたやうに、ことばはちよつとこれは好きじゃありませんけれども、何かさういふ意味でのやつをやはり当然持たしておかなければならぬ。そこで十六条にはいかにもそれらしいことで、「福祉を確保するため必要があるとき」とか、他の「業務の執行との間の調整を図るため必要があるとき」とか、いふやうなことでは、指示権を持たしてゐる。一体それではこの指示権と、さうして現行法にある総合的な責任を持つといふ立場における「指揮監督」といふことと一体同一と考へていいのかわるか。私は、この指示といふものと指揮監督を持てゐるその立場におけるそのそれとは私は違ふと思ふのですが、その点はどうか。

○政府委員(柴田護君) おっしゃるやうに、同一じゃございませぬ。現行法の十六条は一般的に指揮監督権を保留しながら、その一般的指揮監督権が行使される場合の態様を規律してゐるわけでありませう。新法の十六条の規定は、原則としては自由に仕事をしなさいといふことを一般的に管理者に対して委任をして、その中で特定の事項については長の指示権といふものを保留してゐるという形であります。書き方は逆であります。旧法の十六条は、すべて指揮監督権を持てゐるのだけれども、使ひ方を氣をつけなさい、いわばその指揮監督権の発動を氣をつけるといふ書き方でありませう。この十六条のはうは、むしろ、大体まかすからやつてくれ、しかし、さういふものについては必要ある場合にはおれの指図に従え、さういふ形、最終責任はすべて長が持つ、さういふ形でありませう。ニュアンスが若干違ふ。ニュアンスが十六条新法のはうがむしろ管理者に対して大きく仕事をする権限といひますか、地位と申しますか、さういふものをまかせきつた立場である。十六条

はむしろけちけちして、一般的に持つておりながらそれを使う場合に制限をしてゐる。企業の能力を発揮させるという立場からいへば、私どものはうは新法十六条のはうが、いやしくも管理者を置くならばさういふあり方のほうが、さういふ立場のほう企業が経営にふさわしい、さういふ考へてございませう。

○鈴木壽君 管理者の任命は長がすることにしておりますが、これは現行法もさうですが、議会の同意は必要としますか、しませうか。

○政府委員(柴田護君) 議会の同意は要りませぬ。

○鈴木壽君 私は、さういふ考へ方、いまあなた方が御説明になつたりあるいは法改正をしてゐるさういふ考へ方、あまりに企業といふものの経済性とかあるいはそれから出てくる機動性とか、さういふものを強調されるあまり、何か首長の指揮監督権といふやうなその中で動くことは、経済性の発揮なり機動性を発揮するといふことをそのやうものだといふ思想があるやうに思ふのですが、それは、あなた方がさういふやうに考へてゐるさういふに私が思ふだけではない、先般の地方公営企業制度調査会の答申を見ましてさういふ思想ですね、これは。私はあなた方がこれにだういふ縛られておると、さういふのを見れば、さういふに、いわゆる企業といふものをまづ企業性を発揮し、経済性を発揮しなければならぬ。したがつて、自由に大きな権限を持つてやつていかなければならぬといふ、さういふ観点に立つ限り、長の指揮監督とかあるいは議院にどうといふやうなことがうらさういふことになつてくると思ふ。しかし、私は少なくとも公営企業として地方団体が当然行なわなければならぬ公共的な事務の一つとして行なう、地方公共団体が行なう事務である限り、私はそれでは筋が通らないと思ひます。その点になるとこれは議論になつちやうですけれども、私はこれは基本的な地方公営企業といふもののあり方から考へてみなければならぬ問題だと思ふのです。現行法によるさういふもの

だって、実はほんとうの意味での指揮監督という
ような機能を十分發揮するとは私思っておりませ
ん、それでです。当然もつと首長の立場から市の全
体的な行政の総合的な立場から、そして責任の
あるものの立場からいろいろこうやっていかなけ
ればいけないこともやらないでいったんですが、
そういうことが今度こういうふうな法が變わっ
て、そんなものもだめなんだと、こういうような
ことになってくると、なおさら私は企業そのもの
が単に企業としてだけ動いていて、団体なり住
民のそれから離れていく形、私はむしろいまの公
営企業の現状はもつと地方公共団体あるいは住民
の側にもつと強く結びつけておく、そういう必要
性がある段階だと思ふのです。これは見解の相違
といわれるかもしれませんが、私はそうであ
るべきかぬと思ふ。そうでなければ何のため
に——地方公営企業なんて地方団体がやる必要が
ないですよ、これ。そういうことだから、できる
だけ企業は企業として自主的にとかあるいは大き
な権限を持ってとか、長のうるさい関与からはず
していつてやろうという、そういうところがある
から、さつき原田さんから指摘されたような、た
とえば私もあとでお聞きしようと思つておりまし
たが、公共企業体のいわゆる間接経営の方式とい
うものがこれは考えられてくる。私は間接経営
の方式もあつてもいいと思ふが、思想的にはそう
いうところから、こういうものに出でてきているの
です。私は、これはこの機会にあなた方が大改
正をする。こういう機会ですから、大体地方公営
企業というものはどうあるべきであるか、その団
体との関係はどうか、住民との関係はどうかと、
まずこの点からはつきりさせるべきであらうと思
うのですが、自治大臣どうですか、私の申し上げ
ながら、お尋ねをしておることに對して。

○國務大臣(永山忠則君) 御説のように、公益性
というものを、非常に強く見ることによつて國民
の福祉は増進するものであると考へておるのでご
ざいますが、同時にまた、企業性ということに對
しましては効率化という点において、受益者負担

の点においても、これをはつきり満たす必要があ
ると考へておりますので、この公益性と企業性と
の調和をいかによくとつて住民の福祉になるかと
いう執行上の点について、十分御説の点を留意し
てやりたいと思つております。

○鈴木壽君 さつきもちょっと引用しましたが、
答申の中に「企業の業務運営は、原則として管理
者の自主的運営にゆだね、地方公共団体の長及び
議会の関与は最少限にとどめること」と、私はこれ
はこれなりにいいと思ふ。だからといってさつき
指摘したように、指揮監督権は要らないのだとい
うことには、私はいかなうと思ふのです。できる
だけ自主的に、能率的にやれるようにという、こ
ういう考へ方。したがつて、何でもかんでもうる
さいことまで長からあるいは議會からというよう
なことは避けるべきだと、しかし、最後のはつき
りした地方公営企業としての立場、性格からい
て長のあるいは議會の最終的な一つの企業に對
する権限というものは、これは当然残して置かな
きゃならない。この中には、あなたが都合のいい
ところばかりとつておられるのですが、たとえば管理
者の任命に對する同意なんかも与えていいという
ことも、議會の権限に与えていいというやうなこ
ともあるけれども、これは何かあなた方はじやま
になると思つてとつたのでしやうね。都合のいい
ところでは、どういうふうな解釈したかわからぬけ
れども、答申を尊重する、答申を尊重すると言つ
ていながら、私は筋が通らないと思ふのだよ。答
申の、私は読み違ひではないかと思ふのです。私
は何も答申をそのまま全部正しいと思つており
ませんけれども、まあそれをとるにしても、私
は、これはいまのところはあなた方、おまえの言
うとおりだと、決して言わないやうだからやめ
ますが、これは基本的な問題ですよ。私は地方公
営企業としてあるからには、これはどうでもいい
ということじゃないと思ふのです。どういうこ
とに對し指揮監督権を發動するのか、こういうこ
とを、できるだけ現行法がしほつておるやうに、
こうこうこういうやうな問題はないことでは

ぼつていいと思ひます。しかし、それをのつけか
らはずしてこちらに指示権があるからいいじやな
いかというやうなことでは、私は公営企業として
やられるからには、私はうまくなうことだと、ま
あ少し意見に触れましたから、こちらでこの問
題とめておきたいと思ひます。しかし、考へてい
ただきたい大臣。

○政府委員(栗田健君) 私の説明がまずうござい
まして、御理解願えないのは残念でございます。
私どももいたしましては、答申を都合のいいとい
うだけ抜き取つたわけでもございません。まあ先
生御指摘のやうな問題もございまして、やは
り長というものを、長と管理者の關係というもの
をある程度人的なつながりを強くしながら、しか
も、経営能力のあるいい人を引つぱつてきたい。
こういうことからこれを特別職にする、こうい
うことをひとつ考へたのでございます。
それから、もう一点のあらゆる企業について管
理者の設置を強制するということでもございませ
ん、御批判の点もあろうかと思ふのでございま
すけれども、非常に大きな企業だけにつきまして
管理者というものを必置したい、こう考へてお
るわけでございます。したがつて、大きな規模に
なつてまいりますれば、その企業そのものが非常
に大きな組織体となつて動いていく。そうなつ
てまいりますと、そういうことには機動性とい
うものが發揮できる余地というものを考へてやら
なければならぬ。小さな企業になりますれば、長が
そのままだけでいいのでございまして、長が
大きなところになつてまいりますと、そういう経
営能力を持つ者を迎へて、それに相當の力と権限
を与へて、自由に働かすという立場をとるほう
が、むしろ逆に住民の福祉の増進になるのではな
いか。こういうやうに私どもは考へたのでござい
ます。

は、私どもはこの改正案で起こるようには思わな
いのでございます。
○鈴木壽君 やめようと思つたけれども、やめら
れなくなつた。
確かに具体的に幾つかをあげて議會で取り扱
なければいけないとか、いろいろありますよ、私
の言つておられるところは、包括的な、最後の責任
という立場においてそういう規定をはずしてし
まつて、あなかもここから完全に飛び出してし
まつたやうな、そういうものをつくつていいかど
うかということなんです。あとから能力が足り
なければ、氣にくわなければ首切れることもあり
ます。確かに強い権限があります。しかし、そんな
ことは、そのことは別なんです。私の言ふのは、
できるだけ委任をし、権限を与へて、いろんな仕
事をさせる、自由にさせる、自主的にやらせる。
こういうことについては、私は、それはそれでい
いのだ。しかし、最後の線だけはきちつと必要
なところと結んでおかなければいけません。こうい
うことなんです。それがあなた方の今回のそれでは
はずれてしまつたかっこうになつておられるじや
ないかということなんです。私の言ふのは、自主
的にやること、能率的にやるという権限をりつぱ
な有能な人物をそこへ据へて、存分にやらせると
いうことについては、私は何も反對してゐるの
じやない。しかし、そんな人間いるかどうかわ
かりませんけれども、それはそれとして私も認めま
す。しかし、最後のところは、きちつとやつぱり
市民の代表であり、団体を代表する市長のところ
にきちつと結んでおかなければ、これはとんでも
ないことになつてしまふ。こういうことなんです。
私はそういう意味でだめを言ひますが、指揮
命令ということばをそのまま使つていいかどうか
わからぬけれども、いづれその意図するやうい
うものは置くべきだ、こういうふうな思つており
ますから。これはしかし、いまこの段階までで
て、置か置かないかこれからやつたつてし
やうがありまけんから、ひとつこれは十分大臣もお考
えをいただきた問題だと思ふ。この中に、私、

一番問題なのはこれだと思ふ。改正案の中で、企業の問題がどう、これはたいへんですよ、利子補給の問題も、これは大きな問題です。しかし、私は、問題は、公営企業の成果を左右する、公営企業の存立をかけての問題だと私は思う。私の申し上げたことわかりましたか。もしわからなければもう少し申し上げますが、いずれ考えていただきたいと思うのがね。これはそのうちにまた検討する機会がやがてくると思います。この法律の体系から言いますと、大臣どうでしょう。

○国務大臣(永山忠則君) 執行にあたりましては御説の点を十分留意し、なお、今後の執行状況を見まして十分ひとつおことばの点を検討をさせていただきます。

○鈴木壽君 それから、さっき原田さんからも尋ねのありました点ですが、もう少しはっきりのみ込んでおきたいと思ひますので、第十七条の二に経費の負担の原則としていろいろこうあげておる。しかもそれが政令で定めるといふふうになっておりますが、このいただいた、政令で定めるものとして予定されております。さういふ幾つかのことがございますがね。なお検討中だということでありまして、これはたとえば、法第十七条の二の第一項第一号に該当するものとして水道、交通事業、病院事業、さういふものの中に、さういふ一つの基準といふものをきめるということでございます。さういふが、たとえば交通事業の「地下又は高架の高速鉄道への転換のため軌道を撤去する場合におけるその撤去に要する経費」、それから2の、法第十七条の二の第一項第二号該当のものの交通事業の「高速鉄道の建設に必要な地下又は高架構築物の建設費の一部」さういふことは、ここに示される、いわゆる政令でさういふに定められるもの以外のものについてはさういふかぬと、さういふきめ方ですか。それともこれに類するもの、なお他に含まれるものもあるけれども——これ以外にもあるだろう。しかし、一応さういふものと、さういふのですか、この点は。

○政府委員(柴田護君) ここに一応現在予定した

しておりますものを書いてお配りしたわけでございますが、これはちょっといきさつを申し上げると、当初はむしろ負担区分の規定だけで、あとはそこに明示されていないものはすべて企業会計負担ということにしようとしておったのでございます。その後いろいろ関係各省と話し合いを進めました結果、従来の補助規定を一応存置してあります。従来一般会計から補助をできるという規定を最初の原案では削っておりましたが、これを置きまして、そこで第十七条の二の規定というのは、厳格な意味における負担区分ということに相なっておりますのでございます。したがって、ここに案としてお配りいたしましたものについて、それは一般会計から出すのが本筋であつて、企業会計で負担すべからざるもの、一応さういふことになる。第十七条の三の場合は、企業会計から負担すべきものであつても、特別の事情のある場合は一般会計から出してもよろしい、さういふ規定になるわけでございます。したがって、この政令案できめざるものは、企業会計で負担すべからざるものといふように考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 さういふと、これはとにかく企業会計で負担しなさいかぬものといふことで、なお負担区分といふものを考えていく場合には、裏のほうから言へば、これ以外に一般会計なり何かの会計からこつちのほうへ——一般会計やあるいは特別会計等で負担をし、あるいは何かのいろいろな支出方法をとれる、とるものもあると、さういふことなんですね。これだけは企業会計で負担しなさいかぬと、さういふことなんですね、そこらをもう一度……。

○政府委員(柴田護君) 大体そのとおりでございます。

○鈴木壽君 たとえば路面電車の場合ですね、道路が損傷したというような場合ですね。道路を、これは電車が走っている場合の、あれですね。道路がこわれたんだと言つて、企業の側で負担をして、補修なり維持管理——維持管理までいかないけれども、補修なりやられております。さういふ

ものがたくさんありますね。しかし、考え方によつては、それはもちろん企業の側においても負担をしなければならぬけれども、必ずしも電車があらからというやうなことで、その責任だけで企業会計が全部負担をするということがどうも不合理だと思はれることもあります。あります。さういふことでは、これは電車をやっているせいだと、さういふやうなことで全部補修費を負担させられる、さういふことがある。たとえば特に北国の冬期のいさな寒い関係で、今度春先の融雪の時期に、相当軌道を中心として道路に亀裂を生じたり、あるいは舗装が損傷したりする場合がある。それをいままでは、いま言ったやうに、おまえのところで電車を走らせたのだからさうなるんだといふことで、国道なり地方道、県道等を全部やらせられておつたといふことがあるんですが、さういふ場合も、事情によつて私は企業だけでなしに、道路管理者のほうにおいてもそれ相当の負担をやるべきではないだろうか、さういふことが、さういふことにはこの中に入つてきません、さういふことですか。

○説明員(近藤隆之君) ただいまは路面舗装等の問題だと思ひますけれども、これは一つむづかしい問題がございまして、民営、公営いろいろ交通事業にはあるわけでございます。さうして路面を特に認めて走らせているといふやうな関係がありまして、現在のところ原則としてその交通事業者が持つといふ形になっております。それで一律にはかの交通機関も入ってくるのだから、道路のためだから地方団体で負担ということになりますと、いままでの原則を変えてしまつて、民営の軌道のものについても地方団体が持たなければならぬ、さういふやうな問題もございまして、それで現在建設省との間でいろいろ相談いたしておりますけれども、やはり原則といたしましては、特に認められて走っている交通事業者のほうを持つ、ただいろいろ事情の場合がございまして、さういふ場合は、必要があるならば、補助の規定を發動してもいいじゃないかといふやうなことで、現在検討を続けているといふところでござい

ます。

○鈴木壽君 これでこの問題については終わりますが、課長さんのいまのは、こわれた場合に全部道路管理者のほうで持つてやれと、さういふことに……、さういふことでなしに、もちろん企業のほうでも持たなければならぬだろうけれども、全部に逆に企業だけに負担させておくといふやうなことにしては、問題があると思ひます。さういふ場合には、一般会計なりあるいは道路管理者のほうから出せるやうにするといふやうなことも考えていいんじゃないか、さういふことなん

○説明員(近藤隆之君) 負担区分の十七条の二の規定でやらせるか、あるいは十七条の三の補助の規定でやらせるか、さういふやうな問題がございします。現実問題といたしましては、北国のほうのさういふ路面電車等につきましてはその軌道敷の舗装改良、また国道の場合に国庫補助が出ています場合もございまして、一般会計のほうからも現実問題として出している例も相当ございします。それをとめようといふ考えは毛頭持っておりません。

○鈴木壽君 補助ではない場合もあると私は思ふ。私はこれは補助ではない、当然の負担として負担区分の中でさういふことが処理されるべきではないだろうか。補助になると、ちょっと性質が違つてくるやうに思ふが、いづれあれですね、さういふやうな場合には検討中でもあるし、さういふものの扱い方については、補助といふことで扱ふかもしれないけれども、道路管理者等から負担をさせるといふやうなことについてのそれはこぼむものではないといふことですね。

○説明員(近藤隆之君) はい。

○松澤兼人君 今度の改正は、大体地方公営企業制度調査会の答申を尊重して御改正をいただいたといふやうに承るわけですが、ここに交通事業の運営あるいは料金の決定等につきまして、この制度調査会の答申はかなり詳細にわたつて述べられているわけでありまして、この交通事業における地方公共団体の責任なりあるいはその権限なりと

いう問題について改正法の中にどの程度まで取り入れてあるかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(永山忠則君) 本質的には取り入れておりますが、なお、不十分な点がございしますが、それらの点に対しては局長のほうから御説明させていただきます。

○政府委員(柴田護君) 私から補足して申し上げますが、答申には料金決定のシステムでございすとか、あるいは路線免許のあり方でございすとか、あるいは大都市交通の問題でありすとかという問題が大きく取り上げられております。しかし、この法案の中におきましては、いずれもそれらの問題につきまして十分取り入れられておりません。

大都市交通の問題、特に東京都の問題につきましては、ものごとが非常に複雑であり、こじれております。さような関係がありまして、この法案を立案いたします際にそこまで手が及ばなかったというのが実態でございます。

それから料金の認可の問題、路線の免許の問題等につきましては、答申の言っております問題まで前進するということは、運輸省との間におきまして具体的に話がつきませんでした。しかし、運輸当局といたしましては、やはり答申の線に沿った運用がしたい、こういったお気持ちもございまして、法案の中には抽象的に、第五条の二であつたと思いますが、認可にあたりましては、そういう権限の行使にあたりましては、公営企業の健全な育成をはかるという方向において行使をする、こういう精神規定を置いたのでございす。

○松澤兼人君 具体的にどういふことが答申から採用されているかという問題なんです。経営の面におきましてはいろいろ取り入れられているところがある。しかし、答申の中にいっている総合的、一体的に都市交通を確保する必要があるというようなことは、その改正法の中のどこに取り入れられているのか。

○政府委員(柴田護君) その問題はこの法案自体

の中には具体的にあらわれておりません。むしろ都市交通の総合的、一体的運用ということになってまいりますれば、具体的には、法律の形でいいは見ているのでございす。したがって、その問題を立法的に片づけてまいりましたためには、事業法規の面におきましてそういう考え方を生かしてこなきゃならぬというふうに思うわけでございす。

これは公営企業という法律の中におきまして、そこまでいくのは法の持つ性格からいまして少し無理じゃなからうか、こういうふうに考えた次第でございす。

○松澤兼人君 それでは将来答申を尊重して関係法規を改正するとかいうような考えは持っているのですか。

○政府委員(柴田護君) 私どもは今日の段階におきましては、答申の所期する線まで運輸当局と話をまとめることができませんでしたが、答申のいっております精神というものは、やはり何らかの形において生かしていかなければならないだろうというふうに思うのでございす。今回は私どもの努力が足りませんでしたけれども、私どもが、そこまでまいりませんでした。将来問題としては答申の方向というものを十分考えていきたいというふうに考えております。

○松澤兼人君 それでは伺いますけれども、これは運輸省の関係だと思ふのですけれども、運輸当局と自治当局との間でこの答申案、特に料金それから都市交通の管理、さらに運営の効率化というようなことについてどの程度までお話しになりました、どの点が一番難問であつて話がうまくまとまらなかったというのですか。

○政府委員(柴田護君) 運賃の問題等につきましては、答申の考えている線というものを大体頭に置いて折衝をいたしました。それは、しかしながら、今日の段階では答申の線を実現することはできなかったわけでありす。

それから地下鉄等の負担区分につきましては微温的ではございすけれども、暫定的に補助金額

を上げるといふことでもって一応一年間を押えていく、この問題は将来に問題が持ち越されております。

それから路線の免許その他についての取り扱いは、答申の精神に沿った運営をするという言明を私どもは得ております。結局、東京都の交通問題につきましては、問題のむずかしさからいたしまして、私どもは初めからこの問題につきましては改正案の立案にあたりまして、運輸当局と具体的に話し合いをいたしております。とても時間的に間に合ふぬというふうに考えたからであります。

○松澤兼人君 政府のいわゆる諮問機関あるいは調査会、審議会というものは、各省各々みな一つずつ以上持っておるわけでありす。何とか自分のほうに都合のいいような答申を出してもらいたいというのを期待しながら諮問するわけでありす。自治省は交通事業の改善というやうなことで、そういう含みを持って調査会が答申すること、それを期待しているわけでありす。ところが運輸省のほうは運輸省のほうでそんなことをやっても、なかなか困るというやうなことから、独自の立場から答申の出てくるのを期待している、運輸省の審議会では別の答申が出てくる。各省の各審議会といふものは一体となつてかつてのいわゆるセクシヨナリズムといふものです。なわ張り争ひといふのです。そういうことで違つた答申が出てきた場合に、たとえば、それによつて法案を審議する国会側におきましては非常に困難を感じるわけでありす。そういう全体的なものとしては地方の交通機関をどうするかというやうなことは、自治省側も運輸省側も一体となつて何か将来の都市交通といふものはどうあるべきかというやうな諮問の出し方をして、一体となつてそれぞれ利害関係のある省の諮問機関といふものが答申を出さなければいけない。そういうことをされておるまい。

で、私は特にきょうは運輸省の關係の方に來ていただいたわけでありす。その事實はお認めになるで

しょう。

○政府委員(柴田護君) 私どもは都市交通事業について特に私どもは都合のいいやうなことをいふようなことは実は考えたわけではございせん。いま公営企業で一番困つておるものが交通事業でございす。そういうことから交通事業、水道事業も全部含めまして、公営企業のあり方というものを御検討の上お教え願う、こういう立場から調査会の御審議をわづらわしたわけでございす。したがって、お話のような御心配もあらうと思ひまして、私どもは関係各省の主管局長さんに幹事になつていただきまして、そこで十分各省の立場からの意見も申し述べていただいております。委員の方々からも関係各省の幹事の方々なり主管の局長の方々に對しましてそれぞれ質問もされ調査もされたのであります。しかしながら、それじゃ運輸当局と私どもとの間におきまして、都市交通問題だけを取り上げて特に議論をしたことがあるかとおっしゃいますれば、なるほどそこを突き詰めて相談したことはそうありません。これは確かに私どもは、私どもも将来におきまして、もっとそういう関係を密接に持つていかなければならないといふことは痛感しておるわけでありす。機会がなかつたといふこともこれは事実でございす。将来の問題といたしまして十分考えてまいりたいと、かように思ひます。

○松澤兼人君 運輸省にお尋ねしますけれども、この答申が出たことは御存じでしょうか、かつまたこの答申の、特に都市交通に関する答申の各項目につきまして、どんな御意見を持っていますか。

○政府委員(坪井為次君) 私自動車局長でございすので、都市交通全般、軌道も含めましての問題になります。官房の所管になりますので、私どもからあまり正確な御答弁はできかねると思ひます。

都市交通を構成しておりますのは民営あるいは國營もございすし、あるいはハイヤー、タク

から考え方が違ってくるのではないか。そこで、その公営企業というものを企業の側面だけを重視するのか、あるいは公共性というものを重視するのかという問題が出たのですが、きのうも私その点を質問をしたわけですが、公益性というものをどのように入れておられるか、重要な質問で恐縮ですが、重ねてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(柴田護君) やはり公営企業の性格という立場から言いますと、公共性、もちろん公共性があるからこそ地方公共団体が経営するわけですが、同時に企業性というものがある。言うならば二つのものが併存しているというふうで考えるのが正しいです。公共性があるからすればこれは税金というふうには直ちににならないので、一切企業の原則がそのまま支配するということにもならないのじゃないか。俗に公益企業と言われるものの中に、一般の鉄道、私鉄あるいは電気等につきましても公益事業という事で呼ばれておりますが、やはりそれはそれなりに公益を持っていますからであらうと思ひます。しかし公益、公営企業の持つべき使命と申しますか、その使命というものを頭に置いて、どうにかこうにか公営企業をしていくかという事になってまいります。やはりその公共性と言ひ、あるいは企業性と申しますけれども、その利用の形態と申しますか、利用の態様というものに重点を置いて考えていくべきではないか。そういうふうでまいりますれば、やはり受益者負担の原則というものが、公営企業の基本的な一つの性格であらう。同時にまた公共性という立場からの制約もそれに加わってくる。まあ言うならば、徹底しないお答えでございます。するけれども、両方の性格というものが併存しておるので、その間のけじめというものをどうつけるか。それがいままでの公営企業法のあり方では必ずしも明確ではなかった。それをできるだけ区分けを明確にして調和をはかりたい、こういう

ことで、この改正法案を立案したと考えております。

○加瀬完君 それはわかるのですが、たとえば、これはまあ比較が適当ではありませぬけれども、かりに赤字路線であっても、公共性ということから考えれば、国鉄の路線でも、赤字路線でも残しておかなければならぬ路線というものが、公益性というもののから考えれば考えられませぬ。東京都の例でも、たとえば乗客が少なくなつたからと、赤字路線になつたからといって路面電車を撤廃するということは、企業性としては妥当ですけれども、公益性ということから考えれば、それは若干赤字になろうとも、公益性から考えれば、その地域で路面電車がなければ残さなければならぬという理由もまた一方成り立つわけですね。全部そういうものだけを公営企業でやるということになれば、これは財政的な破綻を来すことは当然でございますけれども、そういう面も若干なければ、公営企業とは言われないわけですね。

ですから、純粹に考えて、どうしても、これはあとで質問しますが、財政規模や自治体の規模というものと企業規模というものと、バランスを考えなければならぬと思ひます。一応この自治体なり、この財政力を持った団体としては、このくらの赤字というものは負担をしても、これは公共性というからは、公営企業を残さなければならぬという面もあると思ひます。こういう局長さんの御説明のような方式でやりますと、公営企業の公共性というものは、だんだん後退をさせられて、企業性だけが出てまいりますと、それならば何も独立採算制とか何とかやましいことを言わないで、民間企業に移したほうがいいのじゃないか。民間企業と公営企業でどこで区別をするのだという事になると、区別がだんだんなくなつてしまふと思ひます。初めの公営企業の出発というものは、私はそういうものではなかつたと思ひます。だから財政措置をしては行たくにしても、当然これはこの自治体としては行

なわなければならぬ公共性のある公営企業で、しかも、妥当の赤字というのはいかにもいけれども、この赤字は万やむを得ないというものを先にきめて、認められる公共性というものがあつたらば、それに対してやはり財政対策を考えてやるという事でなければ、原田委員の御指摘のとおり、私は公益性というものが非常に後退すると思ひます。ですから、それはまあこういう公営企業が批判をされるような経営の内容というものの、そのものもそれは認めていいという議論に私は肩を持つわけではございませぬけれども、それが欠点があるからといって、あまりにも企業性というものの、よくこの言う独立採算制というものでだけしぼつていくと、これは公益の面というものは軽視されてきませんかね。

○政府委員(柴田護君) おことばは、私もよくわかるのでございます。この法案でもそういう点の配慮をいたしたつもりでございます。しかし、たとえば路面電車について申し上げますと、やはり世の中の進歩に伴ひまして交通の代替、交通機関の代替というところもあるわけでございます。したがって早晩全体の傾向としてはやはり使命を終わった、あるいは終わりつつある路面電車にかわつて代替の交通機関というものが整備されていく。その間の便宜供与として路面電車を運営する経営を行ないまして出てくる赤字に対しては、一般会計で負担するということがあつても許されていいと思ひます。その辺の区分けについては、この法案では十七条の三に補助の規定を残しております。この補助の規定を残しておりますのは、そういう政策的な理由に基づくもの、まあそれをよく公共性に結びつけるかどうかという事はひとつ問題がございませうけれども、いま申し上げましたような事例等について判断を、地方公共団体の意思、判断にゆだねて、こういうことになつておるわけでございます。

言いかえますならば、本来受益者負担というものの原則によつてまかなわれべき部分とか、本来税金でまかなわれべき部分というものがあつて加えて税金というものがそれに投入することやむを得ないという場合があるわけでございます。その場合の判断は、当該地方公共団体の判断に基づきまして、その租税をそこへ使うかどうかという事をきめていただくいいじゃないか。そういうことで、この十七条の三の補助の規定を残しているわけでありませぬ。しかし、企業としての本来のあり方から言いますならば、やはり負担区分を中心として、両方の調和をまずはおさへていくということが基本であらねばならない、かように考えておるわけでございます。

○加瀬完君 それでは地方公営企業の経営成績というものは、どういふことを内容とするかと考えてみます。何かはつきりしない質問ですが、経営成績という、公営企業の経営成績というものは、民間企業の経営成績というものは、私は観点が違ふと思ひます。同じ観点で見てもはまらずと思ひます。自治省といつたしましては、地方公営企業の経営成績というものはどういふ基準から見ると、こういう点をまず伺ひます。

○政府委員(柴田護君) お尋ねの問題は、なかなか問題であらうと思ひます。もつと端的に言うならば、社会的な意味合いにおける収入なり経費というものを頭に入れた、いわゆる社会的な損益計算というものがなされて判断されるべきものであると思ひますが、遺憾ながら現状においてはそういう意味の計算ができません。したがつて、第一義的には、公営企業の業績というものはバランスシートというものを中心として判断されていくものだ、第一義的にはそう考へるべきだと思ひます。

○加瀬完君 第一義的にはわかりました。第一義的で全部を判断してよろしいかどうか、企業成績というだけで判断してよろしいか。住民サービスに対する効率あるいは効果というものが、公

営企業からは当然これは成績の評価の一つの目安になるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(柴田護君) たとえば離島のバスというものを考えますれば、そういう場合におきましては、お話のようなことも当たる場合があるろうかと考えます。

○加瀬完君 それは離島とか、あるいは僻地ということだけではなくて、やはり採算制というものを企業成績とすることなく、住民サービスの濃度というものについても、やはり、一対一とは言いませんけれども、ある程度考えないと、私は公営企業の成績の評価の基準にはならないと思うのです。公営企業の出費そのものは、むしろ独立採算とか、採算制ということよりは、あとのほうの住民サービスという精神で公営企業というものは出費したと思うのです。これは前の委員の御指摘のとおり、そういう歴史的には出費していると思うのです。ですから、むしろ民間企業ならば、これは独立採算といいますが、そらばんのはじけなものはやはりありませんよ。しかし、公営企業であれば、そらばんのはじけなものはやらなければならなかったし、やるべきで、そういう事業が起こっているわけですね。しかし、事業そのものも、そういう悪条件の中ですから、採算制というもののから見れば、これはうまく運営がいかになくて赤字が積もった、それがはね返って今度のこういう問題にもなるということになりますけれども、同じかさ上げをするにしても、補助金を出すにしても、当然、住民サービスとして、その自治体としては必要な公営企業を営んで、しかもやむを得ずそうした赤字である。それならば、それは特別に考え、経営内容のずさんのために、これは当然黒字になるべきものが赤字になったのだしたら、これに対しては同じかさ上げするにしても、補助金を出すにしても、これは階段をつける、やはりこういう区別が若干私には出てこなければ、ほんとうの意味の公営企業は育たないと思うのです。理屈に走りまされども、いかがですか。そうであ

りませんと、住民サービスにならうがなるまいが、採算がとれないものはみんな切り捨てていく、住民サービスはみんな何もやらないというところ、やらないじゃない、やれなくなるというところになるのじゃありませんか。

○政府委員(柴田護君) お話のような場合を頭に置きまして、十七条の二の第二号、という規定は置かれてあるのをごさいますして、またその上にさらに第十七条の三の規定を存置いたしましたもの、そういう趣旨でございます。

ただ、私の心配いたしますのは、それが乱に流れるということに非常に心配するわけでございます。そこにはおのずから適当なけじめがなければならぬ。そのけじめというのは、やはり最終的にはその地方団体の租税を払う住民がどう判断するかということが最終のけじめをつけること、じやなかろうかというように考えております。

○加瀬完君 鈴木先生いらっしやいましたから、私は一、二、端的に伺ひまして、質問を打ち切りますが、受益者負担といいますが、こういう事実、これは受益者負担になりますか。ある県で工場を誘致しまして、そこに工業用水が当然必要になりましたので、いままでは農業開発計画、こういうものを工業用水計画に変更をいたしました、その負担金を三十六億だか農林省に負担をいたしまして工業用水に転換をするわけでありまして、農地としての開発計画をやめて工業用水に転換をしたわけでありまして、十二億なら十二億は、現在そこから毎秒五トンなら五トン水を引いていく工場が負担をすることになりました。あと二十何億というものは、将来誘致される工場が負担をするという、一般の県の会計のほうからは出さないということでありましたけれども、工場は来ない。しかし人口増によって工業用水の一部は水道用水として使わなければならぬ。それはもう一部、ごく微々たるものであります。とすると、その水道用水のために、工業用水の赤字分を一般の住民に負担をさせるという形をとらざるを得なくなっているわけでありまして、しかし工

業用水で受けるものは一般の住民じゃないのです。しかしながら、工業用水の工場側の持てない分を背負わされるのは一般の県民ということになるわけですよ。

こういうものが公共事業としても認められるのですか、受益者負担だか何だか知らないけれども、結局県民の負担になってかぶさっていくわけでありまして、一つの産業計画上からは工業用水は必要かもしれないけれども、県民の生活の向上という上には、県民の生活の向上には直接何も工業用水はプラスにはなっていないのです。しかし負担だけは残るのです。こういう事例があるのです。こういう工業用水の費用というものを一般住民が負担しなければならぬ根拠がございまして、あるいはそういうものを公営企業として一体住民は受けなければならぬ理由はどこにありま

すか。ですから、そういうことは、住民に負担をかけるくしてやらなければならぬ、公営企業の面というものも当然あるわけですよ。しかしこれは今度の法律をもつていたしまして、幾ぶん経費を軽減させていたことにはなりますけれども、初めしなくてもいいところの負担をすることには変わりはない。こういう矛盾撞着といえますか。問題というものが、数多くございましてを御存じですか。

○政府委員(柴田護君) 御指摘の事例は私ども知っております。それは結局過剰投資のような形になっておるわけございまして、それを将来来るまでの間に、上水道にその欠損をかぶせていくということ自身に私は問題があると思ひます。上水道にかぶせるべきものじゃないと思ひます。問題は、しかし最終的には公営企業を維持するものは、結局その地方公共団体自身でございまして、その団体の経営いたします公営企業が失敗した場合というのは、最終責任はやはり住民がかぶらざるを得ない、これは当然のところであらうと思ひます。その間どういふなき方をするかというの、やはり公営企業は公営企業としてその分

野でつないでいくべきであって、それを他の公営企業に持っていくということとは、やはり筋違いじゃなからうか。主たる方法としては、その間、一般会計から多少つなぎの金を借りるとか何とかいうことがあってもおかしくはありませんけれども、他の企業の受益者負担においてその企業の失敗をつなぐというのは、公営企業の筋からいっておかしいと思ひます。

しかし、現実には、残念ながらそれに近い事例がいろいろあつたり、あるいは望ましくない負担の形があるわけでございます。さような関係で、工業用水自身にはいろいろ問題がございまして、問題、あるいは一般会計と工業用水道の負担区分の問題とかの問題が残されておりますので、財政再建の対象事業から補助工水につきましては一応除いておるわけでありまして、除いておりますのは、これを対象としないというわけではございませんで、その問題を片づけてからやりませんければ、再建のめどがつかない。こういうことでございまして、工業用水道のうち補助金を受けておりますものにつきましては除外しておる、こういうケースでございます。

○加瀬完君 そこで自治体規模と公営企業規模というものの関係を、バランスをもつと考える必要はないでしょうか。その公営企業を経営するその自治体の規模やその財政力で、将来、一体自治体に非常な財政的負担をかけないでやりくりがつくかどうかという関係も考えないで、将来発展するであろうという思惑だけで自治体が背負い切れなような大きな企業というものをもちろむと、いま私が申し上げたような問題が起ると思ひます。しかし、現在は自治体規模と公営企業の規模というものに一つの基準としてはつきりしたものはないわけですね。そこに問題はございせんか。今度の赤字のいろいろの問題は、自治体の規模なり財政力なりと、それが背負っておるところの企業体の規模なり、あるいは運営の費用なりというもののつり合いがとれておるかと思ひます。

ては、一般住民としては、給与が高くてむしろ喜ばしいことだという見方も成り立ちますよ。平均賃金が低いからといったって、まるで経験年数が五、六年ぐらいの者ばかりが運転手になっておれば、これは平均賃金は低いかもしれませんがけれども、安全度なりあるいは信頼度なりというものは持てませんよ、そういう運転手に対しては、給与は高くても、経験者、安全度の十分信頼

い。そのためには民間と給与の格差が出てくるのは当然だと、こういう私は理屈もあながちこじつけじゃないと思う。金はかかってもうそういう方法をとらなければ、公営企業という私は性格は出てこないと思う。

だから独立採算という下で、平価の切り下げみたいに平均賃金の切り下げばかりやって、質の低いものだけが公営企業の従事者になるというふうなことがないように、これは十分御注意が払われていくものと、そういう意味では、ただ賃金だけを切り下げて独立採算制を強化するということではないんだと確認してよろしくございましょうかね。前置きが長たらしくなりました。が、確認したいのはそこだけです。

○政府委員(栗田隆君) 具体問題を取り上げて考えてみますと、いま一定の給与がある、その給与が実際問題として非常に法律の所期するところと違っているところに仮定いたしましたも、じゃあそれを下げられるかということになりますれば、そんなことができないか、みずから判断できることだろうと思っております。企業の給与費というのを考えてまいりますと、何も給与費だけを目的にしておるわけではございませんけれども、まあ問題は経営合理化の一態様として、そしてこの給与費も含めて経営の合理化というものをどうやっていくかということが、公営企業の経営上一番大事なところだと思っております。したがって、まあたとえば二人の乗務員を必要とするバスをワンマン・カーに切りかえるという方法も方法でございましょうし、その他いろいろ勤務の態様等につきまして、さらに合理化し、あるいは能率化していく余地は、今日の公営企業の実態を見てまいりますれば、ないとは申し上げられないのであります。

してありますのは、先ほど民間事業の例をおあげになりましたが、民間事業だけの給与の水準の比較だけを考へておるわけじゃございませんで、国、地方公共団体の職員の給与もその一つの基準であります。民間事業のものも一つの基準であります。生計費も一つの基準であります。そういう意味合いのことでございまして、総合的に考へて結論を出すべきものではないかというふうに思っております。企業の経営の合理化というものが即給与の切り下げだというふうには私も考へておりません。

○加瀬完君 悪いんですけれどもね……。数年前国鉄で非常に踏切事故が多いわけですね。このごろまた踏切の強化をいろいろ国鉄では考へております。ところが、この前の人員整理のときに踏切等を全部人員整理したですね。ほとんど踏切等のおりました踏切をなくしてしまつた。そして事故が多くなりまして、あつて、また踏切等を配置したり、あるいは信号機をつけたりという二重の手間をかけておるわけなんです。二人乗りのバスをワンマン・カーにすれば、一人分節約できるといふことは考へられますけれどもね。そういう安直な考へで、さて事故が起こつた場合はどうなるのだ、一体事故が起こる可能性といふものはどっちが大きくなるのだというふうなことを考へませんで、人員をただ切り詰めるといったようなことだけで、採算性なり合理性なといふものを考へることは、これは企業の上から、安全度といふことについては、一つの、特に交通企業なんかは非常に危険性があると思つて、踏切を踏切から踏切を踏切にやめさせて、踏切を踏切から踏切にやめさせておる現状からして、特に交通企業といふものは、安全性といふものを考へなければならぬから、安全点の点の十二分に、単に思ひつきでない計画を練られて、それその自治体を指導してございまして、これはお願いいたします。

○鈴木壽君 さつきお尋ねしたことに続きますので、多少またもう少し、問題は同じでございますけれども、ちょっと立ち入ってお聞きしたい点がありますので、それから始めたいと思つて、第十七条の二、三、あるいは十八条、まあこういうものに関連してございまして、まず最初に十七条の二の一号と二号ですね。具体的ことは政令で定めることになっておりますが、その一号では、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費」、本来的に企業経営の収入では負担すべきでないという経費と、こういうふうな説明がありますが、そのとおりでよろしいと思つております。

○説明員(鎌田要人君) お説のとおりでございます。企業に経営に伴う収入をもつて充てることが適当でないけれども、しかし客観的にそれが困難であるから、何かの方法で、出資や、貸し付けや、あるいは他の一般会計なり、あるいは特別会計なりの負担金をもつて充ててもよろしい経費だと、こういうふうな説明で差しつかえありませんか。

○説明員(鎌田要人君) 同様お説のとおりでございます。○鈴木壽君 そうしますと、さつきもお聞きしました、政令の具体的な内容のことでございますが、あなたの方からいただいた資料の1のとこでは、第十七条の二の第一項第一号のものと、それから算用数字の2のとこは、十七条の二の第一項第二号の該当のものと、こういうふうに分けてありますから、この二号に該当するところでは、本来は企業の収入をもつて充てなければならぬけれども、しかし実際はそれだけではとうてい困難であるといふふうなものをこう並べてあります。そこで考へ方ですが、「高速鉄道の建設に必要な地下又は高架構築物の建設費の一部」と、こうある。一部または全部、ここにあるいは区別があるかもしれないが、一部分はどうしても持つてはいけないといふことなんですか。本来は大部分は経営に伴うところの収入をもつて充ててもいいし、一部はいけない、こういうことなんですか。そこら辺どうですか。

○説明員(鎌田要人君) ここで一部と申し上げておりますのは、全部に対する一部でございまして、大部分に対する一部分、こういう意味ではないわけでございます。で、結局高速鉄道の建設に必要な地下または高架構築物の建設費の場合でございますと、事柄の性質上非常に多額の経費を要する。それを全部料金で回収するということになります。すといふと、やはり利用者の負担能力といふものから見て非常に問題がある。そういう意味におきまして、建設費の一部といふものを負担することによつて、利用者の負担の軽減に資する、こういう考へ方があるわけでございます。繰り返して申し上げるわけでございますが、全部に対する一部と、こういう考へ方でございます。

○鈴木壽君 そこで高速鉄道の地下または高架構築物の建設費の問題ですが、むしろ本来的に、これを全部とか、一部とかいふ、多少の区別はあるいはあるかもしれないけれども、本来的にそれを全部を、一号のほうの「経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない」といふ、もう初めからそういうことに考へていくのか。いや、そうじゃないのだ、本来は企業で持つべきであるけれども、企業の収入をもつて充てるときは返すべきである、実際は料金なんかあまり高くはね返っていきませんから、無理だからと、こういうのか、あるいはこの考へ方では、ちょっと私は前にいろいろ、たとえば国庫の補助といふことが、負担といふことか、こういうものも投入すべきであるといふことをすればあなたの方でも言っておられますね。われわれもそう思う。その場合の考へ方ですね。本来は企業に伴う収入をもつてやるべきだけれども、無理だからやるといふのか、あるいは本来的にも道路と同じように考へるべきだ。同じようにと言つても悪いかもしれないが、ある意味においては道路の代替物として、路上の路面だけでは足りない切れない交通のそれをさばくために、つくるための一つの施設として、道路といふふうな考へて、地下道といふふうな考へてみた場合に、本来

○説明員(鎌田要人君) ここで一部と申し上げておりますのは、全部に対する一部でございまして、大部分に対する一部分、こういう意味ではないわけでございます。で、結局高速鉄道の建設に必要な地下または高架構築物の建設費の場合でございますと、事柄の性質上非常に多額の経費を要する。それを全部料金で回収するということになります。すといふと、やはり利用者の負担能力といふものから見て非常に問題がある。そういう意味におきまして、建設費の一部といふものを負担することによつて、利用者の負担の軽減に資する、こういう考へ方があるわけでございます。繰り返して申し上げるわけでございますが、全部に対する一部と、こういう考へ方でございます。

的には、これはやっぱり経営の経費をもって充てるといふことはそもそもの無理なんだ、一号のほうにかけて補助するなり、あるいは国が出資をするなりという、こういう形をとるのか、私は考え方の上に多少違ってくるのじゃないかと思うのですよ、そこら辺どうです。

○説明員(鎌田要人君) お説のように道路も、私はやはり、私どもの中で議論をいたしました際にも、やはり先生のおっしゃいますような議論もあったわけでございます。ただ問題は、私は、ここに列挙してあるものの中では、次の病院事業のところでも、不採算地区病院というものを明示してあるわけでございますが、どちらかといえば、やはりそういう性格のものではないだろうか。地上の道路にかえて、地下に道路をつくる、こういう形のものでございまして、先生がまさにおっしゃるようなあのほうの説になるわけでございませうけれども、やはりそこで公営事業というものが、それにプラスして加わってくるわけでございませうから、やはりそれに必要な建設費を全部利用者の負担に帰着させるということになりますと、負担能力の点から問題がある、こういった面におきまして、やはり不採算地区病院と同じような範疇に含ませしめて処理することがより妥当と申しますか、合理的ではないだろうか、こういう判断に立っておるわけでございます。

○鈴木壽君 いまあなたがあげられました不採算地区の病院なり、あるいは僻地の診療所なんかでもやはり初めから、これは本来的には経営に伴う収入でもってまかなうのだと、しかし実際は無理だからという考え方と、もう初めからこれは結論はわかっている、これは性質上どうしても採算あるいは採算としないことを、これはいろいろありまして、そういうものを抜きにしてもやらなければならぬというたてまえに立つならば、これは一号のほうに入るのじゃないかと思うのだな。考え方としてはそういうふうな規定すべきじゃないだろうかと思うのですが、これはいま病院のこととも申し上げましたが、むしろ私言いたいこと

は、たとえば地下あるいは高架の鉄道の場合、われわれは国が当然補助すべきだと、こういうふうなもので考えていく場合に、やっぱり主張すべき、どこに立脚してそういうことを主張するかというところで、当然やっぱり違ってくると思うのです。これは一つの道路というふうな、現在ある路面道路のみをもってしてはとうていできないという、こういうことからくる一つの道路というところを考えて、それが国でやるのか、あるいは地方でやるのか、これはいろいろあると思います。国がそういう地下道をつくってやるかということ、あるいは地方公共団体がつくるか、しかし、いずれにしても、それに伴って国の補助というものは出てくるというふうな、要求をされなければならぬという、こういうことになって考える場合には、やっぱりこれをもう少し明確にしておかなければいけないのじゃないか。どっちでも考えられるのだが、まあまあこれに入れておきなさい、で、これに入れておきなさいというものは、本来は企業の収入をもってやるべきなんだと、ちょっとこれは力といえますか、変な言い方ですが、要求なり、国庫補助の導入ということをはかるという立論をする場合に、非常に私は弱いものになってしまうのじゃないか。

何も強いことを言って、何もかにも取れという意味じゃないけれども、私はやっぱりそこを考えた方というものをよほどきちんとしておかないと、うまくないのじゃないだろうか、いま、当面負担区分を明確にしておきたいというたてまえから、一応分けておくことはやむを得ないにしても、そこあたり、基本的にもう少し考えていかなければいけないのじゃないかと思うのです。そういう意味で、私この区分けなり、政令の置き方を聞くわけなのですが、いかがでございませうか。

○政府委員(柴田護君) お話の点はよくわかるわけでございますが、まず二つの観点がまああって、それが相乗されて、国の負担というものが出てくるのじゃないだろうか、こういうぐあいには私どもは現状においては考えているわけでござい

ます。

で、地下道をつくるという、地下道、路面交通緩和のために地下にそういう道路をつくって、専用路線を設けて、地下鉄を走らせるのだという考え方をとらなければ、負担ということとは出てこない。しかしそれはそれそのものではない。やはりそういう考え方をとらぬ限りにおいては、全部料金にはね返って、とてもやっていけない、また利用者もなくなってしまう。こういうことでありますので、地下道的な考え方、私も地下道的な考え方をとるべしとする論者でございませうけれども、その考え方は、やはり二号該当としてこれを規律する、その奥に沈んだ考え方じゃなからうか、それを表にむき出してやるのは、ちょっと若干問題があるのではないだろうか、こういう感じを持っておりまして、一応この案では二号に置いてある、これが率直な姿でございます。

○鈴木壽君 すると、この場合ですね、これはいま地下鉄等に対してきわめてわずかの国庫からのあれはありますよ、しかしこれはきわめてわずかのものだと思います。たとえば三分の一やるとか、四分の一やるとかというところでなくて、きわめてわずかの国からの負担を、スズメの涙ほどと言っちゃ悪いかもしれませんが、出していく、そういうことで、今度交通事業の二号該当のものとして、ここに一部は負担してはならないもの、経営に伴う収入をもって充てることがだめなもの、その一部が一体どういうふうなことになるか、これは負担しないぞといってはうっておいのですか、これは。どこか別にそのかわり、国なり、あるいはどこから、地方団体なりがここに入れてくるような道があるのですか、これは法的に。

○政府委員(柴田護君) これは法的に解決しなければなりません。現在この案に書いてありますのは、一応政令で何を考えているかということ、これは御披露申し上げるべき義務がございませう、また、それがどういふことを考えているのか明らかになるという御要求もあつたわけでござい

ます。

で、この点につきましては、現在は地下鉄の建設に対して、実際は市場公募の金を使ったり、まあそれがほとんどでございますけれども、あるいはその他のいわゆる縁故債というものを使得て地下鉄が建設されておりますが、それを政府資金並みくらいまで持っていたらどうだろうか、つまり六分五厘の金利ぐらゐまで持っていたらどうかというふうな考え方のもとに、去年は四億弱、四十一年度は八億の補助金がつりあはずついでございまして、私も納得をしておらぬわけでございまして、ともかく、その負担区分の問題が議論が片づいておりませんので、四十一年度におきましては、まあまあそれで一応妥協をする、しかし、一年間かかって研究をして、そして四十二年度からどうするかということをはっきりきめようじゃないか、こういうことになっておるわけでございませう。

したがって、私どもとしては、四十二年度以降におきましては、この国と、それから一般会計、地下鉄、三つの負担区分をはっきりきめた。そうしますと、一般会計の部分についてはこの政令で上がってまいりませう。そうでない、国の負担の部分につきましては、この高速鉄道法ですか、軌道法と地方鉄道法の中に、その国の負担する部分というものが明確になつてくる。準立法措置が要るわけでございませう。そういうことによつて実施しようとしたしておるわけでございませう。

○鈴木壽君 これは、いまのお話はそれでわかりました。わかりましたが、しかし、それはほんの金利の一部を、何といひますか、補給する形ですね、いわゆる建設費の一部を負担するという意味ではないとおぼしき。それは広い意味でその一部じゃないかと言われればその一部ですけれども、本来的に言うその建設費の一部を負担するといふまでにはいっていないかと思うのです。だからこの場合、これは政令のいわば試案というふうなことでお示しいただいたものだと思ひますが、か

りに、しかしこの趣旨はいいと思うのですよ、趣旨はいいと思うのだが、さてこうやって、その一部というものは一体どういふふうなことであり、じゃ、一部は負担すべきものじゃないかという負担をしない、たとえば料金なんかにはね返さないし、何らかの措置も講じないといった場合に、一体赤字みたいなことが残っていきましようね。そういうことではちょっと困るのだから、そこあたりをもう少し法的な負担というものをほっきりしておかないかと思うのです。まあ検討してこれからおやりになるということですが、それをやらないと、ただ、これ、やって、実際に効果のあるものとして生きてこないと思うのです。依然としてわずかの利子補給分をもらって、それでいいということになりはしないかと思うのですから。

そこで、ひとつ大臣、これは重大な問題だと思うのですが、いま局長からお答えになったように、地下鉄なんかの場合の施設は、これはさっき私も言ったように、国でやるか、あるいは地方公共団体で行なうか、たとえば東京なら東京でやるか、これはいろいろあるとしても、そこにやっぱり国の負担、それから公共団体でやった場合の公共団体の負担、あるいはまた企業としても若干私持しているものもあると思うが、そういう三者によってどう負担を分け合ひ、そして建設費をどう生み出すかというのを考えてもらわなければならぬと思います。これは単に私も、補助を出せせと、そういうことだけで片づかない。これはやっぱりきちっとしておかなければならない問題だと思ふのです。

もう一つは、企業全部というわけにいきませんけれども、水道の基幹的な施設等についても私はこういうことが言えると思う。さっき加瀬さんからいろいろお話がございましたが、利用者だけで持てというのがいまの考え方ですね。しかし、これからの水道なり水道事業というのは、単にいまの利用者だけを対象にして施設なり、ものを考えていってはいけないうことになっている、いけな

いことになっている。理屈ということではなくて、事実上いけないう。将来この地区の人口がどのくらいになるか、世帯がどのくらいになるか、その一人当たりの何といふか、使用料がどのくらいになるか、現在こうだが、将来はおそらくこの程度になるであらうと、あるいはまた、給水の区域も現在の区域はこうだけれども、将来こういうところまでやらなければならぬ、先を見越した計画を立てなければいけません。

現実にはそうなっていますよ。しかし現在通水の人は、二、三年あるいは四、五年は、わずかの人間でこれは利用するのだから、しかしその料金の計算で、全部それにならしてしまつてやるといふと、これは赤字を出さないためには、わずかの人間で、いわば自分たちに関係のないところまで給水しようとしてつくれた施設のその分まで引かぶらなければいけないうことになる。だから私は、水道事業なんかにおいても基幹的な大きな施設、取水からあるいはいろいろな地下に至るまでのそういうところまでの建設費は、当然地方公共団体の施設として地方公共団体が持ち、しかもその場合には、国も一つの公共企業扱いにして負担を分担すると、ある程度、こういうたてまえにいかない限り、単に料金の赤字とか黒字とかいうことだけでなしに、水道事業そのものの性質から、そうしなければいけないようになってきていくと思うのです。これは地下鉄とや似たような扱いをしなければいけないと思うのです。そういうこともありますから、ひとつ意見めくわけだけれども、この問題ですね、これは本気になつて、あまり遠くないうちにやっぱり解決してもらわれないといけないと思うのです。大臣いかがでございますか。

○国務大臣(永山忠則君) この問題につきましては、本年度予算編成の際に、地下鉄事業に対しては国が適当な負担をすべきであるという考え方で、強く折衝し、水道関係におきましても、特に近接地の水道が高つくことについては、利子補給は当然やるべきだということで強く折衝いたした

ましたが、本年度の予算編成上解決を見ておりませんが、来年の予算編成を中心に、ただいまの説のような観点で政府、関係者と話を進めていきたいという考え方でございます。

○鈴木壽君 そこで、この政令の案でございますが、ここに示されたもので、これだけは企業会計で負担していかぬと、これはほつきりしていいんですが、逆に今度言つと、それ以外のものは企業でみな負担をしなければならぬ、さっき私が例示したようなことでも、ここをもう少し弾力的に考えて政令をつくつてもらわないと、これはかえつてこれに縛られて、あとでたとえば補助、一般会計からの出資のことなんかもありまだけれども、ここできちつと縛られてしまつて、かえつて当然やらなければいけないこともやれないといふことも出てきやしないかと思うから、そこら辺はなかなか微妙なところでありまだけれども、これは十分考えて、政令の基準をつくつていただかなきゃいけないと思うのですが、まあなお検討中というふうなこともありますから、そのこともあわせて、ひとつ御検討をいただきたいと思ひます。

それから、十七条の三ですが、「特別の理由により必要がある場合」ということですが、これはまあ解釈のしようによつていろいろ出てくると思いますが、一つだけお聞きしておきたいと思ひます。「特別の理由により必要がある場合」ということは、一体だれが、一体それを必要であるのかないのかいふことを認める判断をする人は、人と言つておけば悪いが、あなた方がやるのか、指導の立場にあるあなた方がおやりになるのか、企業者がやるのか、あるいは企業を営んでおる公共団体がやるのか。そこら辺むしろ私聞きたいことは、企業あるいは団体を含めて、そちらのほうの側で自主的に判断をした場合にはやるんだという、こういう規定なのかどうか、そこをひとつ。

○説明員(鎌田要人君) 十七条の三は、条文に明らかでございますが、地方公共団体は、必要がある場合には、こういうことになっておるわけでございます。したがしまして長が判断をして、予算を提出して、議会がこれを議決する、これによつて団体の意思がきまる、こういうことでござい

ます。○鈴木壽君 私なぞそんなことを聞くかというところ、確かにおっしゃつたように、文章の中にさういふふうにあります。ただし、現在の法でもさういふことがあります。十七条の二の二項ですかにありますが。しかしこれは非常に窮屈にあたつた方、あなた方というといけませんけれども、こちらの方で考へてまいりましたね。災害復旧、その他それに類するようなか、何とかいふやうなことで考へておつた。しかし私は、これは野方図に何でもかんでも必要があるといふふうなやれといふ意味じゃもちろんございせん。しかし、いわゆる災害復旧、あるいはそれに類するものといふ、そういう限定された形でなしに、ある地区によつて団体によつて、あるいは企業によつていろいろ事情が出てくる。そういう場合に、これはやむを得ざる特別な理由だといふ必要を認めた場合はやれといふふうな、企業の人たち、地方団体にも思ひ込ませておかないと、この乱用は避けなければいけません。乱用はしてもいいといふ意味じゃありません。しかし、いづれさういふふうにしておかないと、従来のようなあなた方の指導の立場からしますと、これをきりぎりすと、きちつと考へておつたといふことは、これは否定できないと思ふのです。従来の公営企業がやる場合に一つの問題になったのはこの問題ですが、今回のこの改正によつて、繰り返してくだいようでありますけれども、乱用といふことを私は何もすすめる意味じゃございせんけれども、その地方団体の自主的な判断によつて必要と認められた場合、それが議会の議決を経た場合にやれるのだといふふうな解すべきだと思ふのですが、よろしうございませう。

○説明員(鎌田要人君) この十七条の三の補助の規定につきましては、あえてこれを、残したといふ間の経緯につきましては、局長から説明並びに

答弁の際に触れたところでございますが、従来の制度に比しまして、負担区分の制度というものを確立し、これを前提にしながら補助という規定をあえて残した、こういう立法の経緯がございす。したがって、補助の規定というものが、いま先生が御指摘になりましたように、乱用されるということになりますと、これは率直に申してまだまだ、第十七条の二の経費負担の原則というものを立てましたこの趣旨、理由というものが没却をされるおそれがあるわけでございすので、やはり補助の規定で何でもかでも補助はできるのだ、こういうことでは制度のたてまえとしても、また、現実の運用としてもいかなるものであるかというふうに考えるわけであります。

ただ、先ほど申しましたように、団体の意思としてこのような形で補助を出すということを経が提案をし、それに対して議決をされるということによって、団体の意思によつてきめるというところでございすならば、これは一つの政策判断の問題でございすので、それについて私はとやかく言うことは申すべき筋合いじゃない。ただ気持ちとしては、そういうふうな考えているだけであります。

○鈴木壽君 わかりましたが、ただ私、今度の再建を行なうという企業なり団体というのを考えた場合に、これは少しあなた方を疑ぐり過ぎるというふうな言われるかも知れませんが、何かやっぱりこういうことが一つの再建団体に対するチェックの一つの手段として、おまえのところは再建計画なり、こんなことじゃだめじゃないかというふうな、それで残るのがいいだろうと、実はあとで再建促進法の事業のところでお聞きしたいと思つたが、何かそういうふうな意味でも残りそうな感じもするものですか、あまりそういうことはからませないで、この目的は主としていま言つたような立場で、地方の自主的な判断で、乱用ということとは、もちろんいけなけれども、当然必要なものはやっつけていいのだし、それを認めていくのだ、こういう立場と考えてよろしゅうござ

いますね。

○説明員(鎌田要人君) 終局的にはその自治団体の意思の決定に従うわけでございすますが、繰り返すようでございすますが、気持ちとして、ともかくこの補助の規定というもので、あえて残された趣旨というものは常に念頭に置いて運用をしていただきたい、こういう気持ちで地方団体に対して私どもは期待をしておるわけでございす。

○鈴木壽君 たとえば、これはどれに入れて考えたらいいか、十七条の二のほうに入れたらいいか、あるいは十七条の三あるいは十八条か、どれに入れていいか、政策的な料金の割引とか何かということがありますね。たとえば失対労働者に対する割引、あるいは身体障害者に対する割引、あるいは昔は、いまはどうか、東京あたりにあるかどうか、早朝の割引とか、いろいろあつたと思うのですが、別に、いわばそういうひとつの政策的な意味でのやつが、それが従来はともすれば企業で全部またかぶらなければいけないということもあつたと思うのです。こういうような場合には、私はちよつとおかしいと思うので、一般会計からやっぱり当然負担すべきだと、こう思うのです。が、そういうことをどこかで、いまの十七条の二、三、あるいは十八条、これはどこに入るかわかりませんが、当然考えていいことじゃないかと思ふのですが、どうです、それは。

○政府委員(柴田謙君) 割引という場合に、いろいろございまして、企業がサービスでやつてゐる割引もございまして、別の観点から、地方なり、その地方団体の政策的目的から出すものもございす。で、前者の企業がサービスでやつてゐるものは、これは普通の企業がサービスでやられるのと同じことでありまして、それは、それに対してどういう影響が出るか、覚悟の上のサービスで、したがって、そういうものは税金としては払われるべきものではない。しかし、われわれが、たとえば生活保護費云々と言つたような問題は、それは民生対策が主であらうと思ひますので、それはむしろ十七条の三によるべき筋合いのものであらう

というぐあいと考えておるわけであります。

○鈴木壽君 十七条の三によつて、いわゆる特別の理由による必要がある云々という場合に該当させていいと、こういうことなんですか。

○政府委員(柴田謙君) と思ひます。

○鈴木壽君 と思つたのです。十七条の二の一号あたりにこれはやってもいいじゃないの——まあどこでもいいわけだけれども。まあいい。これはどこへ入れるか、これはいいかもしれないけれども、やっぱりそういう政策的な立場でやる、企業自体でサービスしたり、これはもちろん私も、それはそれなりの理由等、あるいはいろいろなことを考えてやるんでしようから、それはそれとして、いま私があげたようなものと、局長がいま言つたようなことは、すぐそれをそのまま企業にかぶらせてしまふということでは、やっぱりこれも理屈に合わないと思ひますので、そういう場合には当然、一般会計のほうから出してやるべきだ、こういうことではないわけですね。そうして、あなたのお考えでは、十七条の三の「特別の理由」ということで補助していいんだ、こういうことでございす。

○政府委員(柴田謙君) やはり第一号の問題というものは、だれが見ても、本来ものごとの性質上そういうものであるし、それから、どこの企業にもたくさんある普遍的なものだということございす。いまお話のありました問題は、むしろ、やっぱりその団体の政策として行なうものでありますから、やはり十七条の三の規定だと思ひます。

いままでこの点につきましても、御指摘のように、明確でございせんでした。むしろ、本法の改正を通じて明確にしてまいりたい、かように考へておるわけでございす。

○鈴木壽君 それから料金のことでございす。が、ここでお考えだけをひとつ聞いてみます。あまり長くなつても何ですから、意見めいたことは言ひません。

公正妥当なものでなければならぬということが

一つ、適正な原価を基礎とすべきであるということとが一つ、ここである「公正妥当なもの」、「適正な原価」をどういうことにお考えになつておられるのか。これはあなたの方の指導の、料金問題に対する基本をなすものだから、その考え方をもう少し具体的に聞きたいと思ひます。

○説明員(近藤隆之君) 先日御質問にもございしましたが、それぞれの公営企業につきましては、それぞれ事業法があるわけでございまして、それぞれの事業法にはまたそれと同じような規定が置かれておるわけでございす。それを通じて公営企業法におきまして、料金のあり方といったしまして、公正妥当なものであり、かつ適正な原価を基礎といたしまして、しかも、地方公営企業というものは、将来永続してサービスを維持していくものでございすので、そのサービスが維持できるように、健全な経営を確保することができるようなものではないかと、うたい込んでおるわけでございす。

○鈴木壽君 「公正妥当」ということは現行法にもありますが、今度の改正でいわゆる「適正な原価」ということが新たに入つてきたわけですね。そこに特に「適正な原価」というものを入れなければならぬという理由、いわゆる「適正な原価」とは一体何か。これは実はお話のように、企業のそれぞれによつて違つてくるんじゃないかと思ひますが、もっと具体的に、たとえば水道なら水道、地下鉄なら地下鉄というものを例に、ひとつ「適正な原価」というものは、一体どこら辺を原価に計算することが適正であるのかどうかというようなことをおしやつていただけないか。

○説明員(近藤隆之君) 現行法は御承知のように、公正妥当なものでなければならぬというところに加へまして、「決定するに当つては、地方公営企業の収支の均衡を保持させるように適切な考慮が払われなければならない。」となつておりまして、資金ベース的な色彩が出てゐるわけでございす。

そこで、たとえば水道事業などの料金決定の態

様を見てみますと、将来五年間というものをめどにいたしまして、その資金収支が合うか合わないかということ、極端な言い方をいたしますと、元金償還額まで含めて計算しておるといふ例になっております。企業という場合には、そういう元金まで含めて料金を決定するのは必要ないのじゃないだろうか。やはり損益収支上で損するか得するかということ、そういうことによりまして料金を決定していいんじゃないか。損益収支上のいわゆる営業費用、営業外費用、したがって減価償却あるいは支払利息、そこまで含むわけでございますが、それをまかなえるような形で料金を設定するというものを「適正な原価」といふことばであらわしておるものでございます。

○鈴木壽君 あなた方この時点で考えた、「適正な原価」というものを考えた時点でのそれではあれですか、一般会計から、たとえばいまの水道の話は一般会計からの出資あるいはその他の資金の導入ですね、あるいは国からの補助等、こういうものを一応予想して、将来できるであろうと、また、そういうものを将来きちんとやるといふことを前提にして考えておったのか。そういうことは全然考えないで、いまのベースのままそれを考えておったという、そういうことですか。

○説明員（近藤隆之君） これは地方公営企業の料金決定の原則でございますので、別途、いろいろな政策的な配慮のもとに国からの補助、一般会計からの補助というようなものが行なわれれば、当然それだけ企業に降りかかってくるコストそのものは減少するという形になります。したがって、その減少したコストを基礎として料金を決定するということになります。

○鈴木壽君 だから、そういうことを予想しながら、やはり、将来どうしても国のほうからの金なり、あるいは一般会計からの出資というような形になるか、いずれにしても、そういうようなものが当然出てくるし、そういうものがなきゃならぬということを考えながら、こういうことをお考えになったのかと、こういうことなんです。

○説明員（近藤隆之君） 何ぶんいろいろな種類の企業を包括した規定でございますので、たとえば、電気事業なりガス事業というようなものにつきましましては、ほとんど一般会計からも出されていらないような現状でございます。そのほか水道事業もこれまで出されておる例というのは非常に少ないわけでございますけれども、負担区分の明確化等に伴いまして、一般会計等からの入り組みがございまして、当然その分はコストが下がってくるという考え方でございます。

○鈴木壽君 これは将来の問題ですが、今度新しく修正として挿入された二十二条の二ですね、企業債の償還の繰り延べとか借りかえ、こういうものが現在よりさらに年限の繰り延べや、利率の面で何といひますか、有利に出てきた場合には当然そういうものが考慮の中に含まれていくと、考慮というか、いわゆる適正原価というものをそういう場合にこれは考えていくということになりますね。

○説明員（近藤隆之君） いままで地方財政法上も借りかえ債の発行ということではできたわけでございますけれども、現実問題としてはほとんど行なわれない。それで耐用年数と起債の償還年との差がある。それで資金上困って、水道事業などは資金ベースでもって料金を設定しておる。したがって、損益収支上から見ればおかしな形になっておったわけでございます。今回、適正原価ということになりますと、そういうことができなくなると。したがって、必要に応じてはやはり借りかえ債というようなことが起きてくると思ひます。それからまた借りかえにあたりまして、低利借りかえというようなことがもし実現いたしますならば、当然のことながら、営業外で払っております利息なども下がってくるわけでございますから、コストそのものが下がってくるということになろうと思ひます。

○鈴木壽君 わかりました。これは私が言っているのは、今回、法でいわゆる地方公営企業として規定せられる七つ全部をひっくるめて言っている

んじゃないですね。たとえば、一つ例として水道とかなんだとか、これは電気事業とかなんだとかいうものと、多少精神は違いますが、だからそういうすべてのものに對して、こうだという意味じゃありませんけれども、やっぱり事業ごとに相当考えておかないと、これは一般的な規定だと、こういっても、実際のそれに持ってきて一体適正とは何か、あるいは公正妥当なものとは何かというので、なかなかこれは議論の尽きないところですね。そういう意味で、あなた方のお考えになつておること、あるいは予定しておられることについてお聞きしたわけなんです。実は料金論といつては少し大げさになりますが、料金についていろいろお聞きしたいのですが、時間もございせんからやめておきます。

次は、給与のことにつきまして、さっきからお話ございましたが、また修正案についても、この前お聞きをいたしましたから、一昨日でございますか、お聞きをいたしましたから、これも省いてまいりましょう。

それから第四十二条の、これはさつき原田さんから御質問があったのでございしますが、ちょっと私も確かめる意味でお聞きしたいと思ひます。「地方公共企業体を設けることができる。」そこで現在の公社、いろいろ住宅公社とか道路公社とか何か、いろいろなそういう意味での公社がございまして、いわゆる公共企業体とははっきり言えないかもしれぬけれども、まあそれらしい、ちょっと性格がいまいなところもありますが、いずれにしても、ああいうものがある。これに対しては、せんだって小林委員から兼職という問題からいろいろお尋ねがあったのですが、現在ある公社あるいはこれから出てくるであろう公社、こ

ういうものと地方公共企業体、ここに「別に法律で定めるところにより、云々とある、それをどういうふうに考えられておるのか、これをひとつ、これからの見通しといひますか、お聞きしておきたいと思ひます。」公社につきましては、こ

の間からも御質問がいろいろございました。現在公社というのは大体財団法人、社団法人、主として財団法人でございます。これにつきましては、いろいろ欠点も多々あるわけでございますが、やはり問題は、公社の片づけ方というのは、なぜ一体公社みたいなものができてくるのかということをやよほど考えてまいりませんか、どうもいままで私どもがやっておりますように、公社というふうなものは、責任を不明確にするから、ただ好ましくないという態度一点ばかりでは、これは片づかぬだろう、これはこれでまた別に考えていいんじゃないと思ひます。しかし、その公社なるものが、やはり地方公共企業体とは別個の人格でございます。ここにいうところの地方公共企業体というものをどういう形に持っていきたいかは、これから問題でございますが、やはり一種の特別の法人格を持つておるものと考えられるわけでありまして、財団法人や社団法人といったものとは違つたものである。それからやはり法制的には長なり議会なりというものとこの地方公共企業体というものの関係は、財団法人と地方団体というふうな関係じゃなく、別個の法律関係というものがやはり考えられるのが実体じゃなからうか。それは地方公共企業体といひましても、経営の一つの方式でございしますが、やはり基礎は住民に置かれたものでございしますので、そういう観点からの住民の意思の反映といったようなことを織りまぜていかなければならぬかと——財団法人でございまして全く関係なくできるわけでございますが、そういうものじゃないものにいたしたい、こういう考え方を現在持つておるわけでございます。

これは具体的に、じゃどうするのだということになりますれば、私は先ほど、いわゆる国でいう三公社のようなものを、一応これを法制化したし、ます場合の参考として考えておられますというところを申し上げたのでございしますが、ただいまのところはその程度、それから先にどうするかというところは、それから研究事項というふうに考え

ております。

○鈴木壽君　いまの公社のやっている仕事は、これは全部が全部とは言えないかも知れぬけれども、そのものによつてはいわゆる地方公営企業として当然やっているようなもの、それでやっております。土地造成あるいは住宅あるいは道路なんてやつて、当然一般的な地方公共事務としてもやらなければいけないし、また、あるいは企業会計みたいなものを設けてやつてもいい、当然そういうものもあるのです。いわゆる公営企業としてやつてもいいようなものでも、それをいわゆる公社という形で、いわゆる地方公営企業じゃない、内容はともかく形の上では別に法人としてやっている。しかもそれにはできるべくしてやっています。しかもこれは確かにお話のようにあるのです。ね。とてもじゃないが、一般行政事務の中でやっておったのじゃどうも仕事も何もにっちもさっちもいかないというようなこと、あるいは資金繰りからいっても、事業の進め方からいっても、なかなかたいへんだと、こういうことから、あまりあちこちに請求されないと、ここにちよつと仕事の場をもうけてやつていくというようなことが、こういうことがいまの公社だと思ふのです。そこで、公営企業の中で、今後新たに地方公営企業、三公社のようなものを設けていく、設けることができることにする、しかも、法律によつてですね。そうすれば、いまの公社でやっておる仕事、さつき言ったように地方公営企業として当然やつていいようなこと、やるべきようなこと、これを何かの形で公営企業、地方公営企業といふものの中に引っぱつてくるようなことも考えないと、いやこつちはこつちでやっておるのだ、こつちはこつちで新たに公営企業といふものを設けてやるのだという、同じようなことで両方の似たような仕事をする団体が、法人が二つできてみたり、あるいは仕事の引っぱりこをやってみたり、こういうことも、これは場合によつては予想せられるので、こつちあたり両者の調整という

ものを、私は公社をなくせという意味ではありませぬし、こつち辺、ちよつと私はつきりいままのを言いかねるのだが、よほどこれは考えていかなければならぬものをつくることにしたのだが、いまま、なかなか、一向そういうものが実体的には生まれてこないというところも出てくると思ひます。これは当然将来の問題として十分これは考へていただきたいと思ふのです。その際に、いわゆる現在の公社といふものを一体どうするかということも、これはひとつ当然考へて、乱発はいけない、健全なる運用をせよというように、それだけではこれはいけませんから、当然考へるべきだと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(柴田護君)　お話のとおりだと思ひます。公共企業体といふものをつくりました場合に、現在公社で行なつておられます仕事を公共企業体に吸収するといふ分野も確かにあると思ふのでございます。しかし、だからといって、それで公社が一切片づくかという、私は片づくかないことともあると思ひます。やはり今日のように、公社を統出せしめた原因といふものを、どうたまたまかといふことをあわせて考へてまいりませんと、公社問題は片づくかないのじゃないかというふうには、私は考へておられますが、お話の点は十分注意をして、公共企業体に対する法制を立案いたします場合には、心してまいりたいと、かように考へます。

○鈴木壽君　私個人の意見になつて恐縮ですが、ここで、四十二条のほうで新しく「地方公営企業」を設けることができる。というところは、これはこれでいいのだが、「別に法律に定めることにより」と、こういうことがありますが、いますぐというわけでもないでしょうが、しかし、もつとやはり公社そのものについての検討までひとつやつていただく、そういう点であつたら、あとからという、これはまあいつごろかといつてもちよつとはつきり言えませんが、いづれ公社に對する一つの指導方針なり、あり方なり、性格なりというものをきちんとさして置いて、それによ

う健全な、残すべきものは残して差違をさせるといふことをひとつびちつとやつておいて、そして今度これを考へていくことにしたいと、いまま、たずらな私は混乱が起るのじゃないかと思ひますから、そこをひとつ、私はこれはいま言つたように、個人的な見解を述べて注文みたいなことを言つちや悪いけれども、そういうふうな考へますものですから、できたらひとつそういう私の気持ちもくみ取つていただきたいと思います。

時間がありませぬようですから、次に移りたいと思ひます。五十一条ですが、今度修正された結果、五十条が削除されて、五十二条までが五十一条になります。ここであれですか、地方再建促進特別措置法の準用について書かれてありますが、再建特別措置法の第七條ですね、第七條も準用するようになりますが、これはちよつと私考へてみても、具体的に一体どういふことが七條に當てはまるのか、ここでは國の直轄事業の実施に關する自治大臣の云々と、こゝろあるのですが、ちよつとびんとこないのですが、これはどういふことでしょう。ちよつと知らしてはしいのです。

○説明員(近藤隆之君)　工業用水道、上水道といったようなものになりますと、國の多目的ダム直轄工事といふものが相当ございます。したがいまして、やはりこゝろ規定を準用しておいたほうが、するのにはいいだらうと思ひます。

○鈴木壽君　ダムから水を持つてくるような場合のね、その点は了解いたしました。

それから、ひとつ心配なのは、二十一条の準用ですが、これは再建団体にしますと、いろいろな面で、実はこの前の再建整備促進法に基づく一般會計のほうの再建団体のほうで、いろいろやり頭の痛の問題であつたのです。この準用やむを得ないとも思ふが、しかし、いわゆる實際の準用なり、指導にあつては、ひとつこれは十分氣をつけてもらいたいと思ふのです。補助もするのだし、利子補給もするのだし、無条件にはできないぞといふことでしょう。しかし、この前の再建

団体のあれで、地方団体がちよつとした計画変更について、何だかんだと東京までやつてきて頭下げてやつて、それが承認されなければ、議会にももちろんかけられない。議会にかけたものを持つてきて文句を言われるのなら、議会にかけぬものがオーケーとれないのですからね。そういう、非常にそれはいま言つたように利子補給もしてもらつておるのだから、当然じゃないかといふ見方もあるかも知れぬけれども、しかし、できるだけやはりその団体のそれぞれの事情もあることだし、きつく縛るというふうなことは、いろんな注文でやつていくというふうなことは、これは避けていただきたい、率直に言つて。特に再建計画をつくるときに、これはさつき原田さんも質問の中に述べておられました、この前の三十一一年當時のあれの中には、人員整理をせよといふことははっきりありますけれども、人員整理の内容も、はつきりしなければ、まだおまえのところはむだがあるじゃないか、合理化がされてないじゃないかといふようなことをきびしくやられた団体があるのです。どうしてもそういうものを持つていかなければ、うまいぐあいにオーケーとれない、こゝろのこと、しかも、その裏打ちとして退職金に伴う起債は認めてやると、今度の準用の中にもありますが、二十四条ですが、退職債のことも入れておる。こゝろのことから見ると、やはり今度の再建団体が計画を立てる場合に、退職のこともこれは一つの条件になるのじゃないか、整理のことも条件になるのじゃないかといふことも、当然これは心配されますので、私は企業の立場で再建をするという立場で、ある程度の整理もときにはあると思ふ。全部そんなものも一切やめろという意味ではございせんが、けれども、こつちからそういうものがない限り、おまえのところは再建計画を認めてやらぬとか、金を貸してやらぬとかという、そういう締めつけ方といふものは、私は私に戒めていただきたいと思ふ。これは私の注文です。いかがでしょう。

○政府委員(柴田護君)　この規定は一般會計の場

合におきましても、具体的に発動されたという記憶は私には持っておりません。しかし、お話のように、再建計画ができるまでの過程において、団体によりましては非常にきびしい場面があったというところも、これは否定はいたしません。しかし、あの当時は財政全般の状態も非常にきびしくございました。しかもその中で再建でございまして、また、指導にあたるわれわれといたしまして、初めての経験であったわけでありまして、行き過ぎがあったことも事実であらうと思っております。過ぎがございました。しかし、現在でも準用団体の制度がございまして、その後におきます経過は、何年間の経験を踏まえて、さような行き過ぎのないようには十分注意してまいっております。でも十分注意をしましてまいりたいと、かように考えます。

○鈴木壽君 お話のように、最終段階でびしっとしたものをぶつけて、これだぞというような態度は決してとりませんでした。この前も。それ以前にはどうにも——だから再建課に行かなければいけないけれども、行くことがたいへんだと、これはもう率直な話です。当時の地方団体の再建団体になったところはね。ですから私はこれは公営企業課でおやりになるか、どこでおやりになるかわかりませんけれども、もうひとつ、ここまではどう見て再建をさしてやろうと、赤字をとにかく減らしてやろうというところまでお考えいただいたんだから、それ以上今度それを条件にしたようないろんな締めつけ方を——公営企業課へ何うのおつかないとか再建課へ行くのがおつかないということを言われることのないように、ひとつやっつけていただきたというところだ、ほんとうですよ、これは。あなた方は感じないかもしれせんけれども、再建課の当時の長野さんか——長野さん直接知らないけれども、それはそれぞれの係のところに行くといへんだという、これはほんとうですよ。これは林さんだって経験があると思うんだ、これはね。だから、それは何べんも言うよ

うに、利子補給もするんだし、おまえ方ただのんびりかまえていかぬぞという気持ちにはわかりませんが、それはそれなりにうまく上手にやっつけてくれるような考え方で、あまり締めつけを行なうというふうなことになるかと、せつかくのあなた方の配慮なり好意というものが、とんでもないようなことに受け取られてしまふんですから、ひとつその点——何も私ここであくまでも地方団体の自主性を守れとかなんとかいう、そんな変なことは使いません。そういう意味でなしに、ひとつ上手に指導してやっていただきたい、その上で再建をうまくやらしてやっていただきたいという、これはまあ私は衷情として私の気持ちを申し上げたいと思うんです。とにかくそれを私、一つお願いとして申し上げておきます。

ひとつ最後であります。おとちいもちょっとお尋ねをしました。利子補給についての政令のこと、だいたいどこからどういうふう聞いたのか、外部で誤解に基づくような心配がありますが、そこで考え方として、まだ政令がはつきりわれわれに示す段階まできてないという局長のお話がありましたが、案というものはまだお示ししただけでも、まあ最終的には固まっていなくてもいいけれども、こういうことで、いま話し合っているとか、あるいはまあ大体こういう方針でわれわれは考えているとかいうようなことお示しただけませんか、考え方は。せんだって私文句を言ったりなんか、考え方は、文句なり注文なりは私別として、これはあとでまた衆議院段階の修正の立場の人物とお話をしていたということにしておりませんが、いまあなた方が考えて、こういうふうなものかどうかというふうに思っているというふうな程度でよろしいでしょうか。

○説明員(近藤隆之君) 現在のところ大蔵省との間でまだ最終的な結論は出ておりません。早急に結めるべく努力をしておる最中でございますが、体の考え方をいたしましては、一般会計の場合の財政再建のときにも利子補給いたしました。あ、そのときの考え方に準じまして、赤字の多いところ、そ

ういうものについては限度一ぱいまで利子補給する、赤字の額が少なくなるにつれて大体低減していきまして、六分五厘をこえる分について利子補給をするという考え方でございます。赤字の額の高を算定するために四十年末の赤字、これも国会で四十年末に修正に現在なっておりますが、四十年末の赤字を不良債務でとらえて、四十年度の営業収益、この中にいわゆる経常的でないものもございまして、そういったものを控除いたしました。いわゆる経常的な営業収益というもので割り返しまして教値をとりました。ちょうど一般会計の場合には、都道府県の場合、市町村の場合、主要二税の二割で割り返したわけでございますが、現在の段階では、営業収益全体をとりまして、現行の段階では、割り返したかどうかというところ、教値が二とか三とかいう形で出てまいります。それである程度以上のものにつぎまして法律で規定されております四分五厘という幅で利子補給をする、それから非常に赤字の額の少ないところにつぎましては、法律でやはり定めております一分五厘の幅で利子補給をする。まあそんな程度のことを考えております。

○鈴木壽君 四十年末ですか、四十年末の赤字ですか、どっちです。

○説明員(近藤隆之君) 四十年末でございます。

○鈴木壽君 度末ですね。そうすると、いまのお話を聞いて大体わかりましたが、一般会計のほうの再建促進特別措置法の何といいますが、この施行令の第七条で定めてある、この大体やり方はこれと同じだと、こう考えていいのですか。ちょっと数字とか何かね、たとえば、分母とか分子ですか、何かちょっと違ってくるかもしれませんが、大体考え方としてはこういう考え方でいくと、こういうことでございませぬ。

○説明員(近藤隆之君) 大体そのとおりでございます。

○鈴木壽君 私、注文は昨日やりましたから、ま

ずこれでよろしゅうございませぬ。

○委員長(岸田幸雄君) ほかに御質疑はございせんか。——別に御発言もなければ質疑は終了したものと認めます。

○委員長(岸田幸雄君) 次に請願百七十八件の審査を行ないます。

先ほど委員長及び理事打合せにおいて御協議いただきましたものにつぎまして、専門員から簡単に報告いたさせます。

○専門員(鈴木武君) お手元に配付いたしました一覧表によって申し上げます。

第一五七号家畜保健衛生所職員に特殊勤務手当支給に関する請願、留保。

第二四〇号旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給に関する請願、採択。

第八三六号外六件、地方公務員等共済組合法の一部改正に関する請願、採択。

第一四五一号社会保険関係職員的身分移管に関する請願、採択。

第二一三七号外一件、特別区の区長公選制復活に関する請願、留保。

第三〇一号東京都二十三区区長の公選制復活及び自治権拡充に関する請願、留保。

第五五号外二六件、地方財政法の一部改正(税外負担の禁止範囲の拡大)に関する請願、採択。

第二〇〇号昭和四十一年度地方財政に対する抜本的対策に関する請願、留保。

第二三〇号地方財政の確立に関する請願、留保。

第五三七号地方財政の確立に関する請願、留保。

第一三〇〇号外十四件、住民のための地方公営企業確立に関する請願、留保。

第一四三三号保健所庫庫負担職員給等の超過負担解消に関する請願、採択。

第一五五九号地方財政の強化に関する請願、採択。

第一五六三号地方財政の確立に関する請願、

採択。

採択。

第二五四号地方財政の確立に関する請願、採択。

第二二〇五号低開発地域の開発促進措置に関する請願、採択。

第四号外十七件、「料理飲食等消費税」の全面的撤廃に関する請願、留保。

第一二〇五号ボーリング競技料金に対する課税撤廃に関する請願、留保。

第二二六号外二十四件、戦傷病者に対する地方税減免等に関する請願、採択。

第三〇六七号自動車税、軽自動車税軽減に関する請願、採択。

第一七九号消防法規則第十条に規定する少量取扱量制限の緩和に関する請願、採択。

第五三六号非常勤消防団員の殉職者に対する遺族年金制度の法制化に関する請願、採択。

第一五七号人命救助並びに火災防止に対する諸設備施行に関する請願、採択。

第二二九七号外四件、消火弾を簡易消火器具として規定するの請願、採択。

第二二六二号外四件、家庭用消火器具規制に関する請願、採択。

第二二一三三号外二十件、東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する請願、留保。

第二二一九四号外三件、風俗営業等取締法など一部改正による個室付トルコ風呂営業の規制促進に関する請願、留保。

第二二七一二号外九件、個室付トルコ風呂営業規制に関する請願、留保。

第二二七九六号外二十一件、東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願、留保。

以上でございます。

○委員長(岸田幸雄君) ただいまの報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

れも議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものとし、他は留保するものと決定することに御異議ございませんか。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書につきましては、先例により委員長に御一任をお願いしたいと思います。

○委員長(岸田幸雄君) 閉会中の継続調査並びに委員派遣についてはおはかりいたします。

閉会中の継続調査はこれを行なうこととし、その要求書の取り扱い並びに閉会中の委員の派遣につきましては、いずれも委員長に第一任願いたいと存じますが、さよう決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後九時三十分休憩

午後十時四十分開会

○委員長(岸田幸雄君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑はすでに終局いたしましたので、これより討論を行ないます。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

なお、修正意見のおありの方は、討論中にお述べをお願いします。

○鈴木壽君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま議題となっております地方公営企業法の一部を改正する法律案に対して反対の意見を申し上げます。

この改正案に對しましては、衆議院段階におきまして、いわゆる三党修正ということが行なわれ

ておりまして、この三党修正の修正された部分につきましては、私ももちろん異議を唱えるわけではございませんが、しかし、全体としてこの法案の一部改正というものをした場合、なお賛成しかねる点が幾つかございますので、その点につきまして一、二反対の理由として申し上げたいと思うのであります。

第一は、この改正案そのものの全体の条文の立て方、これに對して私は賛成することのできないというところをまず申し上げたいと思ふのであります。

で、地方公営企業法は、企業の組織なり、あるいは財務、職員あるいは経営の基本になるべきところ、こういういわば公営企業としての制度の基本的なものについての規定法であるべきなのであります。現行法もそのようになっておるのであります。

したがって、改正案は、こういう基本的なその線に沿いつつ、この制度の基本的な問題について、いわゆる改正の必要な部分を盛り込まなければならぬにもかかわらず、今回はそれに加えるのに、企業の財政再建という、いわば特殊的なこういう事項についての規定措置というものを大きくこの中に付け加えて、本来のあるべき地方公営企業法という、こういうものからはみ出した形における条文の立て方、こういうふうになっておるのであります。もちろん現在の地方公営企業におきまします赤字の問題、したがって、財政再建の問題は、これは急を要することではございませんが、しかし、それはかつて一般の地方団体の財政再建促進特別措置法のあれにとられたように、別個に私は立法されるべきであつて、今回の地方公営企業法そのものの中にこういうものを含ませて、しかも、その含ませる意図が私はどうも理解できないものがあるように思ふわけでありま

す。本来の地方公営企業というものは、一体どうあるべきであるのか、繰り返して申し上げますが、基本的なむしろ永久的な、そういうたてまえに立つての法の規定であるべきであつて、財政再建という、いわば暫定的な時限的なものに対する

それは別個に扱われるべきであつたと思ふのであります。こういう点から、第一点としましては、いま申しましたように、改正案の条文の立て方そのものに私もはたわかに賛成することができないというところをまず申し上げておきたいと思ひます。

次に、この改正案におきましては、地方公営企業というものの、その本質、性格、こういうものが明らかにされるべきであるにもかかわらず、依然としてそれがあいまいな形に規定されてしまつてい

る、こういうことでもあります。あいまいに規定されたということよりも、むしろその公共性というものが失われかけるような、そういう企業性というものが優位に立つような、そういう規定が随所に出ておるわけでございます。こういうことに對して、本来の地方公営企業のあるべきこと、これはこういう考え方、こういう思想をもって法改正が組み立てられるということについては賛成できないのであります。確かに地方公営企業は、いわゆる企業でもありますけれども、それはあくまで地方自治行政そのものであつて、住民の福祉、住民の生活向上を目指す公共的な事務であります。生産活動であり、経済活動ではありません。生産活動、それはとりもなおさず、いま言ったように地方の住民の自治の立場から、それらが組織せられ、管理せられ、住民へのサービスを満たす、こういう仕事でなければならぬのであります。が、そういうことがずっと影をひそめまして、いま言ったように、企業の優位性と申しますか、企業性の優位性というものが出て、したがって、ここからよく言われるように、独断制がまたさらに新たな形で出てきたのではないかとわれわれが、さういふものがあるのか、あるいは知れるのでございまして、われわれはこういう点では賛成できないのであります。ここでは当然公共性が優先すべきであるということ、これらの明確な規定が今回の改正によつてなされるべきであつたと思ふのであります。したが、それらのなくなつたことに對しまして、まことに遺憾だと言わなければならないのであり

嘉。

このようなことから、第三に問題にしなければならぬことは、長とこれら地方公営企業の管理者との関係であります。地方自治行政の公共的な事務の当然なすべき、地方公共団体として住民福祉の立場から当然なざなければならぬ、こういうたてまえからするならば、今回の改正によって行なわれませんでしたように、現行第七条あるいは第十六条にありますが、この長の指揮監督、総括的な責任の所在というものが法改正によって削除せられたたということは、何としても私は遺憾なものであり、この公営企業法の根本的な問題に対する誤り、

まった私は解釈のもとにこの法の改正が行なわれたといわざるを得ないと思うのであります。企業の事務のうちの一部委任の問題についても、長の同意を必要としないというふうに改められたこと。確かに公営企業の管理者の権限の拡張といえますか、あるいは大きな権限を持って、相当大幅に自主的に運営するということの必要性は認めます。しかしながら、だから最終的に地方公共団体の長との関係が打ち切られるような、こういう形においては地方公共企業の存立そのものを私は危うくするものであるということを、ここに強く指摘をせざるを得ないと思うのであります。

きまして、いろいろ政令にゆだねるようなことがありますが、考えなくてはまだまだ徹底を欠くというふうに、われわれは判断をせざるを得ないのであります。今後の運営において、われわれはこういう点についても大きな心配を持つものであります。また、料金決定の際のいわゆる適正な原価というような問題につきましても、まだ明確にわれわれを納得せしめるような説明がなされないこと等をも加えまして、この問題は今後の私どもの大きな心配の問題として残っていくであらうということを、ここに指摘をしておきたいと思ひます。

なおこれも先ほどの質問の段階にも申し上げましたが、地方財政再建促進特別措置法の陣容の問題等につきましては、この再建計画の樹立、あるいはその遂行というような段階において、いろいろ締めつけが行なわれるのではないかと、いう心配を依然として持たざるを得ないのでございまして、こういう点からいって、そういうおそれのある——単なるおそれじゃなくて、強い規制からくるそういう問題が十分解決をされておらない、こういう改正案に対しては遺憾ながら賛成をいたすことができないのであります。

以上、二、三を申し上げまして、党の立場において反対をする理由といたしたのでございます。(拍手)

○原田正君 私は、公明党を代表し、本法律案に反対いたします。

反対理由の第一点は、この法律案が本質的に企業性を重視し、公共性を軽視しておるからであります。すなわち、地方公営企業というものは、住民の福祉を増進するため、地方公共団体が行なうべき公共的事務をたまたま企業という形態で運営するものでありまして、営利の追求を目的とする民間企業とは、その存立の基礎を根本的に異にするものであります。しかるに政府の提出してきた法案を見ますと、このような地方公営企業の本質を曲げております。政府は一般会計等との負担区分を明確にすることにより、公共性と企業性の調

和をはかれるなどといっております。しかし、これは誤まりであります。負担区分の明確化というのは、たとえば、一般行政として行なう予防注射の費用を病院会計に持たしてはいけないとか、消防で使う水は一般会計で持てとかいうのでありまして、本来企業が負担すべきでないものを負担しなくてよいとするもので、あたりまえのことなのです。民間企業だってこのようなものを負担する義務はないのです。だからこの種のを地方公営企業に負担させていたのがおかしいので、それを今回、法律上除去しようというので、何も法律を改正しなかつたて十分やつていなくてはならなかつたのであります。このように民間企業ですから負担する必要のないものを負担してはならないとあたりまえのことを規定し、その上に独立採算制の確立をはかつたからといって、公共性と企業性との調和がはかれると考えることは、根本的に間違っていると思うのであります。地方公営企業の行なう事業は、公益事業が主体でありまして、まず政府みづからが住民、すなわち国民福祉の増進をはかるため、何をなすべきか明確な態度を明らかにし、その上に立つて公共的立場から地方公営企業が運営されるべきで、本法案はただ独立採算制、企業性のみを強調していることを私は強く不満とするのであります。

第二点は、公益事業について国がとるべき政策が明らかにされていない点であります。たとえば、国民生活に必要な欠くべからざる水の問題ですが、水の料金は十立方メートル当たり百円から九百円くらいまでの開きがあります。従来の政府の水道政策は、起償を認めて給水施設をふやすことだけに終始し、その費用はすべて利用者負担ということであったため、このような現状になったのです。工業用水道には、地盤沈下とか、基礎整備とか、いろいろ理由をつけて補助金を交付し、低料金政策

高速鉄道の整備が必要になったが、政府の政策は涙ばかりの補助金の交付をするだけで、膨大な建設費は一部を除いてすべて料金にかぶせております。ほかにもいろいろ問題はありますが、要するに、今回の改正案は政府が必要な財政援助を行わず、地方公営企業だけに合理化を求め、住民に負担を転嫁させようとするもので、納得できないのです。このようなことでは、社会開発を唱える現内閣の看板が泣くのではないかと思っています。

第三点は、地方公営企業の発展の具体策に乏しいと思うのであります。地方公営企業が企業として存立するためには、自己資本の充実、低利長期資金ワクの拡大などの措置が必要であります。しかるに政府は、公営企業金融公庫の出資金を新たに二億円増額し、水道の金利を七分三厘から七分に下げようとしているにすぎません。また、地方財政計画に織り込まれている出資金のワクもごくわずかなものにすぎません。このようなことでは、将来の企業の健全な発展、住民福祉の向上などではないと思うのであります。

第四点は、赤字公営企業の再建策についてであります。累積欠損金の解消については、幸い衆議院において大幅な修正が行なわれ、その点私どももその努力を了とするものであります。今後この法律が成立し、実施いたされるとき、これが交通事業のように根本的に困難な問題をかかえております事業については、政府が本腰を入れて解決策に乗り出すことが大切であります。ただ、地方公共団体や企業、また、そこに働く従業員にだけげたを預けたようなやり方で、はたして何の摩擦もなく健全化がはかれるでしょうか。結局は従業員の賃下げ、首切り、配置転換など、従業員の責任で健全化政策が押し進められるものと考えるのであります。私はこの点を深く憂慮するものであります。

○委員長(岸田幸雄君) ほかに御意見もないよう
により、私は本法案に反対するものであります。
(拍手)

でございますので、本案に対する討論は終結したものと認め、これより採決を行ないます。

地方公営企業法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸田幸雄君) 多数であります。よって本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、沢田君から各派共同提出による附帯決議案が提出されております。沢田君に説明を願います。

○沢田一精君 地方公営企業法の一部を改正する法律案が可決されましたが、私はこの際、各派共同による次の附帯決議を付したいと存するわけでございます。ただいまから案文を朗読いたしますので、各位の御賛同をお願い申し上げます。

地方公営企業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方公営企業の健全な発展をはかるため、左の諸点について留意すべきである。

一 水道事業及び地下鉄事業に対する国の財政援助措置の強化に努めること。

二 公営企業金融公庫に対する政府出資を増額する等により、水道事業、交通事業等住民に直結する地方公営企業に対する企業債の貸付条件の改善に努めること。

三 国の公共料金抑制策により地方公営企業を経営する地方公共団体に対し協力を求める場合は、当該地方公営企業の健全な運営が確保されるよう財政上適切な措置を講ずること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(岸田幸雄君) ただいまの沢田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。

よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し永山自治大臣より発言を求められております。これを許します。

○國務大臣(永山忠則君) ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を尊重して善処いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 審査報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任を願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後十一時七分散会

昭和四十一年七月六日印刷

昭和四十一年七月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局